

写

令和4年

大竹市議会臨時会(第1回)会議録

大竹市議会定例会(第2回)会議録

大竹市議会

令和4年1月大竹市議会臨時会（第1回）会議録目次

1月21日開会

1月21日閉会

◎第1日（1月21日）

議事日程	-----	1
会議に付した事件	-----	1
出席議員	-----	1
欠席議員	-----	1
説明のため出席した者	-----	1
出席した事務局職員	-----	2
会期決定について	-----	3
開会（開議）	-----	4
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	4
日程第 2 会期決定について	-----	4
日程第 3 認 第 1 号	-----	4
日程第 4 議案第 1 号	-----	6
追加日程第 1 議案第 1 号	-----	7
閉 会	-----	9

令和4年3月大竹市議会定例会（第2回）会議録目次

3月 2日開会

3月25日閉会

◎第1日（3月2日）

議事日程	-----	11
会議に付した事件	-----	12
出席議員	-----	12
欠席議員	-----	13
説明のため出席した者	-----	13
出席した事務局職員	-----	13
会期決定について	-----	14
開会（開議）	-----	15
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	17
日程第 2 会期決定について	-----	17
日程第 3 請願の取り下げについて	-----	18
日程第 4 議案第 2号		
） （一括）	-----	18
日程第19 議案第19号		
日程第20 議案第14号		
） （一括）	-----	23
日程第25 議案第22号		
日程第26 議案第21号		
） （一括）	-----	26
日程第27 議案第27号		
日程第28 議案第23号	-----	27
日程第29 議案第24号	-----	28
日程第30 議案第25号	-----	29
日程第31 議案第26号	-----	30
日程第32 議案第28号		
） （一括）	-----	30
日程第33 議案第30号		
日程第34 議案第29号	-----	33
日程第35 令和4年陳情第1号	-----	33
散会	-----	34

◎第2日（3月9日）

議事日程	-----	37
------	-------	----

会議に付した事件	-----	38
出席議員	-----	38
欠席議員	-----	38
説明のため出席した者	-----	38
出席した事務局職員	-----	39
一般質問及び総括質疑通告表	-----	40
開議	-----	43
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	43
日程第 2 令和4年決議案第1号	-----	43
日程第 3 議案第 2号		
(一括)	-----	44
日程第 13 議案第 12号		
日程第 14 議案第 14号		
(一括)	-----	90
日程第 26 議案第 30号		
日程第 27 議案第 23号		
(一括)	-----	96
日程第 29 議案第 29号		
日程第 30 議案第 26号	-----	98
日程第 31 令和4年陳情第1号	-----	99
散会	-----	105

◎第3日（3月25日）

議事日程	-----	107
会議に付した事件	-----	107
出席議員	-----	107
欠席議員	-----	107
説明のため出席した者	-----	107
出席した事務局職員	-----	108
開議	-----	109
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	109
日程第 2 議案第 2号		
(一括)	-----	109
日程第 12 議案第 12号		
日程第 13 議員派遣について	-----	117
閉会	-----	118

令和4年1月
大竹市議会臨時会（第1回）議事日程

令和4年1月21日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	
第 3	認 第 1号	専決処分の承認を求めることについて（令和3年度大竹市一般会計補正予算（第9号））	即 決
第 4	議案第 1号	製造の請負契約の締結について（阿多田～小方航路旅客船兼自動車航送船建造工事）	生活環境付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 認 第1号（説明・表決）
- 日程第 4 議案第1号（説明・付託）
- 追加日程第 1 議案第1号（報告・表決）

○出席議員（15人）

1番 賀屋幸治	2番 藤川和弘
3番 原田孝徳	4番 小中真樹雄
5番 中川智之	6番 小田上尚典
7番 北地範久	8番 西村一啓
9番 和田芳弘	10番 網谷芳孝
11番 児玉朋也	12番 山崎年一
13番 日域 究	14番 細川雅子
15番 寺岡公章	

○欠席議員（1人）

16番 山本孝三

○説明のため出席した者

市 長	入山欣郎
副 市 長	太田勲男
教 育 長	小西啓二
総 務 部 長	中村一誠
市 民 生 活 部 長	三原尚美
健康福祉部長兼福祉事務所長	豊原 学
建 設 部 長	山本茂広
上 下 水 道 局 長	古賀正則
消 防 長	佐伯和規
総務課長併任選挙管理委員会事務局長	柿本 剛

企 画 財 政 課 長	三 井 佳 和
○出席した事務局職員	
議 会 事 務 局 長	三 上 健
議 事 係 長	加 藤 豪

会期決定について

令和4年1月大竹市議会臨時会（第1回）の会期を、次のとおり定める。

令和4年1月21日提出

大竹市議会議長 賀屋幸治

自 令和4年1月21日

1日間

至 令和4年1月21日

会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
1. 21	金	本会議		・開会 ・会期決定 ・一般議案上程（即決・付託）
			生活環境委員会	付託案件審査
				・一般議案委員長報告（表決） ・閉会

10時00分 開議

○議長（賀屋幸治） おはようございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、お知らせがございます。

1月17日の議会運営委員会の申し合わせにより、飛沫感染を防ぐため、また、会議の時間を短縮するため、本臨時会では議員の皆さん、執行部とも登壇せず、自席で起立して発言することになっております。皆様の御協力をお願いいたします。

それでは臨時会開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

○市長（入山欣郎） 市議会臨時会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、御多忙の中御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

このたびの臨時会で御提案いたします議案でございますが、専決処分の承認を求めることについて、製造の請負契約の締結についての2案件でございます。各案件につきましても、後ほど詳しく説明をさせていただきます。議員の皆様におかれましては、どうか慎重に御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましての御挨拶といたします。

○議長（賀屋幸治） これより、日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（賀屋幸治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、10番、網谷芳孝議員、11番、児玉朋也議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期決定について

○議長（賀屋幸治） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第3 認 第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度大竹市一般会計補正予算（第9号））

○議長（賀屋幸治） 日程第3、認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度大竹市一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。



副市長。

○副市長（太田勲男） 認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度大竹市一般会計補正予算（第9号））を御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々が速やかに生活や暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を支給するための予算措置が必要となりました。

このため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年1月13日付で専決処分しましたので、御承認をお願い申し上げます。

専決しました補正予算は、歳入歳出予算の総額に3億7,233万4,000円を追加し、予算総額を176億8,181万2,000円としたものでございます。

補正予算の内容につきましては、歳出において第3款民生費に、住民税非課税世帯等臨時特別給付金3億6,500万円、給付に係る事務費として733万4,000円を計上し、歳入として、住民税非課税世帯等臨時特別支援事業費国庫補助金3億6,500万円、住民税非課税世帯等臨時特別支援事務費国庫補助金733万4,000円を計上したものでございます。

第2表繰越明許費の補正は、事業計画にあわせ、繰越措置を行ったものでございます。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより本件の討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、認第1号を採決いたします。

本件を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件を承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第1号 製造の請負契約の締結について（阿多田～小方航路旅客船兼自動車航送船建造工事）

○議長（賀屋幸治） 日程第4、議案第1号製造の請負契約の締結について（阿多田～小方航路旅客船兼自動車航送船建造工事）を議題といたします。

提案者に、提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（三原尚美） 議案第1号製造の請負契約の締結について、提案理由を説明いたします。

本件は、阿多田小方航路の運航事業に使用する船舶を、この航路の運航事業者である有限会社阿多田島汽船にかわり、市において設計及び建造するための請負契約を締結することでございます。

建造する船舶は、平成16年にこの航路に就航した阿多田島汽船所有の涼風の代船になるものでございます。

新船は、基本的には涼風と同規模のフェリーですが、運航時の安全性を高めるため、主機関をこれまでの1基1軸から2基2軸としたほか、狭い港内でも操船しやすいよう、横方向への移動を補助するためのサイドスラスタを装備することとしております。

契約の相手方は、公募型プロポーザル方式により事業者を募り、決定した、神原造船株式会社でございます。昨年8月20日から公募を開始し、10月18日に庁内の選定委員会での審査を経て、受託予定者として決定しています。

このたび建造仕様などの協議が整いましたので、1月12日に仮契約を締結いたしました。金額は4億2,900万円でございます。本件の予定価格が1億5,000万円を超えていることから、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工期は、議決の日の翌日から令和5年2月28日まででございます。

以上で、議案第1号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は生活環境委員会に付託いたします。

この際御通知いたします。

次の休憩中、生活環境委員会を第1委員会室で開会する旨、委員長から通知を受けております。委員各位にはお含みの上、御参集お願いいたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

10時10分 休憩

15時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

この際、議案第1号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

**追加日程第1 議案第1号 製造の請負契約の締結について（阿多田～小方航路旅客船兼自動車航送船建造工事）**

○議長（賀屋幸治） 追加日程第1、議案第1号製造の請負契約の締結について（阿多田～小方航路旅客船兼自動車航送船建造工事）を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、日域究議員。

**生活環境委員会議案審査報告書**

令和4年1月21日、第1回臨時会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

**記**

| 議案番号  | 件名                                     | 審査の結果 |
|-------|----------------------------------------|-------|
| 議案第1号 | 製造の請負契約の締結について（阿多田～小方航路旅客船兼自動車航送船建造工事） | 原案可決  |

令和4年1月21日

大竹市議会議長 賀屋 幸治 様

生活環境委員長 日域 究

○生活環境委員長（日域 究） それでは、本日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案1件につきまして、先ほどの休憩中に委員会を開催し、審査を行いましたので、審査経過の概要並びに結果について、御報告申し上げます。

議案第1号製造の請負契約の締結について（阿多田～小方航路旅客船兼自動車航送船建造工事）でございますが、本件では、まず、「この事業に係る財源の内訳について伺う」との質疑に対しまして、「国の、地域公共交通確保維持改善事業の離島航路構造改革補助のメニューを活用することとしている。国庫補助は事業費の30%で、残りの70%は辺地対策事業債を活用することとしている。なお、辺地対策事業債の元利償還金80%が交付税の基準財政需要額に算入される予定である」との答弁がございました。

次に、「主機関の仕様が大きく変更されることで、航行速度が速くなるのか。速くなる

のであれば、ダイヤが変更されることなどはあるのか伺う」との質疑に対しまして、「主機関は、現行船の涼風の1基1軸から、新船では2基2軸になる。そして、涼風のエンジンは約600馬力だが、新船は約500馬力が2基となる。抵抗の増加や燃費を考え、航行速度を現在以上求めるものではない。涼風と同様の航海速度が維持でき、片道35分で航行できるようにする予定である。

ダイヤは、フェリーのメンテナンスや船員の労働時間の問題もあり、便数をふやしたり、時間を遅くしたりすることは難しいため、現行から変更はない予定であると阿多田島汽船から聞いている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案1件の、審査報告を終わります。

○議長（賀屋幸治） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

臨時会閉会に当たり、市長から挨拶がございます。

市長。

○市長（入山欣郎） 本日ここに、1月市議会臨時会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し

上げます。

このたびの臨時会では、議員の皆様におかれましては、御提案申し上げました案件を終始熱心に御審議いただき、いずれも原案のとおり議決を賜りました。厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が再び猛威を振るっております。何かと気を遣う日々が続くこととなります。皆様におかれましてはどうか御自愛いただきまして、ますますの御活躍をお祈り申し上げます。

以上、閉会に当たりましての御挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） これにて本日の会議を閉じ、第1回大竹市議会臨時会を閉会いたします。

15時06分 閉会

(4. 1. 21)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年1月21日

大竹市議会議長 賀 屋 幸 治

大竹市議会議員 網 谷 芳 孝

大竹市議会議員 児 玉 朋 也

令和4年3月  
大竹市議会定例会（第2回）議事日程

令和4年3月2日10時開会

| 日 程 | 議案番号   | 件 名                                 | 付 記                                           |
|-----|--------|-------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 第 1 |        | 会議録署名議員の指名                          |                                               |
| 第 2 |        | 会期決定について                            |                                               |
| 第 3 |        | 請願の取り下げについて                         | 即 決                                           |
| 第 4 | 議案第 2号 | 令和4年度大竹市一般会計予算                      | 予 算 説 明<br>(一 括)                              |
| 第 5 | 議案第 3号 | 令和4年度大竹市国民健康保険特別会計予算                |                                               |
| 第 6 | 議案第 4号 | 令和4年度大竹市漁業集落排水特別会計予算                |                                               |
| 第 7 | 議案第 5号 | 令和4年度大竹市農業集落排水特別会計予算                |                                               |
| 第 8 | 議案第 6号 | 令和4年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算              |                                               |
| 第 9 | 議案第 7号 | 令和4年度大竹市土地造成特別会計予算                  |                                               |
| 第10 | 議案第 8号 | 令和4年度大竹市介護保険特別会計予算                  |                                               |
| 第11 | 議案第 9号 | 令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算               |                                               |
| 第12 | 議案第10号 | 令和4年度大竹市水道事業会計予算                    |                                               |
| 第13 | 議案第11号 | 令和4年度大竹市工業用水道事業会計予算                 |                                               |
| 第14 | 議案第12号 | 令和4年度大竹市公共下水道事業会計予算                 |                                               |
| 第15 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について                    | 即 決                                           |
| 第16 | 諮問第 2号 | 人権擁護委員候補者の推薦について                    | 即 決                                           |
| 第17 | 議案第13号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について             | 即 決                                           |
| 第18 | 議案第18号 | 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正について     | 総務文教付託                                        |
| 第19 | 議案第19号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について    | 総務文教付託                                        |
| 第20 | 議案第14号 | 大竹市公告式条例の一部改正について                   | 総務文教付託<br>総務文教付託<br>総務文教付託<br>(一 括)<br>総務文教付託 |
| 第21 | 議案第15号 | 大竹市個人情報保護条例の一部改正について                |                                               |
| 第22 | 議案第16号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について             |                                               |
| 第23 | 議案第17号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について            |                                               |
| 第24 | 議案第20号 | 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について |                                               |
| 第25 | 議案第22号 | 大竹市マロンの里設置及び管理条例の一部改正について           | 総務文教付託                                        |

|     |           |                                    |                 |
|-----|-----------|------------------------------------|-----------------|
| 第26 | 議案第21号    | 大竹市教育振興基金条例の一部改正について               | 総務文教付託<br>(一 括) |
| 第27 | 議案第27号    | 大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定について           |                 |
| 第28 | 議案第23号    | 大竹市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について     | 生活環境付託          |
| 第29 | 議案第24号    | 大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について | 総務文教付託          |
| 第30 | 議案第25号    | 財産の無償譲渡について                        | 生活環境付託          |
| 第31 | 議案第26号    | 大竹市阿多田保育園の指定管理者の指定について             | 生活環境付託          |
| 第32 | 議案第28号    | 令和3年度大竹市一般会計補正予算(第10号)             | 総務文教付託<br>(一 括) |
| 第33 | 議案第30号    | 令和3年度大竹市一般会計補正予算(第11号)             |                 |
| 第34 | 議案第29号    | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について               | 生活環境付託          |
| 第35 | 令和4年陳情第1号 | 晴海臨海公園西側園路整備工事計画の陳情                | 生活環境付託          |

#### ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 請願の取り下げについて
- 日程第 4 議案第 2号から日程第19 議案第19号(説明・継続・表決・付託)
- 日程第20 議案第14号から日程第25 議案第22号(説明・付託)
- 日程第26 議案第21号から日程第27 議案第27号(説明・付託)
- 日程第28 議案第23号(説明・付託)
- 日程第29 議案第24号(説明・付託)
- 日程第30 議案第25号(説明・付託)
- 日程第31 議案第26号(説明・付託)
- 日程第32 議案第28号から日程第33 議案第30号(説明・付託)
- 日程第34 議案第29号(説明・付託)
- 日程第35 令和4年陳情第1号(付託)

#### ○出席議員(15人)

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 賀屋幸治 | 2番  | 藤川和弘  |
| 3番  | 原田孝徳 | 4番  | 小中真樹雄 |
| 5番  | 中川智之 | 6番  | 小田上尚典 |
| 7番  | 北地範久 | 8番  | 西村一啓  |
| 9番  | 和田芳弘 | 10番 | 網谷芳孝  |
| 11番 | 児玉朋也 | 12番 | 山崎年一  |
| 13番 | 日城 究 | 14番 | 細川雅子  |



15番 寺岡公章

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市長  
副市長  
教育長  
総務部長  
市民生活部長  
健康福祉部長兼福祉事務所長  
建設部長  
上下水道局長  
消防長  
総務課長併任選挙管理委員会事務局長  
企画財政課長

入山欣郎  
太田勲男  
小西啓二  
中村一誠  
三原尚美  
豊原学  
山本茂広  
古賀正則  
佐伯和規  
柿本剛  
三井佳和

○出席した事務局職員

議会事務局長  
議事係長

三上健  
加藤豪

## 会期決定について

令和4年3月大竹市議会定例会（第2回）の会期を、次のとおり定める。

令和4年3月2日提出

大竹市議会議長 賀屋幸治

自 令和4年3月 2日

24日間

至 令和4年3月25日

## 会期日程表

| 期 日  |   | 会 議 |                          | 付 記                                                        |
|------|---|-----|--------------------------|------------------------------------------------------------|
| 月 日  | 曜 | 本会議 | 委 員 会                    |                                                            |
| 3. 2 | 水 | 本会議 |                          | ・開会 ・会期決定<br>・当初予算説明<br>・一般議案上程（即決・付託）<br>・陳情上程（付託）<br>・散会 |
|      |   |     | 総務文教委員会                  | 付託案件審査                                                     |
| 3    | 木 | 休 会 | 生活環境委員会                  | 付託案件審査 10時～                                                |
| 4    | 金 |     | 基地周辺対策特別委員会<br>議会改革特別委員会 | 10時～                                                       |
| 5    | 土 |     |                          |                                                            |
| 6    | 日 |     |                          |                                                            |
| 7    | 月 |     |                          |                                                            |
| 8    | 火 |     |                          |                                                            |
| 9    | 水 |     | 本会議                      |                                                            |
| 10   | 木 | 予備日 | 予算特別委員会                  | 正副委員長互選                                                    |
| 11   | 金 | 休 会 |                          |                                                            |
| 12   | 土 |     |                          |                                                            |
| 13   | 日 |     |                          |                                                            |
| 14   | 月 |     | 予算特別委員会                  | 付託案件審査 13時～<br>※市内中学校（大竹、小方、玖波）卒業式                         |
| 15   | 火 |     | 予算特別委員会                  | 付託案件審査 10時～                                                |
| 16   | 水 |     | 予算特別委員会                  | 付託案件審査 10時～                                                |
| 17   | 木 |     | 予算特別委員会（予備日）             |                                                            |
| 18   | 金 |     |                          | ※市内小学校（大竹、小方、玖波）卒業式                                        |
| 19   | 土 |     |                          |                                                            |
| 20   | 日 |     |                          |                                                            |
| 21   | 月 |     |                          | （春分の日）                                                     |
| 22   | 火 |     |                          |                                                            |
| 23   | 水 |     |                          |                                                            |
| 24   | 木 |     |                          |                                                            |
| 25   | 金 | 本会議 |                          | ・予算議案委員長報告（表決）<br>・閉会                                      |

10時00分 開議

○議長（賀屋幸治） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び会期決定についてと請願取下申出書、陳情文書表、諸般の報告書をサイドブックに掲載しておりますので、御確認ください。

日程に入る前に、確認のため、改めて皆さんにお知らせをいたします。

2月24日の議会運営委員会での申し合わせにより、飛沫感染を防ぐため、また、会議の時間を短縮するため、本定例会では皆さん、執行部とも登壇せず、自席で起立して発言することになっております。

また、新型コロナウイルス感染予防のため、50分を目安として休憩を入れ、本会議場の換気をしたいと思っております。御理解と御協力をお願いいたします。

日程に入る前に、謹んで御報告申し上げます。

本市議会の議員でありました山本孝三議員が去る2月6日御逝去されました。まことに痛恨のきわみであります。ここに故人の御冥福をお祈りし、1分間の黙とうをささげたいと思っております。皆様の御起立をお願いいたします。

黙とう、始め。

[黙とう]

○議長（賀屋幸治） 黙とうを終わります。御着席ください。

続きまして、故山本孝三議員に対する弔意を表すため、同僚議員の日域究議員から追悼の言葉として発言の申し出がありましたので、これを許します。

13番、日域究議員。

○13番（日域 究） それでは、僭越ですけれども、追悼の言葉を述べさせていただきます。

御案内のように、大竹市議会の最長老の議員であった山本孝三議員が先月6日に逝去されました。最後の2年半ではありますが、山本議員とともに4人の議員で活動した会派くろがねの代表としてここに衷心より哀悼の意を表するとともに、一言追悼の言葉を述べさせていただきます。

国会などでの追悼演説は与野党の反対側、つまり論戦をやり合った立場として敵ながらあっぱれという形で行われるようです。私と山本議員との間は、両方の立場がありますので、あらかじめお断りしておきます。

山本議員は昭和42年8月に34歳で初当選をされて以来、連続14回もの当選を重ね、在籍期間54年と5カ月という恐るべき長期の議員生活を送られました。半世紀を超える長期間、大竹市の変遷を市議会議員という立場から見続けてこられた大先輩について私が語れることは断片にすぎません。

僭越とは存じますが、ここでは3点の断片を紹介させていただきたいと思っております。

最初は山本議員の政治姿勢を支えたバックボーンについてです。

山本議員は昭和8年3月生まれですから、ちょうど12歳のときに原爆の被爆を体験しておられます。本人からお聞きした話ですが、直撃を受けたのではなく、いわゆる入市被爆、それであるがゆえに原爆の惨状をつぶさに目にされたのではないかと思います。そして、

この悲惨さを繰り返してはいけないという、そこで生まれた強い信念が33歳での市議選挑戦、そして、34歳での初当選につながったのではないかと思います。その後、54年もの間、反戦平和の信念は彼の中では、いささかも揺らいでおりません。孤軍奮闘で議会論戦に挑む姿は皆様御記憶にあると思います。

2つ目は、したたかな議会戦術です。私が経験した大竹市議会の紛糾事件として記憶に残るものの1つに廃プラ事件があります。この事件は、日本の廃プラ処理が表向きは環境配慮のリサイクルだとされていながら、現実には中国に輸出されているという状況下で起こったものでありました。ただ、当時の市議会ではそんなことは知る由もなく、単に処理委託したのに処理せずに放置した委託先とのトラブルとして、その対応策を議論していました。放置されている廃プラを排出責任者である大竹市はどうするのかという段階での議論でした。まず、市費9,000万円をかけて処理するという補正予算案が市長から出されました。それは高過ぎるとして、先輩議員とともに予算額を四、五千万円だったか半額程度に下げた修正案を出して、市長案に対抗しました。議案提出者はなぜか私の名前だったように記憶しています。するとその次です。さらに山本議員から第3案が出されたんです。全く想定していませんでした。その金額は7,000万円程度だったと思いますが、結局はその案で決着となりました。私たちからすればやられたの一言でした。

3つ目は、それから数カ月後、現実的対応が光った場面です。平成18年3月議会での建設水道委員会、主な議案は大願寺山開発の120億円という巨大な起債について、返済財源として見込んでいた宅地売却収入の可能性が全く見通せないという状況に立ち至り、その起債を一括償還から超長期分割償還に組み替えるという、地方自治体としては前例のないような窮余の一策、奇想天外とも言える補正予算案でした。山本議員はその委員長として1つの議案でありながら、審議が休会日を挟みながら数日間にわたるという長丁場を乗り切りました。しかも委員長としても自らも多く質疑をし、時には冗談を交えて笑いを取りながらも、最終的には賛成多数に持ち込みました。大竹市の財政を死のふちまでも連れて行った大願寺山開発を土壇場で救った立役者の1人が大願寺山開発に終始反対し続けた山本孝三議員であったというのも歴史の皮肉でしょうか。その後の大竹市財政はそのときに組み替えたスキームに調整を加えながら、もともと広島県内では最上位クラスである財政力の強さを生かして、確実に健全化しております。何でも反対との印象がないとは言えない山本議員の名誉のためにも紹介しておきたいと思います。

最後に、山本議員に申し上げます。対立したことも協調したこともいろいろありました。それぞれが今はよき思い出です。長い間本当にありがとうございました。そして、御苦労さまでした。山本議員がいなくなったのをこれ幸いと思ったのかどうか、ロシアがウクライナに武力侵攻し、世界が騒然としております。でも、山本議員の議員生活は終わりました。もうしゃばのことは忘れて、今は安らかにお眠りください。後のことは我々で何とかしたいと思います。

以上、簡単ではございますが、山本議員追悼の言葉とさせていただきます。

○議長（賀屋幸治） ありがとうございました。

定例会開会にあたり、市長から挨拶がございます。

市長。

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるにあたりまして、御挨拶を申し上げます。

まず、山本孝三議員の訃報に接し、心より哀悼の誠をささげたいと思います。先ほど日域議員からも追悼のお言葉がございましたが、山本議員は14期、実に54年という長きにわたり大竹市のためにお力を尽くされました。その御功績と、体調を崩されながらも最後まで現役を貫かれた、その姿に心より深く敬意と感謝の意を表すところでございます。山本議員に対しましては、生前の御功勞に対し、叙勲を上申するとともに、市政功勞の表彰をさせていただきます。在りし日に山本議員からいただきました数々のお言葉を胸に、これからもしっかりと市政運営に務めてまいる所存でございます。この場をお借りしまして、改めまして山本議員に心より御礼を申し上げます。ありがとうございました。安らかにお眠りください。

それでは、このたびの定例会についてでございますが、さきの議員全員協議会におきまして概要を説明いたしましたように、令和4年度当初予算案を御提案させていただきたいと存じます。

令和4年度はこれまで取り組んでまいりました本市の課題に継続して取り組みながら、これまで着手できていなかった懸案事項にも新たにに取り組む予算編成としております。御承知のとおり、長く続くコロナ禍において、地域経済はもとより、日本全体が疲弊し、大変厳しい社会情勢を迎えています。もともとこの国を支える働く世代が激減する中で、経済環境の回復には時間を要するものと思っています。困難な時代でも先を見据え、今やるべきこと、できること、できないことをしっかりと見極めながら、皆で力を合わせ、取り組んでまいりたいと考えています。

それでは、御提案いたします議案についてでございますが、令和4年度当初予算案をはじめ、人権擁護委員候補者の推薦について、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、条例の一部改正について、財産の無償譲渡について、指定管理者の指定について、一般会計の補正予算案など合わせて31案件でございます。これらの議案につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきます。議員の皆様におかれましては、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、定例会の開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

○議長（賀屋幸治） これより、日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（賀屋幸治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、12番、山崎年一議員、13番、日域究議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 会期決定について

○議長（賀屋幸治） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月25日までの24日間といたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、会期は24日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 請願の取り下げについて

○議長（賀屋幸治） 日程第3、請願の取り下げについてを議題といたします。

令和3年請願第1号として受け付けました公立・公的医療機関等の「再検証」要請の白紙撤回、および地域医療構想の見直しに関する請願については、サイドボックスに掲載しているとおり、請願者から請願取下申出書が提出されております。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております令和3年請願第1号の取り下げについては、会議規則第19条第1項の規定により、申し出のとおりこれを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、令和3年請願第1号の取り下げについては、承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第4～日程第19〔一括上程〕

議案第 2号 令和4年度大竹市一般会計予算

議案第 3号 令和4年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案第 4号 令和4年度大竹市漁業集落排水特別会計予算

議案第 5号 令和4年度大竹市農業集落排水特別会計予算

議案第 6号 令和4年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算

議案第 7号 令和4年度大竹市土地造成特別会計予算

議案第 8号 令和4年度大竹市介護保険特別会計予算

議案第 9号 令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案第10号 令和4年度大竹市水道事業会計予算

議案第11号 令和4年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案第12号 令和4年度大竹市公共下水道事業会計予算

諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第13号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

議案第18号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について

議案第19号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（賀屋幸治） 日程第4、議案第2号令和4年度大竹市一般会計予算から、日程第19、議案第19号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてに至る16

件を一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（入山欣郎） 令和4年度の当初予算案の上程にあたりまして、私の市政運営の基本的な考え方と新年度の主な施策について説明させていただき、議員の皆様方並びに市民の皆様のご理解と御協力を賜りたいと思います。

昨年、大竹市まちづくり基本構想を策定しました。私はこれまでいろんな場面で、よいまちの実現のためには完成までに多くの時間と費用がかかり、どんな大きな事業であろうとも諦めて先延ばしするのではなく、30年、50年かけてでもやり遂げる、一步一步前進することの大切さを申し上げてまいりました。

人口が減り、収入が減る一方で扶助費が増加する厳しい行財政環境にあります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、状況はますます厳しくなっていますが、人々の和と人心を結集すれば、必ずよいまち大竹、誇りに思える大竹を実現できると信じています。

令和4年度当初予算案では、これまで取り組んでまいりました本市の課題に引き続きしっかりと取り組みます。また、これまで着手できていなかった懸案事項にも新たにに取り組んでまいります。

令和4年度当初の一般会計の歳入歳出予算規模は151億7,683万2,000円でございます。継続して進めていた市立保育所等整備事業等の完了により、前年度と比べ2.5%減となっております。

この予算規模の前提となる歳入の見込みでございます。市税収入は令和3年度の決算見込みも含め、前年度比2.4%の増加を見込んでおります。

市債は、普通建設事業費の減と臨時財政対策債の減により、前年度比33.8%の減少を見込んでおります。

また、平成19年度から交付を受けている再編交付金が令和3年度で終了することが大きな課題となっておりましたが、国において令和4年度予算案に再編交付金にかわる新たな交付金制度が創設されたことに伴い、国庫支出金に計上しております。新たな交付金の詳細はまだわかっておりませんが、貴重な財源として、これまで同様、市民の安心安全や福祉の向上、大竹市の魅力づくりに資する事業・施策に有効に活用してまいりたいと考えています。

それでは、一般会計の主な事業につきまして、幾つかの事業を説明いたします。

まず、継続事業としまして、大竹駅周辺整備事業、阿多田フェリー新船建造事業、大竹小学校プール建設事業に取り組みます。

大竹駅周辺整備事業は、引き続き自由通路や橋上駅の本体工事を行い、いよいよ令和4年度に橋上駅の開業と自由通路の供用を開始します。また、東口交通広場整備工事、西口駅前広場に隣接する市道の道路拡幅・無電柱化工事に着手するとともに、自由通路の供用開始に合わせ、北栄南栄1号線道路改良と街路である駅前油見線道路改築に新たに取り組みます。

阿多田フェリー新船建造事業は、令和4年度に新船が完成し、令和5年度から就航する

予定です。

大竹小学校プール建設事業は、令和5年度の完成に向け、工事着手します。

また、小方地区のまちづくり事業への取り組みといたしまして、小方地区のまちづくり基本構想の実現に向け、にぎわい交流ゾーンなどへの民間事業者等による魅力的な施設の誘導を図るため、用途地域の見直し等を検討します。

晴海臨海公園整備事業も引き続き行います。現在建設中の民間美術館等に接続する園路も整備します。

新規事業としましては、地域経済活性化事業への取り組みとして、市内中小事業者による地域特性等を生かした商品の開発、改良や販路拡大等に取り組む事業のほか、新たに創業するものに対して補助金を交付し、支援します。

また、不妊治療費助成事業への取り組みとしまして、これまで独自に助成していた特定不妊治療が令和4年4月から保険適用となることに伴い、新たに特定不妊治療にあわせて行われる保険適用外の先進医療等の治療費に独自に助成いたします。

公営企業会計を除く特別会計は、7会計の合計で68億367万円と前年度比で1.4%の減となっております。国民健康保険特別会計では、県全体で保険事業を推進する体制を整えていく中で、本市では生活習慣病の早期発見・早期治療、重症化の予防を積極的に進めるため、引き続き特定健診及び全てのがん検診及び新たに節目歯科検診を受診する方の自己負担額を無料にします。

土地造成特別会計の健全化のため、引き続き一般会計から従来の土地造成特別会計への繰り出しに加え、大竹工業団地及び小方ヶ丘団地からの税収の約4分の1を繰り出します。

介護保険特別会計では、大竹市第8期介護保険事業計画に基づき、介護保険サービス提供体制の充実を図っていくとともに、高齢者が住み慣れた地域で長く自立した日常生活を送れるように、健康づくり事業や日常生活支援総合事業など、介護予防の取り組みを推進します。

地方公営企業法の適用を受けます水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計の3公営企業会計でございます。

水道事業会計は、支出予定総額を13億734万4,000円と見込み、防鹿水源地ろ過池の改良や配水管改良事業等を予定しています。

工業用水道事業会計は、支出予定総額を8億5,632万1,000円と見込み、防鹿水源地遠方監視装置の更新事業等を予定しています。

公共下水道事業会計は、支出予定総額を24億2,880万6,000円と見込み、小島雨水排水ポンプ場の電気機械設備改築更新事業等を予定しています。

冒頭にも申しましたが、どんな大きな事業であろうとも、30年、50年かけてでもやり遂げること、一步一步前進することが大切だと思っています。日本の経済環境が急に改善することはなく、さらに新型コロナウイルス感染症対策により、行政の財政状況はますます厳しくなっていくと思います。その中でも大竹市まちづくり基本構想に掲げるキャッチフレーズである「笑顔・元気 かがやく大竹」を実現できますよう、よいまち、誇りに思えるまちをつくり上げるため、先を見据えて、今やるべきこと、やれることをしっかりと取



り組み、進めてまいります。

以上、まことに簡単でございますが、当初予算案の概略の説明といたします。

続きまして、諮問第1号及び諮問第2号、議案第13号、議案第18号及び議案第19号につきまして、一括して説明を申し上げます。

初めに、諮問第1号及び諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について、説明を申し上げます。

令和4年6月30日で現在の任期が満了となります人権擁護委員1名と欠員となっている1名の後任者を候補者として法務大臣に推薦しようとするものです。推薦にあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、順に説明いたします。

初めに、諮問第1号、土坂マチ子氏でございます。

土坂氏は、平成28年12月から民生委員・児童委員として活動され、社会奉仕の精神を持って常に住民の立場に立ち、個人の人格を尊重し、差別的・優先的な取り扱いをすることなく、人権の問題をはじめ、生活に関するあらゆる相談に応じ、助言や必要な援助を行っておられます。経験が豊富で、人望も厚く、地域の実情にも精通しておられる土坂氏は、人権擁護委員としては適任と考えますので、候補者として推薦しようとするものでございます。

次に、諮問第2号、池上宏氏でございます。

池上氏は、長年教育行政に携わってこられ、経験が豊富であり、広く人権課題に対し、よき理解者であるとともに、教育者として活躍されてきました。同氏は令和元年10月から大竹市選挙管理委員会補充員として名簿登録され、令和2年5月からは広島県明るい選挙推進協議会実践委員としても活動されています。また、令和2年度からは御園台自治会長としても活動され、人望も厚く、地域の実情にも精通しておられます。人権擁護委員としての使命及び職務を十分に理解されておられる池上氏は人権擁護委員として適任と考えますので、候補者として推薦しようとするものでございます。

以上で、諮問第1号及び諮問第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第13号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のように固定資産評価審査委員会は、地方税法で市町村に設置し、委員の任期は3年と定められ、定数は大竹市税条例で3人と定められております。これらの委員のうち、見島芳行氏が令和4年3月31日をもちまして任期満了となります。見島氏は、平成31年4月1日から固定資産評価審査委員会委員として、その職務に精励され、経験、人格、識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第18号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、一般職の職員の期末手当の見直しにより、市長、副市長及び教育長に支給する期末手当を併せて見直すものでございます。

続きまして、議案第19号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、一般職の職員の期末手当の見直しにより、議会の議員に支給する期末手当を併せて見直すものでございます。

以上で、諮問第1号及び諮問第2号、議案第13号、議案第18号及び議案第19号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますように、お願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております令和4年度各会計予算11件の議事についてはこの程度にとどめ、次の本会議に議事を継続したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、令和4年度各会計予算11件の議事は、次の本会議に継続することに決しました。続きまして、諮問第1号から議案第13号に至る3件について、これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

諮問第1号を採決いたします。

本件は異議ない旨を答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は異議ない旨を答申することに決しました。

続いて、諮問第2号を採決いたします。

本件は異議ない旨を答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は異議ない旨を答申することに決しました。

続いて、議案第13号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号はこれに同意することに決しました。

議案第18号及び議案19号は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第20～日程第25〔一括上程〕

議案第14号 大竹市公告式条例の一部改正について

議案第15号 大竹市個人情報保護条例の一部改正について

議案第16号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第17号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第20号 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第22号 大竹市マロンの里設置及び管理条例の一部改正について

○議長（賀屋幸治） 続いて、日程第20、議案第14号大竹市公告式条例の一部改正についてから、日程第25、議案第22号大竹市マロンの里設置及び管理条例の一部改正についてに至る6件を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中村一誠） 議案第14号から議案第17号まで、並びに議案第20号及び議案第22号の6議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第14号大竹市公告式条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

これまで、市に提出していただく文書について、押印の見直しを行ってきたところですが、併せて大竹市が発出する文書に押印する公印についても見直しを行ってきたところがございます。このたび、大竹市役所の掲示場に掲示する告示や公告についても見直すこととし、市長及びその他の市の機関が定める規程を公表する際、公印を押印しないよう改めるものがございます。

また、これまで大竹市役所の掲示場のほか、支所の掲示場にもその写しを掲示しておりましたが、これを本庁の掲示場にのみ掲示するよう改め、今後は、市のホームページに掲載する情報を充実させるなど、周知方法についてより効果的な方法で行いたいと考えております。

続きまして、議案第15号大竹市個人情報保護条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和3年10月29日のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令の公布により、行政機関の保有する個人情報の保護に

関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が令和4年4月1日に廃止されることに伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

大竹市個人情報保護条例において、これら廃止される法律の条項を引用しているため、個人情報の保護に関する法律の条項を引用するよう、改正を行うものでございます。なお、引用する法律の内容に差異はございません。

施行期日は、令和4年4月1日としております。

続きまして、議案第16号職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部が改正され、育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和等が行われることになりました。また、国家公務員においては、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等に関して人事院規則が改正され、令和4年4月1日に施行されます。

地方公共団体の職員の勤務時間・休暇、その他の勤務条件についても、国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められていることから、国家公務員の措置に準じて本市におきましても職員の育児休業等に関する条例の一部改正をしようとするものでございます。

改正の主な内容といたしまして2点ございます。

1点目は、非常勤職員における育児休業等の取得要件を緩和する改正でございます。非常勤職員の育児休業等の取得要件については、引き続きの在職期間が1年以上を必要としておりましたが、これを廃止することとし、在職期間を不要とする改正を行うものでございます。

2点目は、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関して、任命権者が講ずるべき措置を新設したものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日としております。

続きまして、議案第17号一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

御承知のように人事院は、昨年8月10日に国家公務員の給与等に関し、期末手当の支給月数について、0.15月分の引き下げを実施するよう勧告しました。この給与改定につきましては、国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が令和4年2月1日付で閣議決定されたところでございます。本市におきましても、県内他市の動向等を勘案し、国家公務員に準じ、職員の給与改正等を実施しようとするものでございます。

それでは、条例の改正内容について御説明申し上げます。

令和4年度以降に支給する期末手当の支給月数について、再任用職員を除く一般職の職員は0.15月分、再任用職員は0.1月分を引き下げる改定でございます。

次に、附則でございますが、第1項につきましては、この条例の施行期日を令和4年4月1日としたものでございます。

第2項につきましては、令和4年6月に支給する期末手当から令和3年12月に支給された期末手当の額に再任用職員以外の職員は127.5分の15を、再任用職員は72.5分の10を乗

じて得た額を減じる特例措置を規定するものでございます。

続きまして、議案第20号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、会計年度任用職員の期末手当の支給割合については、一般職の職員の給与に関する条例を準用し、一般職と同様の支給割合としているところでございます。このたびの改正は、引き続き期末手当の支給割合については一般職の職員の規定を準用いたしますが、会計年度任用職員が1年度内での任用であることから、年度内での支給割合は変更せず、年度当初の一般職の職員の支給割合で支給をしようとするものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日としております。

続きまして、議案第22号大竹市マロンの里設置及び管理条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

大竹市マロンの里の管理運営につきましては、大竹市マロンの里設置及び管理条例第4条の規定により指定管理制度を導入しております。この施設は、地域の産業や文化の振興による活性化と農村と都市との共生や交流を促し、農村と都市住民の憩いの場や地域の情報発信の基地としての拠点であり、その運営にあたっては専門的な知識や豊富な経験を有する職員等により、継続的・安定的な運営を行う必要があります。このため、より中長期的視点に立った運営が可能となるよう、指定管理期間を3年以内から5年以内に改正するものでございます。

また、マロンの里の開館時間につきましては、大竹市マロンの里設置及び管理条例第13条の規定により、交流館は午前9時から午後5時まで、農村公園は午前9時から午後9時までとしておりましたが、これまで午後5時以降の利用実績がないことや、より本格的に施設の運用ができるよう、マロンの里の施設全体を午前9時から午後5時までに改正するものでございます。

マロンの里の施設の利用料につきましては、大竹市マロンの里設置及び管理条例第16条第2項の規定により、市が定める利用料の範囲内において、指定管理者が定めることとなっております。これまで利用料の基準は、仮設テント1張り当たりで定めていましたが、キッチンカーなど、仮設テント以外の利用もできるよう、テント1張り当たりから1平方メートル当たりへ改正し、時間単位を午前・午後の半日単位から1時間単位へ改正するものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日としております。

以上で、議案第14号から議案第17号まで、並びに議案第20号及び議案第22号の6議案の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第14号から議案第22号に至る6件は、総務文教委員会に付託いたします。



日程第26～日程第27〔一括上程〕

議案第21号 大竹市教育振興基金条例の一部改正について

議案第27号 大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定について

○議長（賀屋幸治） 日程第26、議案第21号大竹市教育振興基金条例の一部改正について、及び日程第27、議案第27号大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○教育長（小西啓二） 議案第21号及び議案第27号につきまして、一括して御説明申し上げます。

議案第21号大竹市教育振興基金条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

国庫補助である公立学校施設整備費補助金等の交付を受けて整備した学校施設を、国が定める処分制限期間内に当該補助金等の交付目的に反して使用し、譲渡し、または貸し付けること等の財産処分を行う場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定により、文部科学大臣の承認が必要とされています。この文部科学大臣の承認に際しては、原則として財産処分に係る財産の残存価格に対する補助金等の相当額を国庫に納付することとされており、国庫補助事業完了後10年以上が経過した施設を有償により財産処分する場合、国庫に納付することとなる補助金等相当額以上の額を、地方公共団体が設置する学校の施設整備に要する経費に充てることを目的とした基金に積み立て、適切に運営するときは、当該承認にあたり、国庫納付を必要としないとされております。

現在、学校施設整備に要する経費の財源に充てることを目的とした基金がないことから、本条例を一部改正しようとするものです。

なお、このたび公立学校施設整備費補助金等の交付を受けて、昭和56年度に整備をいたしました旧穂原小学校の校舎及び体育館の建物が広島県が施工する国道186号道路改良事業の事業用地にあたることから、物件移転補償の対象となりました。当該財産処分に係る文部科学大臣の承認にあたり、補助金相当額以上を学校の施設整備に要する経費に充てることを目的として積み立て、適切に運用することの条件が付されており、令和4年度に積み立てる予定としております。

続きまして、議案第27号大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

大竹市手すき和紙作業所は、大竹市の伝統文化である手すき和紙の歴史や製造技術を後世に継承していくための施設として、平成7年度に開設し、おおたけ手すき和紙保存会に業務委託し、管理してまいりました。さらに令和元年度から令和3年度までの3年間は、おおたけ手すき和紙保存会を指定管理者として指定し、施設を運営管理しております。引き続き、おおたけ手すき和紙保存会を指定管理者に指定することで、これまでの管理実績

及び今後の自主的活動等の経験を生かした効果的で発展的な施設運営が図られるものと考えております。指定期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間でございます。

以上で、議案第21号及び議案第27号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第21号及び議案第27号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第28 議案第23号 大竹市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について

○議長（賀屋幸治） 日程第28、議案第23号大竹市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（山本茂広） 議案第23号大竹市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、道路構造令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、本条例も準じて改正しようとするものでございます。

改正の内容としましては、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられた帯状の車道の部分として、自転車通行帯に関する規定を新たに設けることにより、新たに整備する市道における自転車通行帯の設置の推進を図るものでございます。

道路構造令の改正の背景としまして、本来自転車専用の通行空間を確保する必要があるにもかかわらず、用地確保の制約等から自転車道に必要な幅員として、2メートル以上を確保できないことなどから、全国的に自転車道の整備ができない状況が多数生じていました。近年では、道路交通法に基づく普通自転車専用通行帯に必要な幅員として、1.5メートル以上の設置が進んでおり、自転車関連の交通事故数の減少や道路利用者の不安感の低減等の効果が実質的に確認されています。

このことから、普通自転車専用通行帯と同様に、必要幅員を1.5メートル以上とし、新たに整備する道路における自転車通行帯の設置の推進を図るため、道路構造令の一部が改正されたものでございます。

これに伴いまして、本条例も準じて改正しようとするものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日としております。

以上で、議案第23号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第23号は、生活環境委員会に付託をいたします。

会議の途中ですが、議場の換気のため、暫時休憩いたします。

なお、再開は11時ちょうどといたします。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

10時52分 休憩

11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第29 議案第24号 大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について

○議長（賀屋幸治） 日程第29、議案第24号大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消防長（佐伯和規） 議案第24号大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

近年、全国的に消防団員数が減少傾向にある一方、災害の多発化や激甚化が進んでおり、団員一人一人の役割が大変重要なものとなっております。

こうした状況の中、消防団員の労苦に報いるため処遇の見直しを行い、もって消防団員の確保を図ることを目的として令和3年4月13日付で国から非常勤消防団員の報酬等の基準が示されましたので、本基準にのっとり条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正点ですが、1点目としまして、団員の階級にあるものの報酬を現在の年1万8,500円から国が標準額として示した年3万6,500円に引き上げようとするものでございます。また、団員以外の他の階級につきましても職責等に応じて現在の報酬額からの引き上げを行うものでございます。

2点目としまして、現在、消防団員が災害時に出勤したり訓練等に参加した場合、費用弁償として手当を支給しておりますが、これを出勤報酬に改めるとともに、金額についても国の基準に合わせ1日当たり8,000円にしようとするものでございます。ただし、短時間の場合や災害以外の出勤については業務の負荷等を考慮し別に定めることができるとされていますので、5時間以下の場合には4,000円とする規定や、警戒・訓練等については1日当たり3,500円とする規定を設けております。

なお、年額報酬は毎年3月に、出勤報酬は毎年10月及び3月にそれぞれ支給しますが、

これらの報酬につきましては団員個人に直接支給することといたします。

その他の改正点としまして、国の基準にないポンプ等の整備点検に係る費用弁償を廃止するなど費用弁償について整理を行うほか、消防団員の任用に関する資格要件の見直し、その他字句の整理等を行っております。

施行日は、令和4年4月1日とし、経過措置として施行日前に出動し施行日以後も引き続き職務に従事する場合に係る出動報酬については、なお従前の例によるものとしております。

以上で、議案第24号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第24号は、総務文教委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第30 議案第25号 財産の無償譲渡について

○議長（賀屋幸治） 日程第30、議案第25号財産の無償譲渡についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（三原尚美） 議案第25号財産の無償譲渡について、提案理由を御説明いたします。

本議案は、大竹市大竹町大竹字金鑄原に所在する墓地用地を国へ無償譲渡するにあたり、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。

本財産は、広島西部山系直轄砂防（白石地区）工事用地として国土交通省から提供依頼があったものでございます。工事予定地にありました約130基の墓石は、公共補償により完成した市営白石墓苑へ移転するなど令和3年中に全ての撤去が完了しましたので、個人から市に寄附された墓地を含めた市有地を平成29年3月31日に国と市が締結した覚書に基づき、国へ無償譲渡するものでございます。

なお、本市が代替墓地取得に要した費用につきましては、国が負担しております。

以上で、議案第25号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第25号は、生活環境委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第31 議案第26号 大竹市阿多田保育園の指定管理者の指定について

○議長（賀屋幸治） 日程第31、議案第26号大竹市阿多田保育園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

なお、本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、13番、日域議員には退席を願っておりますので、御了承お願いいたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学） 議案第26号大竹市阿多田保育園の指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

大竹市阿多田保育園につきましては、平成31年4月1日から指定管理者として、社会福祉法人大竹市社会福祉協議会を指定しておりますが、次期の指定期間である令和4年4月1日から令和7年3月31日までの指定管理者の選定が必要となります。

社会福祉法人大竹市社会福祉協議会は、大竹市阿多田保育園の前身である阿多田児童館の開設当初から、阿多田島の子供たちの保育を長年行ってきた実績に加え、地域に精通している社会福祉法人大竹市社会福祉協議会が管理運営をすることにより、地域と調和した運営及び連携を可能とし、今後も阿多田島の子育て支援の充実が見込まれることから、当該施設の指定管理者として、社会福祉法人大竹市社会福祉協議会を引き続き指定管理者に指定しようとするものでございます。

以上で、議案第26号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第26号は、生活環境委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第32～日程第33〔一括上程〕**

議案第28号 令和3年度大竹市一般会計補正予算（第10号）

議案第30号 令和3年度大竹市一般会計補正予算（第11号）

○議長（賀屋幸治） 日程第32、議案第28号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第10号）及び日程第33、議案第30号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（太田勲男） 議案第28号及び議案第30号につきまして、一括して御説明申し上げます。

ます。

初めに、議案その1の41ページからの議案第28号令和3年度大竹市一般会計補正予算(第10号)につきまして、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ7億1,752万円を追加し、予算総額を183億9,933万2,000円にするとともに、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を予定しているものでございます。

では、内容を順に説明させていただきます。説明の都合により55ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費は、5億8,037万3,000円を増額するものでございます。

主な内容といたしましては、ふるさと納税寄附金の増額等に伴い地方創生事業基金積立金を計上するものでございます。

第3款民生費は、2,615万9,000円を増額するものでございます。主な内容といたしましては、国の補正予算による保育士等の処遇改善措置を令和4年2月から実施するため、私立保育所等補助金886万2,000円、また、利用者の増加等により施設型給付費等負担金981万5,000円を計上するものでございます。

第4款衛生費は、1,600万円を増額するものでございます。内容といたしましては、再編交付金を財源として、安定的に継続して阿多田診療所の運営を行うため、阿多田診療所基金への積立金を計上するものでございます。

第6款農林水産業費は、100万円を減額するものでございます。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により延期となった事業に要する経費を減額するものでございます。

第7款商工費は、958万6,000円を減額するものでございます。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となった事業に要する経費を減額するものでございます。

第8款土木費は、1億2,303万9,000円を増額するものでございます。主な内容といたしましては、土地開発公社経営健全化補助金2,183万9,000円、大竹駅周辺整備事業に係る委託料1億3,000万円を計上するものでございます。

第10款教育費は、1,746万5,000円を減額するものでございます。主な内容といたしましては、利用者の減少等により施設等利用給付費1,153万円を減額、また、先ほど民生費での御説明で申し上げました国の補正予算による保育士等の処遇改善の対象となる、放課後児童クラブ支援員等の処遇改善のため、放課後児童クラブ支援員等処遇改善臨時特例事業補助金237万6,000円を計上するものでございます。

以上が歳出の概要でございます。

続きまして、52ページからの歳入予算につきまして、御説明いたします。

第4款配当割交付金から第7款地方消費税交付金までの各交付金につきましては、広島県からの決算見込み額の通知に基づいて、それぞれ補正予算措置するものでございます。

第11款地方交付税は、国の補正予算による増等により普通交付税4億2,578万8,000円を計上するものでございます。

第15款国庫支出金は、歳出を計上しております事業に対する国庫負担金等7,181万円を計上するものでございます。

第16款県支出金は、歳出に計上しております事業に対する県負担金859万6,000円を減額するものでございます。

第18款寄附金は、ふるさと納税寄附金2億円を計上するものでございます。

第19款繰入金は、1,581万円を計上するものでございます。主な内容といたしましては、このたびの補正予算について、大竹駅周辺整備事業に係る市負担分について、地方創生事業基金繰入金2,100万円を計上するものでございます。

第21款諸収入は、上市児童公園施設移転に係る補償費について、国との協議の結果、令和3年度中の受け入れが困難となったため、2,116万6,000円を減額するものでございます。

第22款市債は、歳出予算の事業の執行見込み等にあわせて3,756万6,000円を減額するものでございます。

45ページの第2表継続費の補正は、事業計画にあわせ、年割額等を変更するものでございます。

46ページの第3表繰越明許費の補正は、諸般の事情により、年度内事業完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

47ページの第4表債務負担行為の補正は、今後の業務に備えるため、入札などを事前に実施する必要があるものなどについて、債務負担行為の追加及び変更をするものでございます。

49ページの第5表地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について変更をするものでございます。

以上が、議案第28号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第10号）の概要でございます。

次に、議案その2の5ページからの議案第30号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第11号）について、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ300万円を追加し、予算総額を184億233万2,000円にするものでございます。

補正予算の内容につきましては、故筒井和義氏の御遺族から玖波小学校の教育環境の充実のためとして、小学校教育振興寄附金300万円をいただきました。今後の教育環境充実に役立てるため、歳出として、第10款教育費に教育振興基金積立金300万円を計上するものでございます。故筒井和義氏は、玖波小学校御出身で、広島大学名誉教授として基礎生物学で顕著な功績を収められております。文部科学大臣賞をはじめ、数々の賞を受賞されるなど基礎生物学の発展に大きく貢献された方でございます。

以上、議案第28号及び議案第30号の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第28号及び議案第30号は、総務文教委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第34 議案第29号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（賀屋幸治） 日程第34、議案第29号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学） 議案第29号大竹市国民健康保険条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容としまして、2点ございます。

1点目としまして、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者、いわゆる未就学児を対象としまして被保険者均等割額の5割を減額するものでございます。なお、減額相当分につきましては、国民健康保険法の規定によりまして公費で負担するものでございます。

2点目としまして、賦課限度額を引き上げるものでございます。基礎賦課分は、現行の63万円から2万円引き上げまして65万円、後期支援分は現行の19万円から1万円引き上げまして20万円とするものでございます。

施行日は、令和4年4月1日からでございます。ただし、令和4年度分の保険料から適用しまして、令和3年度分以前の保険料は、従前の例によるものでございます。

以上で、議案第29号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第29号は、生活環境委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第35 令和4年陳情第1号 晴海臨海公園西側園路整備工事計画の陳情**

○議長（賀屋幸治） 日程第35、令和4年陳情第1号晴海臨海公園西側園路整備工事計画の陳情を議題といたします。

陳情の要旨の朗読を省略いたします。

令和4年陳情第1号は、生活環境委員会に付託をいたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月3日から3月8日までの6日間、休会いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、3月3日から3月8日までの6日間、休会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきましては、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知いたします。

本日、11時35分から総務文教委員会を、3月3日午前10時から生活環境委員会を、その終了後、生活環境委員協議会をそれぞれ第1委員会室で開会する旨、各委員長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には別に書面による通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

3月9日は、午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

11時22分 散会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年3月2日

大竹市議会議長 賀 屋 幸 治

大竹市議会議員 山 崎 年 一

大竹市議会議員 日 城 究

令和4年3月  
大竹市議会定例会（第2回）議事日程

令和4年3月9日10時開会

| 日 程 | 議案番号       | 件 名                                 | 付 記                                           |
|-----|------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 第 1 |            | 会議録署名議員の指名                          |                                               |
| 第 2 | 令和4年決議案第1号 | ロシアのウクライナへの軍事侵攻に抗議し平和的解決を求める決議      | 即 決                                           |
| 第 3 | 議案第 2号     | 令和4年度大竹市一般会計予算                      | 一般質問及び<br>総括質疑<br>(一 括)<br><br>予算特別委<br>設置・付託 |
| 第 4 | 議案第 3号     | 令和4年度大竹市国民健康保険特別会計予算                |                                               |
| 第 5 | 議案第 4号     | 令和4年度大竹市漁業集落排水特別会計予算                |                                               |
| 第 6 | 議案第 5号     | 令和4年度大竹市農業集落排水特別会計予算                |                                               |
| 第 7 | 議案第 6号     | 令和4年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算              |                                               |
| 第 8 | 議案第 7号     | 令和4年度大竹市土地造成特別会計予算                  |                                               |
| 第 9 | 議案第 8号     | 令和4年度大竹市介護保険特別会計予算                  |                                               |
| 第10 | 議案第 9号     | 令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算               |                                               |
| 第11 | 議案第10号     | 令和4年度大竹市水道事業会計予算                    |                                               |
| 第12 | 議案第11号     | 令和4年度大竹市工業用水道事業会計予算                 |                                               |
| 第13 | 議案第12号     | 令和4年度大竹市公共下水道事業会計予算                 | (原案可決)<br><br>総務文教<br>(原案可決)                  |
| 第14 | 議案第14号     | 大竹市公告式条例の一部改正について                   |                                               |
| 第15 | 議案第15号     | 大竹市個人情報保護条例の一部改正について                |                                               |
| 第16 | 議案第16号     | 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について             |                                               |
| 第17 | 議案第17号     | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について            |                                               |
| 第18 | 議案第18号     | 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について       |                                               |
| 第19 | 議案第19号     | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について    |                                               |
| 第20 | 議案第20号     | 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について |                                               |
| 第21 | 議案第21号     | 大竹市教育振興基金条例の一部改正について                |                                               |
| 第22 | 議案第22号     | 大竹市マロンの里設置及び管理条例の一部改正について           |                                               |
| 第23 | 議案第24号     | 大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について  | (原案可決)                                        |
| 第24 | 議案第27号     | 大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定について            | (原案可決)                                        |



|     |           |                                |   |                |
|-----|-----------|--------------------------------|---|----------------|
| 第25 | 議案第28号    | 令和3年度大竹市一般会計補正予算(第10号)         | } | (原案可決)         |
| 第26 | 議案第30号    | 令和3年度大竹市一般会計補正予算(第11号)         |   | (原案可決)         |
| 第27 | 議案第23号    | 大竹市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について | } | (原案可決)         |
| 第28 | 議案第25号    | 財産の無償譲渡について                    |   | 生活環境<br>(原案可決) |
| 第29 | 議案第29号    | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について           |   | (原案可決)         |
| 第30 | 議案第26号    | 大竹市阿多田保育園の指定管理者の指定について         |   | 生活環境<br>(原案可決) |
| 第31 | 令和4年陳情第1号 | 晴海臨海公園西側園路整備工事計画の陳情            |   | 生活環境<br>(不採択)  |

### ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 令和4年決議案第1号(説明・表決)
- 日程第 3 議案第2号から日程第13 議案第12号(一般質問・総括質疑・付託・継続)
- 日程第14 議案第14号から日程第26 議案第30号(報告・表決)
- 日程第27 議案第23号から日程第29 議案第29号(報告・表決)
- 日程第30 議案第26号(報告・表決)
- 日程第31 令和4年陳情第1号(報告・討論・表決)

### ○出席議員(15人)

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 賀屋幸治 | 2番  | 藤川和弘  |
| 3番  | 原田孝徳 | 4番  | 小中真樹雄 |
| 5番  | 中川智之 | 6番  | 小田上尚典 |
| 7番  | 北地範久 | 8番  | 西村一啓  |
| 9番  | 和田芳弘 | 10番 | 網谷芳孝  |
| 11番 | 児玉朋也 | 12番 | 山崎年一  |
| 13番 | 日域 究 | 14番 | 細川雅子  |
| 15番 | 寺岡公章 |     |       |

### ○欠席議員(なし)

### ○説明のため出席した者

|               |       |      |
|---------------|-------|------|
| 市             | 長     | 入山欣郎 |
| 副             | 市長    | 太田勲男 |
| 教             | 育長    | 小西啓二 |
| 総             | 務部長   | 中村一誠 |
| 市             | 民生活部長 | 三原尚美 |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長 |       | 豊原 学 |
| 建設部長          |       | 山本茂広 |
| 上下水道局長        |       | 古賀正則 |

消 防 長

総務課長併任選挙管理委員会事務局長

企 画 財 政 課 長

自 治 振 興 課 長

地 域 介 護 課 長

福 祉 課 長

土 木 課 長

総 務 学 事 課 長

生 涯 学 習 課 長

佐 伯 和 規

柿 本 剛

三 井 佳 和

・ 谷 明 洋

山 田 智 徳

神 代 亨

廻 本 実

貞 盛 倫 子

吉 村 隆 宏

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長

議 事 係 長

三 上 健

加 藤 豪

令和4年3月大竹市議会定例会（第2回）

一般質問通告表

1

4番 小中 真樹雄 議員

質問形式：一問一答

**現場を見ずに子供の安全を守れるのか**

1月22日付の毎日新聞ニューズメールによると、4月1日施行予定の改正児童福祉法施行令では、自治体に義務づけられている保育所への監査をめぐる、「実地で行う」という要件が削除されようとしているとあります。

現行の児童福祉法施行令では、市町村は小規模保育所など家庭保育事業を1年に1回以上設備や運営に関する基準を守っているか実地で調査しなければならないと定めています。

改正は新型コロナウイルス感染拡大防止が目的とされていますが、保育事故の遺族や識者らからは「現地に行かなければ確認できないことがある」と規制緩和に反対の声が上がっています。

絶対要件ではなくなるにすぎず、現地調査も可能と考えますが、市としてはどのように対応するつもりですか。

**「図書館に複数新聞を」の文科省方針について**

1月27日付の朝日新聞によれば、文科省は全ての公立学校の児童生徒が複数の新聞を読める環境を整備する計画を立て、全国の教育委員会に通知したとあります。主権者教育に役立ててもらおうのが狙いだそうです。

計画では、2022年度からの5年間で、小学校で2紙、中学校で3紙、高校で5紙を読めるようにするとしており、国は約190億円をかけ各自治体に配備を求めていくとしています。

本市における図書館への配備状況及び活用の実態について、文科省の方針を受けての取り組みについてお聞かせください。また、大竹中ではNIE（教育に新聞を）に取り組んでいると聞いていますが、実施状況や効用について教えてください。

2

13番 日域 究 議員

質問形式：一問一答

**地籍混乱と平行して、市境界の不明確さの修正も必要です。**

大竹市が作成した地図に、全図と管内図があるようです。ところが、全図を縮小コピーしても管内図にはなりません。正しいのはどちらでしょうか。

市の境界は、大竹市が行政権を行使する範囲を決めるものです。その範囲内にあってこそ、大竹市の権限と義務が生じます。

今から令和4年度の予算審議が始まりますが、その範囲が不明確であれば、審議自体が成立しません。具体的に言えば、旧松ヶ原小学校の近辺です。大竹市がつくって公表している2つの地図ですが、正しいのはどちらですか。私が間違っていれば御指摘を。大竹市立の小中学校の設置者は誰ですか。運営の責任者は誰ですか。

大竹市独自の問題ではありません。全国の問題です。さきの地図の問題ではありませんが、権限があれば同時に責任が伴います。教育予算は市長が作成し議会が承認します。当然ですが、市長や議会にはその責任があります。しかし、現行の形では教育長に任せただけになっています。教育内容の中立性は必要でしょうが、教育行政について市長が答弁すべきです。

今、市議会は無投票におびえています。戦前の教育が戦争を生んだとすれば、戦後の教育は政治音痴の若者を生んでいます。教育と政治、日本中が勘違いしていませんか。

3

3番 原田孝徳 議員

質問形式：一問一答

「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備」について

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が施行され1年が経過しようとしています。そこで、その実現に向けた包括支援体制の整備の現状における評価と改善についてを、大竹市高齢者福祉計画・大竹市第8期介護保険事業計画に沿って伺う。

4

2番 藤川和弘 議員

質問方式：一問一答

大竹市民の方に、選挙に興味をもってもらい、選挙人が、投票しやすい環境にするために

共通投票所とは、投票率向上のため居住する地域に基づいて指定される投票区の投票所とは別に設けられ、自治体の有権者であれば誰でも投票できるよう2016年参院選から導入されました。人が集まるショッピングセンターなどが活用されており、2016年参院選と2017年衆院選は7カ所、2019年参院選は45カ所、全国で設置されております。共通投票所について本市のお考えと、新たな期日前投票所の設置のお考えはあるか伺う。

5

14番 細川雅子 議員

質問形式：一問一答

令和4年度の大竹市の姿と新年度予算について

～まちづくり基本計画を見据え、令和3年度から4年度にどのようなふうにつないでいくか～

新型コロナウイルス対策で振り回された感がある令和3年度が間もなく終わります。令和4年度は大竹市にとってどのような1年間になるのでしょうか。

新型コロナウイルス感染予防により、対面での活動が制限される中でも、なし得たことや見えてきたことはあるか。活動制限が続いたことで市民活動や自治活動に変化はあったのか。次年度に向けて整理しておられると思います。

市長は、現場の思いをどのように受け止めて新年度につないでいかれるかお尋ねします。

6

15番 寺岡公章 議員

質問形式：一問一答

まちづくり基本計画の浸透具合について

新年度予算に対する総括質疑として伺います。

予算編成の根拠の1つであるまちづくり基本計画について、令和6年度までの市行政のバイブルのようであると捉えています。個々の所属部署や担当事業に限らず、全体像は職員の皆さんにどの程度浸透しそれぞれ習得しておられますか。

これは、他の部署が何を指して何を行っているのかを意識することで、担当する事業の主目的以外に付加価値をつけ、大竹市行政が持つ目標の達成度向上を期待するものです。基本構想等の普及は市民に対してだけではありませんので、構想により近づくために「職員一丸となって」を体現させるには、必須の取り組みだと考えますが、いかがでしょうか。

当然ですが、世の流れによって正職員との境界が薄くなりつつある、会計年度任用職員の皆さんにも同等の習熟度を求めます。

**基本目標の1つ「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」について**

市の計画や予算編成において、このうち「結婚」はどこにいきましたか。

10時00分 開議

○議長（賀屋幸治） 定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程、決議案、一般質問通告表をサイドブックに掲載しておりますので、御確認ください。

日程に入る前に、確認のため、改めて皆様にお知らせをいたします。

2月24日の議会運営委員会での申し合わせにより、飛沫感染を防ぐため、また、会議の時間を短縮するため、本定例会では議員の皆さん、執行部とも登壇せず、自席で起立して発言することになっております。

また、新型コロナウイルス感染予防のため、50分を目安として休憩を入れ、本会議場の換気をいたしたいと思っております。御理解と御協力をお願いいたします。

これより、日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（賀屋幸治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、14番、細川雅子議員、15番、寺岡公章議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 令和4年決議案第1号 ロシアのウクライナへの軍事侵攻に抗議し平和的解決を求める決議

○議長（賀屋幸治） 日程第2、令和4年決議案第1号ロシアのウクライナへの軍事侵攻に抗議し平和的解決を求める決議を議題といたします。

提案者に、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、山崎年一議員。

○議会運営委員長（山崎年一） 令和4年決議案第1号ロシアのウクライナへの軍事侵攻に抗議し平和的解決を求める決議について、提案理由の説明を申し上げます。

ロシアは、ウクライナ国境に展開した大量の軍事力を背景に、東部ドネツク州やルガンスク州の独立を承認するなどの既成事実を積み重ねた上で、2月24日、ウクライナに侵攻しました。ロシア軍の攻撃で、一般市民にも多くの死傷者が出ていると報道されています。

ロシアの武力による攻撃は、ウクライナへの重大な主権侵害であるとともに、国連憲章や国際法に明確に違反する行為で、世界の安全保障や国際秩序を脅かすものとして、断じて容認できるものではありません。さらに、プーチン大統領は核兵器の使用を示唆するなど、世界で最初に被爆の惨禍を経験した広島県民の心情を著しく蹂躪するもので、到底許すことはできません。

ロシア政府には、武力行使の即時停止とウクライナ領土から直ちに全ての軍隊を完全撤退させ、平和的解決に導くことを強く求めます。

以上、誠に簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。皆様方の御賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（賀屋幸治） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております令和4年決議案第1号を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

なお、本件の決議を踏まえて、市長・議長連名での抗議文を送付することについて、執行部と協議をしていきたいと考えております。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第13〔一括上程〕

議案第 2号 令和4年度大竹市一般会計予算

議案第 3号 令和4年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案第 4号 令和4年度大竹市漁業集落排水特別会計予算

議案第 5号 令和4年度大竹市農業集落排水特別会計予算

議案第 6号 令和4年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算

議案第 7号 令和4年度大竹市土地造成特別会計予算

議案第 8号 令和4年度大竹市介護保険特別会計予算

議案第 9号 令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案第10号 令和4年度大竹市水道事業会計予算

議案第11号 令和4年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案第12号 令和4年度大竹市公共下水道事業会計予算

○議長（賀屋幸治） 続きまして、日程第3、議案第2号令和4年度大竹市一般会計予算から、日程第13、議案第12号令和4年度大竹市公共下水道事業会計予算に至る11件を、一括議題といたします。

3月2日の議事を継続いたします。

これより、市政に対する一般質問及び来年度予算に対する総括質疑に入るわけですが、この際念のため御説明いたします。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとらず、質問時間は答弁を除いて1時間以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。また、一問一答方式

を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で行い、執行部からも一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は、通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は従来例により、5分前に1打、1分前2打、定刻で乱打いたしますので、申し添えておきます。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

4番、小中真樹雄議員。

○4番（小中真樹雄） おはようございます。身近に、私が目についた2点について質問させていただきますと思います。

1月22日配信の毎日新聞ニュースメールによると、4月1日施行予定の改正児童福祉法施行令では、自治体に義務づけられている保育所への監査をめぐり、実地で行うという要件が削除されようとしているとあります。

現行の児童福祉法施行令では、市町村は小規模保育所など家庭保育事業を、1年に1回以上、設備や運営に関する基準を守っているか、実地で調査しなければならないと定めています。

改正は、新型コロナウイルス拡大防止が目的とされていますが、保育事故の遺族や識者からは、現地に行かなければ確認できないことがあると、規制緩和に反対の声が上がっています。この改正は、いわゆる現地調査が絶対要件ではなくなるに過ぎず、現地調査も可能と考えますが、市としては今後どのように対応するつもりですか。

子供の安全を守るには、現地調査が不可欠と考えます。そこで、これまで市内何カ所でのような調査を行ってきたか、重点項目は何か、さらに、これまで指導したような案件があるのかどうかを説明してください。その上で、施行令が改正された場合、今後、調査方法を変更するのかどうかについて教えてください。

いろいろと私が現地調査が不可欠と考える背景には、これは保育園の話ではありませんが、2018年の大阪北部地震で、学校の塀が倒れて、高槻市の通学中の小学校4年生の女児が亡くなる、痛ましい事故がありました。また、昨年7月には福岡県中間市で、通園バス内で熱中症で5歳男児が亡くなりました。いずれも現地調査をしっかりやっていたのではないかと考えられます。

何も新型コロナウイルスが蔓延している時期を選ぶ必要などはないのです。子供の安全を第一に考え、今後も十分な調査をお願いします。

続きまして、学校図書館に複数新聞を、の文科省方針について。

1月27日付の朝日新聞によれば、文科省は全ての公立学校の児童生徒が複数の新聞を読める環境を整備する計画を立て、全国の教育委員会に通知したとあります。主権者教育に役立ててもらおうのが狙いだそうです。

計画では、2022年度からの5年間で、小学校で2紙、中学校で3紙、高校で5紙を読めるようにするとしており、国は約190億円をかけ、各自治体に配備を求めていくとしています。

本市におけるこれまでの学校図書館への新聞の配備状況及び活用の実態について、さらに、文科省方針を受けての今後の取り組みについてお聞かせください。

新聞については、毎日新聞創刊150年に際し、ユニクロを展開するファーストリテイリングの柳井正会長兼社長が寄稿しています。柳井さんは、山口県宇部市出身で、小学生の頃から毎日新聞を読んでいたそうですが、その柳井さんが言うには、新聞の一番よいところは、一覧性です。インターネットで検索すると、自分の気に入った記事しか読みませんが、新聞は関心のない記事まで目に入ってきます。興味を持ったら深く読むことができます、と指摘しています。

スマホの普及やテレビ番組表が受像機で見られることから、新聞を購読しない家庭がかなりふえております。このようなとき、学校図書館への複数新聞の配備は喜ばしい限りです。効果的活用で児童生徒の考える力を伸ばす教育をしていただければと、切に願います。

以上2問、よろしくお願ひします。

○議長（賀屋幸治） 市長。

○市長（入山欣郎） 議員にはいつも、子供たちの育ちと教育問題について御質問をいただいております。ありがとうございます。

それでは、小中議員の御質問にお答えをいたします。

2点目の、学校図書館への複数新聞の配備に関する御質問については、後ほど教育長が答弁いたします。

1点目の、保育所などへの実地監査についてでございます。

このたびの児童福祉法施行令の一部を改正する政令案では、原則実地とされている指導監査などについて、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、実地によらずとも実施できるよう、書面やリモートでの監査を認める方向性が示されています。

市が行う認可保育所などへの指導監査は、施設の設備や運営に関する基準が守られているかどうかを検査し、基準を満たしていない場合に改善指導を行うなど、適正かつ円滑な運営を確保しようとするものです。

主な検査項目は、適切な入所児童の処遇の確保の状況、給食の状況、入所児童の生活環境などの確保の状況、施設の運営管理体制の状況、必要な職員の確保と職員処遇の状況、防災・防犯対策への取り組み状況などでございます。

これまで実地での監査を行うことで、施設の危険箇所の確認や防犯・防災の取り組み、衛生管理の方法などを確認し、必要に応じて指導などを行ってきました。施設を直接見ることでしか得られない情報が多く、また、施設管理者や職員と対面することでわかることもありますので、市としましては、今後も引き続き実地での監査を行っていきたいと考えています。

以上で、小中議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 教育長。

○教育長（小西啓二） それでは、小中議員の御質問にお答えをいたします。

まず、学校図書館への新聞の配備状況についてです。

現在、学校予算で新聞を配備している学校は、中学校2校で、両校とも1紙を閲覧できるようにしております。小学校では、発達段階を考慮し、新聞は配備はしていません。また、学校によっては中国新聞社から寄贈されたちゅーピー子ども新聞を児童生徒に配布

しており、配布された新聞を読む時間を設けている小学校では、どの児童もみな興味深く読んでいたとのことでした。

次に、授業での新聞の活用状況と新聞を用いた指導内容についてでございます。

小・中学校では、主に国語科や社会科の学習において、新聞を活用しております。例えば、小学校4年生の国語科の授業では、自分の知らせたいことを相手にわかりやすく伝える表現方法の1つとして、新聞の学習をしております。見出しやリード文、写真や絵、図表の割りつけ、記事の書き方など、新聞の形式について学習し、自分たちの新聞を作ります。5年生の新聞記事を読み比べる学習では、記事の文章と見出しや写真から、書き手の意図を読み取る学習をしています。6年生の意見文を書く学習では、説得力のある文章を書くために、新聞記事を参考にしております。

こうした学習を進める際には、指導者が教材として新聞を事前に準備したり、児童に新聞を持参させたりして、実際の新聞を活用しながら学習を進めております。ほかにも5年生の社会科の情報に関する学習では、新聞社の働きや新聞ができるまでの過程を調べたり、社会見学で新聞社を訪問したりすることもあります。

また、中学校の1年生の国語科の授業では、根拠を明確にして意見文を書く学習において、新聞に掲載されている社説や投書を取り上げます。また、3年生になると東日本大震災で被災した地方紙が、震災翌日以降も新聞を発行し続けたことを題材にして、情報やメディアの意義について学んでおります。

授業以外の場でも、社会科での家庭学習として、時事問題に関する新聞記事を切り抜いてノートに貼り、そこに自分の感想文を書き留めていくという取り組みをしている学校や、自己表現の機会として、新聞への投稿を推奨し、掲載された新聞を校内に掲示する取り組みをしている学校もございます。

このように、情報活用能力や自己表現力、そして、物事を深く考える力をつけることを目的に、さまざまな学習の場面で新聞を活用しております。インターネットや動画サイトが普及し、活字離れが問題視されている現代社会において、小中議員がおっしゃるとおり、学校における新聞活用の有用性は十分認識しております。引き続き学校教育において新聞を効果的に活用することで、自分の頭で考え、表現できる児童生徒を育てていきたいと考えております。

最後に、文部科学省の第6次学校図書館図書整備等5か年計画を受けての、今後の取り組みについてです。

この計画では、令和4年度からの民法に規定する成年年齢の18歳への引き下げに伴い、児童生徒が主体的に主権者として必要な資質・能力を身につけることが一層重要になっていることから、発達段階や地域の実情に応じた学校図書館への新聞の複数紙配備、具体的には公立小学校は1校当たり2紙、公立中学校は1校当たり3紙、それぞれ配備を図ることとされております。

この計画は先月発表されたばかりであり、具体的な取り組みは今後各学校において活用状況などを踏まえながら、順次検討していくことになると考えております。

以上で、小中議員への答弁を終わります。

○議長（賀屋幸治） 小中議員。

○4番（小中真樹雄） 1番目の、改正児童福祉法施行令改正後も、改正要件の削除にもかかわらず、今後も現地調査を続けるということを確認していただいたということで、よろしいでしょうか。

そのとおりであれば私の目的は達しておるので、再質問というか補充質問はいいのかなと。とにかく、現地に行って現場の状況を十分に把握して、そういう事故とか問題が起きないように、予防すると。さっき紹介した2件とも、亡くなってからでは遅いわけで、とにかく予防することがいかに大事かと。そのためにじっくり調査することが必要だということを考えて、現地調査を続けていただければと思います。

2点目の、教育長にお答えいただきましたが、現在もいろいろ創意工夫されて、いかに新聞を読むことが大事かということは、児童生徒に教えられているとは思いますが。

高校の現代国語の教科書から文学を除外したり、何か文科省のやっていることは私は疑問に思うこともたくさんあるんですが、この学校図書館に新聞を複数配備するという、これは久々のヒットショーというか、いいことではないかと思えます。主権者教育だけじゃなくて、思考力を深めるということにも大変役立つと思えます。

私、36年の新聞記者経験から言わせていただきますと、毎日新聞に何十本も記事が載っているわけですが、自分がこれおもしろいなという記事を、例えば1日10分でいいから考えながらじっくり読めば、思考力だけじゃなくて文章力もついてくると、私は思います。

とにかく、まだ配備はされてないでしょうが、せつかく有効な予算というか、新聞の配備を文科省がしてくれるわけですから、くれぐれも有効な活用をお願いして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） 小中議員、1点目の執行部の答弁は、いいですか。

小中議員。

○4番（小中真樹雄） だから、現地調査を継続するという答弁を求めることが主要目的なので、それ以外に何らかを求めているものではないので、答弁は結構です。

○議長（賀屋幸治） 続きまして、13番、日域究議員。

○13番（日域 究） それでは、質問をさせていただきます。くろがねの日域でございます。通告の順で質問します。

令和4年度の予算案説明において、市長の地籍問題に取り組む姿勢に、今までにないものを感じました。行政がまずすべきことをやってこそ、民の活力も発揮されます。しっかりと取り組んでいただきたいと期待しております。

さて、今回はその前提にもなる、少し観点の異なる話です。自治体間の境界問題です。

大竹市の面積は、平成26年10月1日現在で78.66平方キロメートルであると、大竹市のホームページに出ています。以前は78.55平方キロメートルだったようですが、本市の場合は海があり、埋立てもありますから、時々面積がふえるのかなと考えたりしましたが、これは国土地理院の海岸線の計測の方法が変わったためでした。

しかし、それとは別に、まだ不思議な問題があります。議会の議員控室に、大竹市管内図という白地図が張ってあります。一方、私は以前、土木課で大竹市全図という大きな地

図を購入しました。その2つを比較すると、大竹市の松ケ原地区と廿日市市大野の経小屋地区を分ける境界線が、異なっているんです。どちらが正しいのでしょうか。

大竹市は78.66平方キロメートルですから、7,866ヘクタールです。地図を見た上での面積の違いは1ヘクタール以上あるように感じますから、誤差の範囲とは言えません。また、広島県に確認すると、県内には市町の境界未確定地域はないとのことですから、この2つの地図の違いは奇妙ですよ。

スマートフォンで松ケ原小学校と検索してみました。すると、旧松ケ原小学校、括弧して大竹市松ケ原町1837の1と出てきました。でも、これは存在しない地番です。1837番の1は、大竹市ではなく廿日市市です。廿日市市大野字経小屋1837番1、これなら存在します。これは旧松ケ原小学校の敷地の全てと思われる1万4,400平方メートルもの、広い土地の地番です。これはもともと山地番だったんでしょう。今は先頭に1がついて、1万1,837番1に変わっています。

以上の点を整理すると、大竹市全図では、松ケ原小学校の校舎及びグラウンドの大部分が大竹側となっています。地図で同じような感じなのは、グーグルマップとゼンリンの住宅地図です。一方大竹市管内図は、松ケ原小学校が廿日市市側にあるように見え、これに似ているのが国土地理院の地図と、廿日市市の白地図。そして、ヤフーの地図です。

さて、大竹市全図と大竹市管内図の、正しいのはどちらですか。また、松ケ原小学校が存在するのは大竹市なののでしょうか、廿日市市なののでしょうか。一番素朴な点ですけれども、お尋ねしたいと思います。

続きまして、2番目の質問です。先ほど小中議員から教育の質問がありましたので、私のこの言い出しは若干矛盾しますけれども、御容赦いただきたいと思います。

押しなべて学校教育に関する一般質問は、多くはありません。あっても表面的な内容で終わります。突っ込むだけの情報がないからだとも思います。そこには政治と教育を引き離そうとする、ある意味で間違った力が働いているからではないかと思います。

確かに教育において、政治的中立は必要だと思います。そのことと現在の扱いは、違うんじゃないでしょうか。問題はそこです。教育行政とは、市長が予算案をつくり、議会が承認して、教育長が執行します。その中のどこかに政治的中立を特別意識する部分があるんだろうかと思います。教育内容についても、教科はたくさんに分かれていますが、その学力を高めるにはどんな方法があるのか、そこにも政治的な問題はありますか。学習指導要領に沿って授業すればよいのであって、そのことをなぜ市長が答弁できないのか。法律が明確に禁止しているのであれば、どんな法律のどの条項なのか教えてほしいと思います。

今、地方議会は無投票におびえています。公職選挙法を変えて投票年齢を下げた方がいいが、選挙管理委員会も若年層の投票率の低さに困っています。その原因はどこにあるのか。少なくともその一因は、学校にあるように思います。子供たちに大きな影響を与える学校教育が政治を悪者にし、政治や選挙を忌避しているからです。18歳になるまでに12年も学校で教育をして、民主主義のよさも選挙の重要性も全く教えていない、そんな気がします。

戦前の教育が軍国少年を生み出し、結果として戦争につながったとするならば、戦後の教育は選挙や政治を汚れた避けるべきものだと決めつけ、教育と政治を思いきり遠ざけて

きました。その結果が、若いほど投票率が低いという、政治音痴の若者をつくり出したのです。

改善の第一歩として、議会答弁においても、市長が教育問題の答弁をできないものでしょうか。市政の最終責任者が市長であることは明らかなのでから。そして、学校現場では中学生ぐらいになれば、行政の問題について種々考えがあることを教えてほしいと思います。先ほどの新聞のことについて、いろんなことを考えているというのは、そういう意味では非常にいいことだと思いますけれども、新聞が果たす役割は、そのごく一部ですからね。

コロナ禍でも学校の統廃合でも、子供たちにも言い分はあるはずですよ。タブレットの問題も同様です。鳥取県倉吉市の、昨年12月だったと思いますが、議会に倉吉市在住の子供たちが、市外の高校に進学した場合に通学費助成制度の対象にならないことについて見直すよという陳情が出て、話題になりました。話題になるということは、少ないということですよ。黙ってただ言うことを聞くのではなく、問題は問題としてぶつける、それが大事ですよ。時々学校で質問したら怒る先生がいます。そんな人は教師不適格だと思います。質問をせずに言われたことをただ覚えている、それでは勉強とは言えません。

ここでお願いします。市長にも、教育に対する思いが当然あると思います。今の形は教育長を選ぶことを通じて、教育行政を行っています。本来、そのような必然性はありませんよね。教育長は市長の意を受けて教育行政を執行する、それが自然ではないですかね。そうであれば、今までの悪弊を排して、市長は市長の責任のあかしとして、教育分野も市長が答弁をする。

例えば教育長の答弁に不備があれば、あるいは意に沿わないことがあれば、さらには答弁に行き詰まったりすれば、市長が最終的にまとめることがあってもよいのではないかと思います。また、選挙があれば子供たちにもあえてそれを聞かせる、それくらいしないと投票率問題も議員のなり手不足も、根本的には解決しません。

ただ、現実には相当に手ごわいとんちんかんぶりです。ですから、それをすぐに実行せよとまでは言いませんが、今申し上げた私の提案は、違法でしょうか。少なくともそこは明確にお答えいただきたいと思います。

以上で、質問を終わりたいと思います。

○議長（賀屋幸治） 市長。

○市長（入山欣郎） 広辞苑を見ますと、大ざっぱな言い方をすると、人を意図を持って有意な形に変えていく行為が教育だというふうに書いてあります。意図を持って変えていくということ、その意図の難しさを毎日感じながら、行政をいたしております。

ロシア、北朝鮮、中国、すぐ隣の韓国、その教育を見るときに、国民性まで変えてしまう恐ろしさを感じながら、自分自身がどういうふうに動いていくべきかと。今、議員がおっしゃることは、本当に自分自身も感じているところがございます。ただ、これからこの国のありようを考えながら、慎重に行動してまいりたいと思っております。御質問ありがとうございます。

それでは、日域議員の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の市の境界に関する御質問についてでございます。

まず、市が作成し公表している全図と管内図で、市の境界線が異なっているとの御指摘をいただきました。どちらの地図が行政区域を正しく表しているかについては、管内図は国土地理院の地図を基に作成していますので、管内図が行政区域を正しく表している地図と考えています。今後は全図と管内図の不一致の解消に努めてまいります。

次に、旧松ケ原小学校が本市と廿日市市、どちらの区域に存在するのかについてでございます。旧松ケ原小学校の土地と建物は、平成30年12月19日から、社会福祉法人美和福祉会へ無償貸与し、令和元年7月1日から、障害福祉サービス事業所を開所しています。

なお、旧松ケ原小学校の敷地は、大竹市松ケ原町と廿日市市経小屋にある複数の地番で構成された土地となっていますので、どちらの区域にも存在していると考えます。

続いて、2点目の教育行政への市の答弁に関する御質問でございます。

かつて教育行政に政治的対立が持ち込まれるなどの弊害があったことから、昭和31年に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を制定し、現在まで教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しているところです。

教育の政治的中立性については、教育基本法第14条でも政治教育について触れており、政治的教養は、教育上尊重されなければならないとしつつ、学校の教育活動が一堂一派の思想に偏ったものであってはならないことを明らかにしています。こうした教育の中立性、継続性、安定性を確保するため、学校などの教育機関を管理する教育委員会は、長から独立した執行機関として置かれ、教育事務を処理しているところでございます。

なお、教育委員会制度については、これまでも教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい、地域の民意が十分に反映されていないなどの諸課題が顕在化したことから、平成26年6月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正し、教育委員会制度が抜本的に見直されました。

改正の概要としましては、地方公共団体の長が当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるとともに、当該大綱の策定に関する協議などを行うために、総合教育会議を設けることとしたほか、同会議においては、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策や、児童生徒などの生命・身体の保護など、緊急の場合に講ずべき措置などについて、協議・調整を行うこととしたこと。また、地方公共団体の長が議会の同意を得て直接任命する教育長が、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとしたことなどです。

御質問にありました教育分野について、市長が答弁することが違法かどうかという点につきましては、議会運営上の問題であり、違法かどうかを答える立場にありません。基本的には質問の内容を基に、法律上権限のある者を答弁者とするようになりますので、教育委員会の職務権限に係る事項について質問があった場合は、教育委員会で当該事項の職務権限を有する者が答弁することになるものと考えます。

以上のとおり、教育行政における長、教育委員会でそれぞれが有する職務権限の範囲内で役割を分担しつつ、相互に連携強化を図りながら、教育行政を推進していくことが望ましい姿であると考えていますので、総合教育会議での協議などを通じて、長と教育委員会

が平時より地域の教育課題やあるべき姿を共有するなど、相互の意思疎通を深めてまいりたいと考えています。

以上で、日域議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 日域議員。

○13番（日域 究） ありがとうございます。

最初の質問ですけれども、松ヶ原地区というところが、地図を見ると複雑なところで、それは廿日市市と大竹市の合併ができなかったのが、問題が結局繰り越しになって今も存在していますけれども、正直言って、物すごく複雑ですよ。だから小学校を建て替えるときに多分適地が、大竹エリアにはなかったんだろーと思います。かといって大竹市立松ヶ原小学校の所在地が廿日市市というわけにもいかないのが、無理やり大竹市の一部を買収して、そこに根拠を求めた。その気持ちは、私も痛いほどわかります。ただ、学校じゃなくても民間といいますか、大竹市の所有物であっても普通財産としてあるわけですから、あまり無理をしなくてもいいのではないかと、正直思います。

ヒアリングの後にも、当然私は、質問した人間として物事を調べますよね。地方自治法の中に、公の施設の区域外設置というのがあって、実を言うと平成17年に大野町が廿日市市に合併するというか、されるというか、そのときに公の施設の区域外設置で協議するんだという、あれは議案なのかな、議会に出ています。そのときに私はこの場に座っていたはずなんですけれども、細かいことは記憶にありません。しかし、あの学校は廿日市市にある学校ですよという前提で、物事が動いているわけですよ。だから今でも、確かに敷地のごく一部に大竹市の土地がありますけれども、それをもって大竹市って無理に言う必要もないのではないかとこの気もいたします。

それと、さっきの地図のことですけれども、まずはね。ヒアリングのときに、管内図のほうが正しいんだとは言われました。でも、さっきの松ヶ原小学校が区域外設置だということは、当然それがわかっているわけですから、あのときの、ヒアリングは議論の場じゃないですけれども、管内図のほうが正しいんだと、全図は少し正確性に問題があるんですよと言われました。

では、松ヶ原小学校が大竹市の区域外にあるという、区域外か内かを示すものは何なんだという気はしますよね。地図は単なる地図です。我々は国土地理院の情報を基に地図をつくってるだけですよ。印刷屋さんみたいになってしまいますから、松ヶ原小学校が区域外設置であるという場合に、区域を公的に示すものは、じゃあ何だろうというのがあります。

もう1つは、さっき言いました、皆さん、私も含めてみんな使っている住宅地図がありますね。さっき私、ブランド名言いましたけど、今はあえて言いませんけれども、その住宅地図の最後に、多分これ最新版ですけれども、令和2年5月26日大建土第180号と明示して、その大竹市全図を、使用の承認を大竹市から得ていますと書いてあります。大竹市が、地図に不正確な部分があるとわかりながら、こういう住宅会社に使用を認めるという事は、やはり問題があるような気がします。

もちろんその大竹市全図というものが、もう廃止してもいいんじゃないかと思えますけ

れども、廿日市市も似たようなもの持ってますけれども、廿日市市はもう紙使わないと言っていました。ネット上にあるやつが正しいので、それ見てくださいと。紙をつくると、大して売れもしないのに、あの大きな印刷物を印刷して置いとくというのはかなりコストでしょうから。そんな気もしますよね。

もともとこの質問を思い立ったのは、大竹市の危機管理課から、昨年末に土砂法絡みの文書が来たんです。そのときに、大竹高校とか、玖波中学校とか、医療機関とか、大きいところで言うと広島西医療センターも入ってたかな、そういういろんな私どもが入っているから来たんですけれども、それを見ると、おおたけ松美園が入ってるわけですよ。これ廿日市市じゃんと思ったわけですよけれども、どこまでをそうやって拡大解釈していくのかなという気がしたことが、そもそもの質問を思い立った原因、理由ですね。

例えば、土砂法で松ヶ原小学校の一部が大竹市であることは確かですけれども、大部分は廿日市市なんですけれども、その土砂が崩れることを大竹市の職員が公務として行うのかって。今回、予算に対する総括質疑という色合いもあるんですけども、大竹市で何かするというときに、それは当然大竹市内の話ですよ、お仕事の範囲は。大竹市を超えたところまで行って、土砂がどうこうではなくて、それは廿日市市のほうの仕事じゃないですかと言いたかったんですけれども、その辺のルールがあるのか、ないのか。

例えば、さっき言いましたけど、松ヶ原って複雑ですから、あの辺のことは大竹市さんお願いしますねって。逆に大竹市も、ああいいですよと。1軒1軒、家が1軒変わったらもう地籍が違ったりするわけですから、あの辺はもう大竹市がやりますからというふうに取り決めがしてあるんならいいような気がしますけれども、そのあたりどうなんだろうかと、それを聞いてみたいと思います。

実はこれ、危機管理課に昨年の段階で聞いてみましたが、何も回答がなかったですね。何も言えないと言われました。それで、広島県の障害者支援課にも聞いたんですけども、住所が大竹市になってますからねって、我々はそれ以上わかりませんと言われましたけど、どこまでが大竹市かというのは行政の大事なルールだと思うんですけども、私の知り合いから聞いた話です、お巡りさんですけども、広島県警の警察官が岩国駅の改札口で待って、容疑者来たら捕まえろと。それはできませんと。ただ、大竹市内でスピード違反の車を見つめますよね。それが県境を越えて山口方面へ逃げた場合に、広島県警が大竹市発で岩国市まで追跡する自由はあると。そんな県境の決まりを聞いたことがありますけれども、やっぱりどこかで守備範囲っていうか、線が引いてあると思うんですけども、その辺の考え方を教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（賀屋幸治） 防災上の管理範囲について。

土木課長。

○土木課長（廻本 実） 今の守備範囲ということなんですが、対応するときに、一般的に道路、河川、いろいろ大竹市が管轄する施設があります。大竹市に特有の、行政の区域で飛び地というところでありまして、例えば、急傾斜事業ということで、裏山ののり面等を保護する工事がありますが、下の市民、大竹市民でありながら、山は廿日市市ということになると、崩れたり被害を受けるのは大竹市民ということになりますので、そういうとこ

ろについては、一般的に大竹市のほうで工事をやったりすることもあります。

あと、道路についても、例えば、今言われた松ヶ原は、今の小学校付近になるんですが、例えばのり面が廿日市市になるんですが、実際には道路を通行止めというわけにいきませんので、すぐ災害復旧という形で、そのり面を大竹市のほうで対応することはあります。以上です。

○議長（賀屋幸治） 総務部長。

○総務部長（中村一誠） 先ほど、ルールがあるのかというような話がありましたけれども、例えば、公の施設の区域外設置ということになれば、先ほど言いましたように、議会の承認を得てそういった分を認めると。それからそのほかには、取り扱いについて隣の廿日市市なんかと協議をして、そういう協定書をつくるという場合もございます。消防などの救急車の取り扱いについても、こちらが先に行きますよというような部分もあります。

それが、個々、個別にこの家がどうということまでは、やっぱりやっていなくて、今回の場合については、もともと大竹市が募集をした施設であるという経緯から、また、底地も大竹市が所有をしている土地、こういうこともありまして、大竹市が管理をするほうが適当であると考えております。これをまた社会福祉法人でもございますし、これを大竹市が誘致をしておきながら廿日市市にお願いしますよというのは、なかなか、これはお願いしにくいということもありますので、やっぱり大竹市の責任において、行政サービスのほうをさせていただくというのが適当であると判断をしております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 日域議員。

○13番（日域 究） 今のお話で行くと、個別対応ということかなとも思いますし、包括的な廿日市市と、そういう境界が複雑になっていることについての、基本的な協定があるわけではないけれども個別に話をして、今回大竹市がやりますからねって、ああどうぞって感じなのかな。

それで、通告というかこんな細かいことまではヒアリングで言ってないですけども、あの建物、土地もかな、松ヶ原小学校の、要は不動産物件ですよ。あれがあることのメリットっていうか、行政上の、それがどうかかなという気がするんですけども、あれもし民間が所有すれば、固定資産税かかりますよね。おおたけ松美園が今借りてますけれども、あれを仮にもらったとするじゃないですか、無償でね、おおたけ松美園が大竹市から。そしたら当然固定資産税かかりませんから、かからないと私は思いますけれども、かからないけれども廿日市市のほうには地方交付税上のメリットが生じるんですけども、今の大竹市の建物、普通財産が廿日市市にあって、そのことが廿日市市の財政にどういうメリットを与えるのかなというのが、わかれば教えてほしいんですけども。

私のこういう認識の原点は、昔、多分マツダじゃなくて東洋工業の時代なのでしょうけれども、宮島口に迎賓館持ってたんですよ。宮島口の棧橋の近くに迎賓館があったんですけども、経営が苦しくなって、売ったんです。誰が買ったかといったら宮島町が買ったんですよ。大野町から見ると、今までは東洋工業が固定資産税を払ってくれたわけですけども、宮島町が持ったら、固定資産税課税できないじゃないですか。それで、大野町

が嫌な顔をしているという新聞記事があったんですけれども、でもそれは、多少そうでしょうけれども、でも財政需要と財政収入比べたら、交付税措置でかなりの部分はカバーできますから、周りが見るほどハンディキャップがあるわけじゃないんですけれども、今回の話も基本的にはあれがあることによって、廿日市市にも行政のコストが発生するけれども、その分は逆に交付税である程度カバーできますよと言って、あっちにメリットが行って、だからあの建物があることのメリットは廿日市市にあって、でも、大竹市はメリットはないけれども、いろんないきさつから、お金出すほうは、行政上のサービスのことは大竹市が負担していると。

それでもいいやと言うんならそれはもちろん結構なんですけれども、そういう状況にありますよね。違ってたら、いや、おまえの考え方は間違ってる指摘していただきたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（賀屋幸治） 総務部長。

○総務部長（中村一誠） もともとのおおたけ松美園を招致するときに、やはり旧松ヶ原小学校の跡地を有効利用したいということ。それから招致することによって、地域の活性化につながるんじゃないかとか、それから雇用が発生するんじゃないかとか、そういうメリットを勘案しながら誘致をしたというところがあります。

今回の場合、廿日市市のほうにそういう交付税の分があるかという、非課税のところですからごさいませんので、廿日市市側からすればメリットというのは特になく考えております。

通常のお金を生み出すような事業所であれば、固定資産税なりそういった法人税なりが入ると思うんですけれども、社会福祉法人でございまして、そういったものは非課税ということでございまして、もしこれを廿日市市にお願いするということであれば、廿日市市は行政サービスのみを提供するというような形になってしまいますので、そういうことも考えると、大竹市のほうがそういった分を誘致した関係から、責任を持ってやるというのが適当ではないかと考えております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 日域議員。

○13番（日域 究） おおたけ松美園がああいうことをされていることについて、それは廃校になった学校の有効活用ですから、それについてどうこう言う気はさらさらないですよ。ただ、財政的にどうなのかなと思ったり、さっきの地図の問題があったりして、どう絡み合っているのかなと思うじゃないですか。

今の部長のお話でいくと、例えば、土地建物は廿日市市のだから、交付税を計算するときの財政需要とか、財政収入はないですよ、課税できませんから収入はもちろんですけれども、財政需要には反映しないとおっしゃったんだと認識して、私は、質問を終わります。

次、行きます。先ほどの教育の問題ですけれども、これ大竹市の問題ではなくて日本全国の問題ですから、別に全国を背負って市長に答弁を求めているわけではありませぬし、難しい問題なんだと思います。

ただ、今回見つけた、さっき答弁で言われましたよね、要するに教育的、あれは教育基本法でしたかね、良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。そして、偏ってはいけない。だからバランスよく政治的教養を身につけることが、教育基本法が定める目標というか目的なんだと思うんですけども、とりあえず距離を置いてしまうのが無難というのはわかりますよ。距離を置いとけば影響はないわけですからね。

でも、あまり隔離すると、俗っぽく言えば世間知らずの状態で子供が成長することにもなりますし、何をもって正しいと言うかって、これもまたすごく難しいんですけども、やっぱりいろんな問題を成長の過程において経験して成長していくということは、非常に大事なのではないかと思うんですが、例えば今、議会で言えば、議会のことを執行部の皆さんに言ってもしょうがないかもしれませんが、討議っていうね。議員同士の討議を導入しようとか、いろいろ言うんですけども、日本って本当にできないじゃないですか、そういう話し合うというのが非常にへたくそな民族だと私は思いますけれども、戦前の教育で言えば、軟弱であると言って、それでも議論が終わるわけですよ。そんな考えは軟弱であると。

今で言うと、平和って、確かにそうです。でも、平和というのはいろんな力がバランスしたり、いろいろ組んずほぐれつ絡み合って、その結果が平和なんだと思いますけれども、そのことがあって議論が封じられる。最近で言うと安倍さんが何か言ったというので、すごいことになってますけれども、こういうところで言うのが正しいかどうか知りませんが、皆さんが触れないからあえて私が触れるんですけども、今日のウクライナの決議に、唯一の被爆国ですよ、日本は確かにね。でも、その原爆を落としたのはアメリカですよ。そのアメリカと軍事同盟を結んで、そのアメリカの軍事力、それに物すごく安心感を持っていることは、紛れもない事実ですよ。

そこはマスコミを含めてあまり言わないんですけども、そこが問題の間違いの部分で、やっぱり平和は平和です。じゃあどうやって平和を維持するかというときには、もっと真面目に考えないといけないし、言うべきことは勇気をもって言わなくちゃいけないんですけども、それができてないというのは物すごく感じるんですよ。多分この辺は、私と市長のお考えは、ほぼ一致してるんじゃないかと思いますが、やはり本当のことを話していかないと、逆に戦前と、立ち位置は違うけれども、やっている過ちは同じではないかという気すらします。

ここで市長に教育の答弁をしてくれて、直接的にはそういう話ではありませんけれども、例えば似た話として、ダーウィンの進化論がありますね。日本だったら、ダーウィンの進化論って私を含めて、ほとんどの国民がそうだと思うんですが、アメリカなんか行くと一部のキリスト教の信者が、いや、神がつくったんだと、そういう主張がある。じゃあどうするかって、教育現場ではダーウィンの進化論は教えるけれども、一部の人は神がつくったと主張してますと。そのことも言わないといけない。すごい国やねと思いますけれどもね。だから、一色じゃなくて、必ず反対する人たちはこんなこと言ってますよというのと言わないと、それしか聞かなくて成長する子供たちってかわいそうですか

らね。

生徒会とか児童会とかありますけれども、あれもどこまで子供たちが主体的にやっているのかわかりませんが、私の経験した高校時代、中学校かな、生徒会、それから学生運動が始まりましたけど、あのときの生徒会長の演説ですよ。教員も含めて、本当にしーんとして聞いてましたよ。物すごく爽やかなというか、説得力のある立会演説をしましたがね。不幸なことにそれから学生運動に突っ走っていきましたけど、それは間違いだったと思いますけれども、でも、やっぱり言いたいことを言う、本音を言う、そこは教育の世界も議会もちゃんとやっていかないと、なかなかこれから、今特にウクライナがあんな状況になってますけれども、さあどうするんだ、ですよ。

だから決議をするのは簡単ですけども、何か次の段階を求められたときにどうするかということ、考えておいてほしいなと思います。だからこの問題は難しいので、何かのコメントがあったらお願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 総務部長。

○総務部長（中村一誠） 先ほどの松ヶ原の土地の件で、少し私の説明が十分じゃなかったと思いますので。

交付税に参入されないというお話でしたけれども、当然廿日市市の区域にある以上は、廿日市市の交付税の参入、基礎に入れられると考えております。事業所ができたことによって、追加で何か廿日市市のほうにメリットができたかというような観点での話をさせていただきましたので、誤解があったようでございます。申し訳ございません。

○議長（賀屋幸治） 市長。

○市長（入山欣郎） 今議員がおっしゃるとおり、日本人というのは議論を好みません。しかし、市民の皆様方の御意見がどこにあるかということをはっきりと明確にしようと思うと、議員の皆様方と本当に腹を割って議論をするということが、非常に大切だと思います。議員が今、おっしゃったこと、そのことが議会の中でどうやってできるかという、日本人の特質で大変難しいところがありますが、一歩でもそういうことを進めることができる。また、それは公式の場ではなくても、ぜひ議論をしてまいりたいと思います。

本当に平和と言えれば全てが片づく、市民の御意見だと言えれば全てが片づく、じゃあ市民の御意見はどこにあるのかと。2万数千人のこの市民の御意見が本当にどこにあるのかということ、それこそ議員の皆様方が代表される市民の、代表されるお一人お一人の御意見を聴く中で判断をしていきたい。そういう意味ではぜひ議論を深めてまいりたいと思いますので、今の御質問、大変ありがたく思います。よろしく願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 日域議員。

○13番（日域 究） 総務部長の答弁、ありがとうございます。

それと、市長もありがとうございます。これで終わりたいと思いますけれども、やっぱり大事なことは、ちゃんといずれかの場所で議論するということが必要だと思います。本当にありがとうございます。質問を終わります。

○議長（賀屋幸治） 一般質問の途中ですが、議場の換気のため、暫時休憩を行います。

再開は11時20分を予定いたしますので、よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

11時09分 休憩

11時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

続いて、3番、原田孝徳議員。

○3番（原田孝徳） くろがねの原田孝徳です。よろしくお願いいたします。

2020年、令和2年6月に、介護保険法に加え社会福祉法、老人福祉法の一部を改正する地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が成立し、2021年4月に施行されました。主な改正内容については、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備、地域特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備、医療・介護のデータ基盤の整備、介護人材確保の強化などですが、今回はその中でも、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について、質問をさせていただきます。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

これまで、要介護、障害、子育て、生活困窮やひきこもりによるいわゆる8050問題などの課題については、一体的ではなくばらばらに対応されがちでした。そこで、こうした地域の存在する問題に対し、個々・別々ではなく、これからは包括的に対応しようというのが、今回の改正の目的だと思うのですが、包括的な支援体制をどのように整備していくかは、今後の大変大きな課題、テーマであるのではないかと思います。

地域共生社会の実現、言葉で言うと非常に簡単なんですけど、日本の総人口は2020年、令和2年10月1日現在で約1億2,570万8,000人、そのうち65歳以上の人口が約3,619万人と、全体の約28.8%を占めております。

本市はどうかといいますと、2020年の9月末日現在の人口が2万6,669人、そのうち65歳以上の人口は9,418人で、全体の約35.3%。そして、3年後、いわゆる2025年問題と言われる2025年には、あくまで予測ではありますがけれども、人口は約2万5,000人、65歳以上の人口も、推計ですが9,329人。割合は37.3%まで上がりまして、人口減少、高齢化は、全国平均よりも非常に深刻となるということが予想されております。

それに加えまして、一昨年的一般質問で、地域福祉の問題を取り上げました。自治会組織の脆弱化や人のつながりの希薄化など、地域コミュニティーが徐々に衰弱化している今、この2つの大きな問題が、地域共生社会の実現に向けまして大きな障壁となつてのしかかっていることは間違いなく、これらを直視した上で問題解決を図ることが必要となつてくるという局面に立たされていることが、この地域共生社会の実現をより難しいものになっているのではないかと感じます。

ただ、このような問題というのは、突然降って湧いたものではありませんで、本市でもこれまで地域福祉計画などの中で繰り返し取り上げ、議論を重ねてきたことでしょうし、そういう意味におきまして、今回の改正はそれらの議論を後押しし、今以上にしっかりと包括的な支援体制を整備し、明確な方針、方向性を示しなさいというのではないかと思います。

ます。

そこで問いたいと思います。ここまで重ねてきた議論に、今回改正された内容、そして、第8期介護保険事業計画を策定し、1年が経過しようとしている中で、本市の地域共生社会の実現に対する考え方、そして、その包括的な支援体制の整備についてどのような取り組みをしているのか、その方針、方向性などを教えていただきたいと思います。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（賀屋幸治） 市長。

○市長（入山欣郎） 議員には、いつも福祉の立場から御質問いただきまして、ありがとうございます。

それでは、原田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

地域共生社会とは、制度、分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民1人1人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会を指しております。

この点につきましては、令和2年3月に策定した第3期大竹市地域福祉計画にも掲げておりますように、人々がつながり、そのつながりを全体で共有し、みんなで築く幸せな地域社会という将来像がこれからの地域福祉の方向性を指し示しているものと思います。

この地域共生社会を推進するために、本市では平成28年度から、地域福祉担い手育成事業として、市民アンケートや意見交換会によるニーズ把握、フォーラムや講演会、ワークショップなどによる機運醸成のほか、世代を超えた、あるいは施設と地域をつなぐ居場所づくり、ボランティア団体の育成支援などに取り組んできました。

また、令和元年度からは事業の委託先である市社会福祉協議会に専任の職員を配置し、地域での課題解決や医療・介護専門職との連携強化、災害時における地域機能の強化などに注力してきたところでございます。

こうした中、地域共生社会の実現に向けて、令和2年6月に社会福祉法の一部が改正され、一部を除き、令和3年4月1日から施行されています。議員からも御紹介がありましたが、改正内容の最も大きな柱が包括的な支援体制の構築であり、その体制整備のための事業が、重層的支援体制整備事業でございます。介護、子育て、障害、生活困窮といった制度の垣根を越えて複数の課題を抱える、あるいは制度間のはざままで適切な支援につながっていない世帯などに対して、地域の方々や専門職などが連携して支え合える体制を構築していこうとするものです。

支援の柱は、相談支援、参加支援、地域づくり支援で、これらを一体的に取り組むことで相乗効果を生み、世代、属性を問わない支援を高めていこうとするものです。本事業の着手は、制度上は市町村の判断によりますが、本市においては本事業の前身に当たる事業に既に取り組んできたことから、切れ目なく、令和3年度から移行準備事業を実施しています。

今後、支援体制を中心として広く相談を受け、また、実際の支援の担い手となる専門職や団体などで構成する中核機関を組織することとしています。既に関係機関などとは個別

に調整を進めていますが、本事業の趣旨に賛同していただける団体、事業所などと協定を締結していく予定です。随時、参画者を募りながら、発展的に中核機関を強化していきたいと考えています。

中核機関の参画者のもとに寄せられる相談事案や、各団体などの事業活動の中で発見された支援を要する事案があれば、本来分野以外ののものであっても、それを汲み上げていくこととなりますので、より広く支援の網が張られることとなります。その情報を中核機関で集約した上で、支援体制を検討し、相談者への伴走的な支援を行っていくといった体制を描いています。その取り組みを進めるため、令和4年度の庁内体制としては、健康福祉部の3課9係に各1名の推進員を配置し、全体の調整役として地域介護課に統括職員を置く予定としており、必要に応じて体制を見直し、改善していきたいと考えています。

地域共生社会の実現に向けましては、これまでも取り組みを進めてきたところであり、このたびの法改正を受け、大きく方針や方向性を転換するものではありません。国の方針として、より着実な支援につなげるための体制づくりが前面に押し出されたものと理解し、市としても支援体制の構築に向けて、今後も取り組んでいきます。

市民の皆様は、いつまでも、できるだけ長く元気で生きがいを持って暮らしていただきたいという思いは、何ら変わるものではございません。1人でも多くの方に支援が行き届き、また、そこに多くの市民の皆様が関わってくださる社会に少しでも近づけていきたいと思っております。

以上で、原田議員への答弁を終わります。

○議長（賀屋幸治） 原田議員。

○3番（原田孝徳） ありがとうございます。

多職種連携であるとか、支援体制の整備というものへの取り組みというのは着実に実行されているという印象で、まだこの第8期介護保険事業計画に関しては1年目ですので、まだいろいろ課題もあるのかなと思いますので、もう少し細かく見ていきたいと思っておりますけれども、まず、ほぼ別々の現状と課題について、そこについてまず触れたいと思うんですが、これはさまざまな角度からアプローチが可能ではありますが、認知症の問題というのが大変大きいことから、ここでは要介護と、それに合わせて障害について、その視点に絞って質問をさせていただきたいと思っております。

まずは、要介護からなんですが、先ほど申しましたように、認知症が非常に大きな問題ですので、その現状と課題についてお聞きしたいと思います。

認知症の詳しい内容についてはまたの機会のお話をするとしまして、本市の令和2年度の認知症高齢者数が924名と。そして、令和7年度、いわゆる2025年には1,002名にまで上ると推計がされております。認知症者数そのものは微増ではありますが、2025年の人口、先ほど申し上げましたように2万5,000人という推計ですので、人口に占める認知症者数の割合は増加することになるのではないかと思います。

2万5,000人に対して1,000人ですから、25人に1人が認知症であるというふうを考えますと、非常に身近な問題かなと思いますし、この現実を直視し、憂慮すべき問題ではないかと思います。25人に1人といいますと、単純に議場の中に25名以上はいらっしゃるの

はないかと思うんですけれども、そういう中にお1人いらっしゃるような状況ではないかなと思います。高齢だから認知症になるということではありませんので、私ぐらいからの年齢でもそういう方はたくさんいらっしゃいます。

私も、最近アルツハイマー型認知症の特徴的な症状であります短期記憶の低下が顕著であることから、予防に気をつけないといけないなと思っているところなんですけれども、私はもしこの年齢でなりますと、若年性ということで、初老期認知症になるところなので、初老と言われると非常に言葉が、つらい思いはありますけれども、予防のほうも実際今、市のほうで取り組みを行っておりますので、そういうものに私も参加しなければならない年代になってきたのかと感じております。

話を元に戻しますが、この超高齢化社会の認知症への対応の施策としまして、少し振り返りますと、2014年の介護保険法の改正で、地域における包括的支援事業の1つとしまして、認知症総合支援事業が創設されました。認知症の早期における症状悪化を防止するために、認知症初期集中支援チームと、認知症地域支援推進員が設定されました。翌2015年には、認知症の人の意見が尊重され、自分らしく暮らし続けられる社会を目指す、認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランが発表されまして、さらに2019年には認知症施策推進大綱が決定されました。

この新オレンジプランの中に、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進というのが打ち立てられておりまして、その主な施策としまして認知症サポーターの存在が取り上げられております。

現在、本市でこの認知症サポーター数、令和元年度末現在ですけれども、1,913人ということで、このような国の施策からもわかりますように、地域共生社会の実現に向けましては、認知症に対して正しい知識や1人でも多くの人の理解が必要になってくると思うのですが、この認知症サポーターの養成研修などの現状から、本市においてどの程度認知症というものが、認知症という理解がどの程度深まっているのか、そのあたりどのように感じていらっしゃるのかを、まず1つ伺いたいと思います。

続いて、障害についてですが、ノーマライゼーションの理念が広く知られるようになりましたのが20世紀半ばぐらいですから、もう半世紀以上が過ぎました。このノーマライゼーションに対する理解は、本市だけではなくて、日本全体でまだまだあまり浸透されていないような、私は気がしております。

また、最近ソーシャルインクルージョンであるとかインテグレーションというような言葉も出てきておりまして、ソーシャルインクルージョンとは、個々の多様性を認めまして、社会の一員として包み、支え合う考え方というものです。インテグレーションというのは、障害を持った人などが差別を受けることなく、問題解決に当たり援助をするという考え方なんですけど、地域共生社会の実現に向けましては、このようなソーシャルインクルージョンやインテグレーションというものの認識も深めてもらわなければならないと思うのですが、まだまだ言葉だけが独り歩きしているというような印象を受けるのは、私だけでしょうか。

そこで本市としまして、このような理念、考え方に対してどのような取り組みをされて

いるのか、どの程度の理解や認識が得られていると感じているのか。また、今後このような理念や考え方に対してどのような策を講じなければならない、する必要があると感じていらっしゃるのか、その課題はどのようなものであるかなど、教えていただければと思います。お願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 地域介護課長。

○地域介護課長（山田智徳） それでは最初に、認知症の理解のほうからお答えをさせていただきます。

議員がおっしゃいましたように、認知症の方が地域の中で生活をしていくというためには、市民の理解が必要ということでございます。市全体としてどの程度理解が進んでいるかというのは、なかなかお答えするのが難しいところではあるんですけど、まずはその認知症の方がサポーター養成講座等によって、基礎的なところを理解していただくということが重要かと思っております。

そういう中で、これまで累計ではありますけれども、2,000人を超える方が受講していただいたということは、一定の成果ではあるかと思っております。ただ、これは数がふえればダイレクトに理解が進んだということでもないと思いますので、2,000人が4,000人になったから2倍理解が進んだというような認識は持っておりません。

そういう中でこれから考えたときに、地域の中で一緒に共生していくためには、より深い理解ということも必要にはなってくるんだろうと思いますが、まだ今のところは、まずはその認知症という疾病がどなたもなり得る可能性があって、仮に疾患をしたとしても、地域の中で尊厳を大事にされて、地域の中で共生していく存在なんだよということを広く皆さんに知っていただくところが第一歩かなと思っておりますので、そういった取り組みを続けてまいりたいと思っております。

○議長（賀屋幸治） 福祉課長。

○福祉課長（神代 亨） それでは、障害に関する御質問です。

正直、ノーマライゼーションなどの理念を強く意識しての取り組みというのは行っておりませんが、多くの障害支援施策が、障害のある人が障害のない人と同じように生活し、活動できる社会を目指すといったノーマライゼーションなどの理念と合致し、ひいては地域共生社会の実現へつながってほしいと考えております。

また、市広報に隔月で福祉のとびらという連載をしており、その中では合理的配慮の説明、ヘルプマークとヘルプカードの紹介、障害者差別解消法の解説などの記事を掲載し、障害への理解を深める啓発活動をしており、今後も続けていきたいと考えております。

今後の課題としましては、原田議員もおっしゃったように、人のつながりや地域コミュニティが少し弱まっている今、障害の有無にかかわらずみんなで支え合って生活できる地域の人材育成などの協力を得る必要があるのではないかと感じております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 原田議員。

○3番（原田孝徳） ありがとうございます。

今の答弁につきましては、この後まとめてもう一度質問させていただきたいと思っております。

ので、さらに質問を続けさせていただきたいと思います。

改正から1年が経過しようとしておりますけれども、市長答弁の中にもありましたけれども、その包括的な支援体制の整備の状況から2つほどピックアップさせていただいて、まずそれにつきまして、それからそれに関連しましてマンパワーの問題と、個人情報の問題について少しお聞きしたいと思います。

その2つピックアップした中の1つが、相談支援についてということなんですが、相談支援では、属性や世代を問わずさまざまな課題を受け止めて相談に応じる断らない相談をはじめ、支援が必要な人がいる場所に積極的に訪問し働きかけるアウトリーチを展開するというところにありますけれども、そこで相談支援の体制整備についての現状がどのようになっているかということと、ここまでこの相談支援についてどのような評価をされているのかということ、まずお聞きしたいと思います。

それから、ピックアップした2つ目が、地域づくりに向けた支援ということで、多世代交流や多様な活躍の場など、孤立を防ぎ、世代・属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所を確保していくということが求められておりますけれども、交流できる場や居場所というものは、市としてどのような場所というか、そういうものを想定していらっしゃるのか、現状、そのような場所というものが確保されているのかということの2つをまずお聞きしたいのと、さらにマンパワーの問題についてですけれども、認知症については、まずやっぱりそれを理解してくれる人をふやすこと。先ほど少しあったかと思うんですが、認知症サポーターをふやすということは、やはり裾野を広げていく必要があるというようなことでもあるのかなと思います。

そのためには、どうしても自治会や民生委員、もちろん個人への働きかけや理解への取り組みというものが不可欠であるかなと思います。そういう中において、生活支援コーディネーターという役割があると思うんですが、そういう方をどの程度確保するのかとか、先ほどの認知症サポーターの養成研修というものを今後どのように進めていくかというような問題も出てくるのではないかなと思います。

マンパワーの確保というのはとても大きな課題ではないかと感じておりますが、この問題について、この現状と今後についてどのようにお考えなのかということ、それに関連しまして、ネットワークとコーディネートという問題について少し触れたいと思うんですが、今、生活支援コーディネーターのお話をしたんですが、そういうことも関わってくるとは思うんですが、先ほど冒頭でも述べましたように、やはり自治会組織の脆弱化とか人の関わりの希薄化といったような問題が、この地域共生社会の大きな障壁となっているということで、このような壁がある中、現状としては地域包括支援センターや社会福祉協議会などとの連携はもちろん、自治会や民生委員、当事者の会やボランティア団体など、既存のネットワークを維持しながら、この当事者、地域をどのようにコーディネートしていくか、そういう役割を生活支援コーディネーターというのは、役割も担っているのではないかなと思うんですが、この生活支援コーディネーターを含めて、認知症サポーターの活用について、当面の課題なのかなというふうに想像するんですが、このネットワークやコーディネートについてどのような方針、考え方をしているのかということをお聞かせいただきたい

いと思います。

そして、最後に個人情報の問題ですけれども、これもかなり、別にこの地域共生社会だけではなくて、いろんな分野で個人情報の問題がネックになるということはあると思うんですが、認知症の理解者がふえて、ネットワークが仮に確立したとしても、地域の中に、どこにどういう人がどのような状況、環境にいるかというような情報について、やっぱり個人情報の問題が大きな壁となって、情報の共有が十分にできるのかなという心配があります。

これについてはどのようにお考えなのか。例えば当事者とか家族から同意が得られない人という場合に、これはどのように対応しようと考えていらっしゃるのか、そのあたり、すみません、教えていただきたいと思います。

○議長（賀屋幸治） 地域介護課長。

○地域介護課長（山田智徳） では、順番にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、相談支援というところのアウトリーチの部分ですけれども、現在いろんな相談を、市の職員であったり、包括支援センターであったり、市の社会福祉協議会であったり、いろんなところで受ける体制がございます。そういう中で、継続的な支援が必要と思われる方につきましては、職員であったりということが定期的に訪問するとか電話をするとかというような形で、変わったところがないかというようなところは確認をさせていただきながら対応しているというところでございます。

また、それに加えまして地域のお話ございましたけれども、私がよく接する方でいいますと民生委員ということになります。毎年、高齢者実態調査等で状況を把握した上で、本当に親身になって、きめ細かに親身に对应していただいていると思いますので、その部分は本当に頭が下がる思いだなと思っております。

そういう中で、できる限りの範囲ということはあると思いますけれども、アウトリーチについても行ってはおります。新しい事業になりましたら、今度それぞれのケースに応じて支援チームというのを編制をしていくということになってまいりますので、そこを中心に専門職や地域の方々、そういった方が連携をしつつ緩やかに見守るというような形での伴走支援をしていくというようなところが、基本的な形かなと思っております。

それから2点目の、地域の交流の場ですけれども、こちらは正式に位置づけているとか承諾をもらっているとかということではないんですけれども、今本市にある資源でいえば、各地区にある地域サロン、これがやっぱりベースになってくるかなと思っております。住民の皆様の自主的な活動ではありますけれども、現在は58ほどの組織がございますので、こういったところを活用しながら中身の充実を図って、地域の皆さんがいろいろと集える場になっていくというのが理想的な形だろうと思っております。

それから3点目、認知症の裾野の拡大、マンパワーというところで、先ほどもお答えしましたけれども、サポーター養成講座というところをやりながら理解を広めていく、そういう中でマンパワーといいますか、皆さんの理解を広げていくということになるかと思えます。

実施にあたっては、対象者の選定というようなところで、一般の市民の方だけではなく

て、事業所であったり、それから大竹高校の高校生であったり、そういったところにもお声がけをしていただいて、幅広い受講者を募りながらやっていくというところで裾野を広げていくということになるかと思えます。

そういったところに生活支援コーディネーターであるとか介護の専門職がどう絡んでいくかというところだろうと御質問ありましたが、サポーター養成講座はあくまで基本的なところですので、またそれとは違う少し深い部分のところ、そういった専門の知識を持っている方に御活躍をいただいて、理解を広めていくというところにつなげていきたいと思えます。

それから、地域のネットワークとコーディネーターというところですが、これは大変大きな話ですので、認知症の枠を超えて地域共生社会、そういったところの推進ということで、まさにこのたび今着手をしている重層的支援体制整備事業をどういうふうにやっていくかというところだろうと思えます。

基本的には、先ほど市長も答弁しましたように、中核機関を設置いたしますので、その参画者をどんどん広げていくというところでネットワークの強化をしながら、その運営のために事務局を設置いたしますので、大竹市と大竹市社会福祉協議会と、それから知仁会、この三者の共同体で事務局をやるという、今予定しております。その三者がスクラム組んでコーディネートを進めていくという形になるかと思えます。

最後に、個人情報の点ですが、これはいろんな連携をしていく場面でもどうしても避けて通れない部分だろうと思えますが、基本的には本人の同意をいただいて、情報を共有していくというのが大原則であろうと思えます。

その中で、どうしても御同意がいただけない場合というのはあるかと思うんですが、同意がいただけないとどうしても支援が限定的になってしまうということがありますので、それぞれ参画する者が守秘義務があって、それをしっかり遵守するんだというところは御説明を申し上げて、できるだけ、強制はできませんけれども、御同意をいただけるような努力をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 原田議員。

○3番（原田孝徳） ありがとうございます。

2番目の、まず質問に対する答弁をいただきましたけれども、まだまだ認知症への理解とか、それからノーマライゼーションほか、さまざまな言葉というものの考え方というのが浸透してないかなというのは、私もよくわかります。

認知症サポーターとかそういうものを通して、これから少しずつそういう理解を広めていくというか、裾野を広げていくという活動をされているということだったと思うんですが、障害のほうの件についても、市広報のほうで周知を図っているということで、これを地道に続けていくということが一番早くに皆さんに知っていただける方法なのかなと。一步一步進めていくということが大事なかなと思えますので、引き続きそういうものをしていただきたいなと思えます。

それで、新オレンジプランの中に、認知症への理解を深めるための普及啓発の推進とい

うものがあります。先ほども少し答弁の中でもいろいろ触れられたと思うんですけども、例を1つ出すんですが、これは認知症の啓発というものではありませんで、パーキンソン病という疾病があるんですが、それについての1つの例なんですが、最近パーキンソン病というのが何かと話題になっているかなと思うんですが、私も全部を確認したわけじゃないんですが、市内電車の宮島線のホームに、パーキンソン病の啓発のポスターというか看板というか、そういうものが出ております。

私も興味があるからたまたま目についたのか、皆さん見てらっしゃるのかわからないんですが、パーキンソン病の症状の中にあります、人混みの中で動けなくなるとか、それから体が傾いてしまうというようなパーキンソン病の症状がありますので、電車の中とかホームとか、そういうところで見かけたら一言声をかけてくださいというようなものではないかなと思うんですけども、認知症もまだまだ理解が進んでないということですので、やっぱり、例えば駅という、市内電車限定でしたけれども、駅であるとか商業施設というような市民がたくさん集まる場所、よく目に触れる場所というところに、ポスター掲示であるとかそういう啓発運動をするという方法が必要ではないのかなというふうに、私はこのパーキンソン病のポスターというか看板を見て、より強く思ったんですけども、地域共生社会の実現にはどうしても、今は何も関係ないんだよという人たちの力も当然必要であると思いますし、それに啓発ポスターなどが町にあふれているということで、本市が認知症であるとか地域共生社会の実現に取り組んでいるということが伝わると思いますし、大きく言えば福祉というもののことに対して市の取り組みというものが、目に見える形にすることで、市民にも自然と安心感というように思ってもらえるのかなど。何かあったらこの町は、そういう私たちを何とか、そういういろんな認知症であるとかそういう困り事が起こったときに対応してくれるのかなというような効果もあるのではないかなと思います。

ですから、こういう普及啓発というのは当然必要となってくると思います。当然考えられていると思うんですが、今後、今を含めて具体的に何かこの普及啓発について考えていらっしゃるのかということをお伺いしたいのと、それから先ほどの中で、いろいろと地域共生社会の実現に向けて、いろいろとされていることを答弁いただいたんですけども、今ある資源、そういうものの活用であるとか、それからネットワークコーディネートについては、少しずつそういう中核機関を設置したりとか、少しずつ広がっていかれて、まだまだ途中なのかなという印象を受けましたが、しっかりとその現状というか課題というか、それからそのあたり、評価というものはしっかりとされているような印象を受けましたので、これを、先ほどの普及啓発もそうですけど、一歩ずつ前に進めていってもらいたいと思います。

こういう普及啓発を含めて、この地域共生社会を実現するために、しっかりと予算というものが確保されているのか、そのあたりお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（賀屋幸治） 地域介護課長。

○地域介護課長（山田智徳） 普及啓発というところでございますけれど、今、商業施設とか駅とかには貼ってはおりませんが、この地域共生社会を重層的支援体制で進めて

いくということで、ポスターをそれぞれ事業所なんかにはお配りをして、自作のものではありませんけれども、そういったものを貼らせていただいたりはしています。

認知症なんかの特化してというところについては、またどういったものがあるかというのがありますし、いろんな分野のことが考えられますので、どういった形で啓発していくのがいいのかというのは、費用等も考えながら判断をしていきたいと思っております。

それから、これまでの先ほど御説明をした点での課題というところですが、こちらにつきましては幾つかということになりますけど、認知症についてはやっぱりこれまでどおりサポーター養成講座を継続していくというところに、もう少し特定の方になるかもしれないませんが、深い知識をつけていただくといったところの取り組みも必要なかなと感じております。

それからマンパワーというようなところで言いますと、認知症への理解というよりは、先ほど申し上げた中核機関の運営でありますとか、それからもう少しアウトリーチを充実していくとか、そういったところでもう少しマンパワーが必要といたしますか、どこまで現状の体制でやっていくことができるかというのは、気がかりな部分というのは、心配はしております。

あと、それからコーディネートの部分ですけど、今、生活支援コーディネーターが本市に1人ということになっております。これは今から地域共生社会を推進していこうと思えば、もう少し体制を強化するとか、どういった形で集約をしていくかというようなところはもう少し考えていかなければ、なかなかこの大竹市といえども、1名という中ではなかなか難しいところがあるかなと思っておりますので、そのあたりは考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 一般質問の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

なお再開は13時ちょうどいたします。

~~~~~○~~~~~

12時01分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

3番、原田議員の5回目の再質問から行います。

原田議員。

○3番（原田孝徳） 引き続き、質問を続けさせていただきます。最後の質問になります。

地域共生社会の実現というものの頂は見えたのかなと思います。しかしまだまだその道のりというのは、険しいものではないかというのが正直なところではないかなと思います。そこで最後に、私の現場での経験などから3つほど、まとめとして述べさせていただきたいと思います。

答弁の中にもありましたので、少し重複するところもあるかとは思いますが、

まず、1つ目なんですけど、地域共生社会の理念にあります、支える側と支えられる側というこれまでの関係に加えまして、人と人、人と社会のつながり、1人1人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくこともできる地域や社会をつくるという考え方ですけれども、これを現実のものにするためには、まちの中にそういう空気といいますか、機運を高めていく必要があるのではないかと思います。

これは高齢者の例ではないんですけども、五、六年前ぐらいですか、前までお隣の廿日市市の社会福祉協議会のほうに、よく行動援護とか同行援護で行く機会がありまして、そこでは比較的皆さん気さくに利用者さんに対して、職員の方であるとかボランティアの方であるとか、そういう方が常に声をかけてくださっていた。何々君、今日どうだったとか、学校どうだったとかいう形で、すごく声をかけてくださっているんです。子供たちもそれに対して、いろんな職員やボランティアの方々といろんな話をして、今日の出来事であるとか、こんなこと先生から教えてもらったんだよ、みたいなことを話したりします。すごくそういう意味ではコミュニケーションが生まれて、中には車椅子の方なんかにもよく来られておりましたので、そういう方とも交流があって、とても子供たちにはよい環境だったのかなと思います。とても、すごく明るい、ちょうど全面ガラス張りのような形になっておりますので明るいというのはあるんですけど、そういうだけではなく、温かさとか空間がすごく居心地がよかった記憶があります。

また、ちょうど目の前が公園ということで、子育て世代の方とも一緒に遊ぶことができ、そこで交流が生まれることも、子供たちは多かったのではないかと思います。また、プールに行きますと、やはりまたそれなりに皆さん温かく接してくれるんですが、ほかのプールと違うなというところは、騒いだり、どうしてもやっぱりありますので、ほかの利用者さんに迷惑をかけたりということは、多々あります。そういうときに、非常に厳しく叱ってくれて、それはもう廿日市市だけなのかなと。ほかのプールのところでは、なかなかそういう光景は見られないので、それは本当にありがたいことだと思って、いつも感謝をしていた記憶があります。このようなふだんの何気ないコミュニケーションであるとか交流の積み重ねが、やはり地域共生社会の実現に向けてのこのベースというか、基礎ではないかと私は思うんですね。

もちろんこの人口とか対象者のニーズの違いもあるかもわかりませんが、本市においては、例えばイベントであるとかそういうところで、そういう交流とかコミュニケーションが生まれるというのは見受けられるんですが、ふだんそういう、肌で感じることは少ないのかなということは、すごく感じるどころではあります。

最近気になったことなんですけど、公共のバスでさえも点字ブロックを無視して停車するということが、もう1年以上は続いていると思います。ほんの少しは改善されたんですけども、結局その点字ブロックって何のためにあるのかということを見ると、正しい使い方をしないとさせないとかいうことであれば、正直高齢者の通行にはただ邪魔なだけなので、やっぱりそういう意識の低さっていうのがまだこの町にはあるのかなと感じますので、何のための点字ブロックなのかということとは皆さんで理解して、正しい使い方をさせていただきたいと思うことが、数カ月の間にありました。

プールも使えなくなると随分と時間がたちますし、どうなのかなという部分もあり、こういう地域共生社会を実現する上において、非常にそれ以前の問題ではないかなと、こういうものはですね。というのは私が少し感じたところです。

2つ目なんですけれども、認知症について言えば、これも先ほどの答弁の中に幾つかあったと思うんですが、それに対する知識とか理解が少しずつ広がっていくとしても、高齢者の場合認知症だけという方も少ないかなと思いますので、そのほかの疾患を同時に抱えている方もいらっしゃると思います。

住み慣れた地域で日常生活を営んでもらうと、そういうことをしてもらうためにも、個々の疾患についての理解も必要なのではないかなと思いますが、そういうところまで理解をするとすると、それなりの知識とか経験とか、そういうものが必要になってくるのではないかなと思います。

先ほど認知症サポーターの話がありまして、参加をどう促すかとかいうこともお伺したんですけれども、認知症サポーターの方に対して、この地域の中で疾患に対する知識、必要な知識というのをご共有していくのかという問題は、答弁の中では深い知識というような言い方をされてたと思うんですが、今後どうするかということについては、確かにこれは課題なのかなと思います。

そういう中で、本市だけではないんですが、まだまだ潜在、眠っている介護職員の方とか、現職の介護職員、そういう中で介護福祉士とか介護支援専門員、社会福祉士などの国家資格を有する人たちというのは、人材として発掘したり活用できないのかなというのが、今まで介護職員と携わってきて、思うところであります。やはりそういう知識とか経験とか、先ほどのその疾患云々とかいうこともそうなんですけど、やっぱりすぐに戦力として使えるという意味では、何かしらうまく活用できないものなのかなということを考えておるところです。

3つ目なんですが、先ほど生活支援コーディネーターというものを配置する、現状では1名という話があったと思います。今後、生活支援コーディネーターという必要性というものが増すことも考えられると思いますし、必要なものであると思います。1層、2層というところまで配置するのか、3層まで配置するのか、そのあたりはこれからの議論だと思うんですが、私もその生活支援コーディネーターという資格要件を満たしておりますので、今後何らかお手伝いとかお役に立つことがあれば、ぜひしたいなという気持ちでいるところであります。

3つ目のところはいいとしまして、先ほどもバス停の点字ブロックの問題についても、当たり前にはできることは当たり前にしてほしいと。その基礎の上に、初めてその地域共生社会の実現があると思いますし、こういうところから皆さん、今回の件で言えばいろんな課の方が関係あると思いますので、そういう丸ごとで取り組んでいただくとか、議員が行ったからとかそういうものではなくて、自分ごととして、我が事としてやっぱり取り組んでいただきたいというのが、私の希望です。

繰り返しになるんですけれども、先ほどの点字ブロックについては、そういうことで丸ごと・我が事というフレーズが合っているかどうかわかりませんが、そういう形

で取り組んでいただきたいと。

国家資格を有する介護職員の活用についても、ぜひこの第8期介護保険事業計画の残りの2年の中で、即戦力となりますので、何らか、2年の間では難しいかもわかりませんが、即戦力として使える人材をどう発掘して、どう活用していくかということも、ぜひ議論していただきたいと思います。

点字ブロックのほうは、ぜひ答弁いただきたいんですが、それ以外のところは先ほど答弁の中でも随分と触れていただいておりますので、何かあれば結構です。ですので質問は、以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） 福祉課長。

○福祉課長（神代 亨） 先日議員から点字ブロックのお話を伺いまして、現状を確認いたしました。大竹駅においてそういった点字ブロックとバスの乗車口が必ずしも一致しないという実態はあるようです。

それぞれの分野で事情はあると思うんですけども、福祉課の立場としては、障害のある・なしにかかわらず同じように生活し、活動することは、地域共生社会をつくる上でも大切なことだと思いますので、障害のある方が生活しづらい事例には、所管課とも話し合っただけで済ませたいと思います。

また、午前中にも申しました、市広報などでの啓発を行い、市民の方の意識を高めていく活動も、引き続き行っていきたく思っております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 地域介護課長。

○地域介護課長（山田智徳） 潜在介護職員の活用というところでございますけれども、これから先もまだまだ10年、15年ぐらいは介護認定者というのはふえていくというふうに推計もされております。そういう意味で、介護職員をどういうふうに確保していくかというのは大きな課題だと思っておりますので、潜在的な方に限らず、そういった方も含めて、新規の方も含めて、そういったサービスが受けられる体制というのは確保していく必要があると思います。

第8期介護保険事業計画はあと2年ということにはなりますが、既に令和4年度から第9期の計画の策定という工程に入っておりますので、基本的にはその見直しの中でどういったことをやっていくかというところをしっかりと検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 自治振興課長。

○自治振興課長（・谷明洋） すみません、バスのことで御指摘がございました。

議員からも、こういった内容について御相談があったので、すぐ運行事業者のほうにも伝えているところではございます。また、バス停の標識に合わせてどうしても乗客の方が並ぶということで、それに合わせてバスも少し後方に下がって停車するという傾向があるようです。

そのため、このたび標識を、岩国市側のほうに少し移動してみました。それで、ちょうど到着したバスがちゃんと枠内に止まってたようなので、様子を見ていただいて、また何

かありましたら御意見等いただけたら、業者のほうにも申しておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 続いて、2番、藤川和弘議員。

○2番（藤川和弘） 2番、新和会の藤川です。通告書に基づいて、大竹市民の方に選挙に興味を持ってもらうために、選挙人が投票しやすい環境にするために、共通投票所、期日前投票所について質問させていただきます。

共通投票所とは、投票率向上のための居住する地域に基づいて指定される投票区の投票所とは別に設けられ、自治体の有権者であれば誰でも投票ができ、2016年参院選から導入され、人が集まるショッピングセンターなどが活用されております。

2016年参院選と2017年衆院選は7カ所、2019年参院選は45カ所、全国で設置されておりますが、普及には投票区投票所との二重投票防止のための情報共有システムの整備が課題となっております。

総務省のホームページに、2016年7月の参議院選挙における共通投票所の取り組みの事例がございましたので、御紹介させていただきます。北海道函館市では、取り組みに至る経緯として、国政選挙における投票率が北海道内で低い状況から脱するため、平成24年12月の衆議院選挙から、既存の期日前投票所から一定の距離がある地域に所在する商業施設1カ所に、北海道内で初となる期日前投票所を設置しており、平成27年にはさらに1カ所増設するなど、選挙人からの要望等を踏まえた取り組みを行ってきております。

これら2カ所の利用結果を分析しますと、投票率が低い層である40歳代以下の利用者が、市役所や支所などの期日前投票所より多かった。選挙期日も同様に投票できるようにしてほしいとの要望があり、買い物や食事のついでに投票ができるなど、選挙人からの要望に応えるため考えていたところ、平成28年4月に共通投票所制度が創設されることになり、期日前投票所を設置している2カ所の商業施設に、共通投票所を設置することを決めております。

取り組みの実績、効果として、今回は共通投票所を設置する自治体が全国で4団体のみであったことから、多くの報道に取り上げられ、選挙啓発面での効果があったものと感じている。初の取り組みで制度が十分に浸透していないこともあり、想定の半分程度の利用にとどまっておりますが、共通投票所の利用結果を分析すると、投票率が低い層である20歳代から40歳代の選挙人の利用が多かった。また、選挙人が投票区の投票所のほかに共通投票所においても投票できるという選択肢がふえたことで、投票しやすい環境になったものと考えている。また、いずれの共通投票所も利便性の高い商業施設であったからか、気楽に投票できる、選挙が身近に感じる、駐車場が広くて安心、堅苦しい空気でないので入りやすいといった評価の声が上がっております。

続いて、青森県平川市、取り組みに至る経緯として、青森県は全国的に投票率が低い傾向にあり、平成25年参院選、平成26年衆院選では、2年連続で全国最下位の投票率でありました。また、平川市の投票率は県内で30位前後であり、選挙管理委員会としては投票率向上に向けた取り組みが必要であると考えていた。このような中、平成27年2月にイオングループが、イオン各店舗を期日前投票所として貸し出すことに協力したいとの情報があ

り、これを受け、駅構内や商業施設など、頻繁に人の往来がある施設に期日前投票所を設置し、投票率向上の成果を上げる事例もあったことから、大型商業施設イオンに期日前投票所を設置することを決め、その後、共通投票所制度の創設を盛り込んだ公選法改正を受け、共通投票所として実施しております。

取り組みの実績、効果として過去最高となっております。目標としていた全国平均、青森県平均を上回り、上昇幅は県内10市で最大となり、18歳の投票率は県内10市のうち2番目、19歳に限っては最も高い数字となっております。商業施設への共通投票所の設置は、投票率向上に大きく寄与したと考えている。商業施設への期日前投票所や共通投票所の設置に関し、投票後の市民からの声は、買い物ついでに投票でき便利、子供と一緒に気楽に参加できる、駐車場も広く、子供も待っていただける場所がある、役所は堅苦しくて行きづらい、こういう場所への設置がふえれば若い人も投票に来ると思う、投票所の選択ができるのはよいこと、その他商業施設への期日前投票所の設置の事例がアップされておりました。

取り組みの実績・効果として、青森県弘前市は、期日前投票所全体の投票者数が過去最多。秋田県秋田市は、商業施設に期日前投票所を置き、商業施設特有の開放性や利便性もあり、買い物のついでに投票できることなどから、家族連れで訪れる若い世代の投票者の割合が、他の期日前投票所と比べて高くなっております。

若年層の投票率向上に一定の効果があった。秋田市では、イオンモールへ期日前投票所の設置をしており、周知方法の中に、イオン店内放送やイオン総合案内前に看板を持って案内するなどの周知を実施しております。秋田県湯沢市は病院へ期日前投票所を設置しており、投票参加にも一定の効果があったとございました。

共通投票所の取り組みや懸念材料をまとめますと、二重投票防止のためのネットワークの構築、情報セキュリティの確保、全投票所へのインターネット環境、投票所が民間施設の借り上げである場合、相手側との調整が必要、承諾が得られるのか、新たな人員確保等、たくさん問題も上がっております。

広島県を見ますと、2016年4月13日中国新聞。共通投票所、今回は無理。中国地方選管、二重投票を防ぐ整備費が膨大とあり、公選法改正に伴い、今回の参院選から駅やショッピングセンターに共通投票所が設置できるようになることに、中国地方の自治体の選管が戸惑っている。1人が2票を投じる二重投票を防ぐ情報ネットワークシステムの構築に多額の費用が見込まれるため、今回の開設は無理との声が目立つ。広島県は全23市町、山口県は全19市町が開設を見送る見通しだとございました。

広島県の期日前投票所を幾つか御紹介いたします。広島市、JR広島駅南口地下広場、東広島市はフジグラン、福山市もフジグラン、府中市は道の駅、府中町はイオンモール、廿日市市ではゆめタウン廿日市にて期日前投票所が設置されており、お買い物のついでに投票ができて便利と好評で、投票率の向上にも貢献しているようです。

大竹市は2021年の参院選で4カ所の期日前投票所、大竹市役所は10日間で8時半から20時まで、玖波公民館、農林振興センター、大竹会館、各会場1日のみで、10時から18時です。大竹市の投票率は全国の投票率平均よりはよいものの、全ての選挙投票率が下がって

きております。

大竹市はこいこいバスが走っております。こいこいバスが止まります大竹駅、総合市民会館、ゆめタウンなども考えていただきたいと思います。また、中山間地の方が行きやすいように、マロンの里にもあってもいいと思います。今変えないと、これからますます大竹市民の政治離れ、選挙離れは進みます。

ここで質問させていただきます。共通投票所について、本市のお考えと新たな期日前投票所の設置のお考えはありますでしょうか、お聞かせください。

○議長（賀屋幸治） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（柿本 剛） 選挙管理委員会事務局長です。それでは藤川議員の御質問にお答えをします。

初めに、最近の選挙の投票率の状況でございますが、議員御指摘のとおり、全国的に投票率は低下をしており、昨年10月31日に執行された第49回衆議院議員総選挙における投票率は、選挙区選出議員については全国平均が55.93%で、戦後3番目に低い結果となりました。

本市における投票率は54.15%と、県全体の平均投票率の52.13%は上回っておりますが、全国平均を下回っております。また、本市における最近の選挙の年代別投票率は、10代から40代の方の投票率が市全体の投票率を下回っているという状況でございます。

御質問いただきました共通投票所についてですが、議員が述べられましたように、本来の決められた投票所のほかに、本市に選挙権があれば市内のいずれの投票区に属する選挙人も投票できる投票所であり、平成28年の公職選挙法の改正によって創設をされました。

商業施設など、人が集まる場所に共通投票所を設置すれば、立ち寄った際に投票ができ、投票機会をふやす効果が期待できることから、全国的には共通投票所の設置が徐々に増加をしているところでございます。

しかしながら、共通投票所を設置した場合に、選挙当日は投票区の投票所と共通投票所の両方での投票が可能となり、同じ選挙人が誤って複数回投票してしまう二重投票のおそれがあることから、現在のところ、中国地方では共通投票所を設置している自治体はないという状況でございます。

また、共通投票所を設置するためには、全ての投票所に二重投票を防ぐためのシステムを導入し、投票の情報を共有できる体制を構築する必要があります。本市では、集会所など地域の施設を使用している投票所もありますので、全ての投票所にこのシステムを導入するには膨大な費用が必要となることや、共通投票所の場所の確保、あるいは運営のための事務従事者の増員が必要となることなどから、現在のところ共通投票所を設けることは考えておりません。

次に、期日前投票所についてです。

現在、本市の期日前投票は告示または公示の日の翌日から投票期日の前日まで、選挙の種別によっては最大で16日間、8時30分から20時まで、市役所で実施をしております。また、大竹会館、愛称はアゼリアおおたけということでございますけれども、ここと、それから玖波公民館、農林振興センターの3カ所でも開設時間は異なっておりますけれども、

それぞれ1日ずつ実施をしております。

なお、昨年の第49回衆議院議員総選挙から、より投票しやすい環境とするために、市役所の期日前投票所の場所を2階の会議室から1階の南玄関付近に変更させていただいたところ です。

議員から御紹介をいただきましたように、県内では大型商業施設などで期日前投票が実施されており、本市で同様の施設を考えた場合に、晴海や大竹地区の商業施設、あるいは大竹駅などへの設置が考えられます。しかしながら、投票場所へのシステムの導入、ほかに場所の確保などの課題があり、現在のところ商業施設などへの期日前投票所の設置というものは考えておりません。

なお、本市の期日前投票所のうち、アゼリアおおたけ及び玖波公民館には、二重投票を防ぐためのシステムが設置できておりますが、農林振興センターにはシステムを設置しておりませんので、二重投票を防ぐために農林振興センターで投票が行われる都度、同じ選挙人による投票が行われていないかどうか、選挙管理委員会に携帯電話で確認するという方法で行っております。

今後とも費用対効果や人員確保といった点を考慮しつつ、投票しやすい環境づくりに向けて、また、市民の皆様の投票意識を高める取り組みについて検討を続けてまいりたいと考えております。

以上で、藤川議員の御質問に対する答弁を終わります。

○議長（賀屋幸治） 藤川議員。

○2番（藤川和弘） 御答弁ありがとうございます。

共通投票所の懸念材料、二重防止のために、全投票所へシステム環境が要するということは、インターネット環境が要ということになるんですね。全投票所のインターネット確保は、防災等の通信にも使えると思っております。大竹市の投票所は、大竹市指定の避難所にもなっております。ぜひ、今後の大竹市のために、まずは、共通投票所ももちろん大切なんですけど、その前のインターネット整備をお願いしたいと思います。インターネットの整備後は、共通投票所の実現に向けて、今後の研究課題にぜひしてほしいと思います。

続いて、期日前投票ですが、投票しやすいように場所を移動していただいていると。ありがとうございます。2021年の衆議院選の期日前投票、総務省発表で、開始10日間の期日前投票率15.74%で、衆院選で期日前投票が導入された2005年以降で最も高くなっております。投票率は下がっていますのに、期日前投票率は過去最高となっております。大竹市も、過去のデータを見る限り、期日前投票率は上がっております。期日前投票を利用する方がふえていることが、はっきりと数字に出ております。投票率を上げるために、期日前投票所の設置は、重要になってくると思います。

大竹会館アゼリアホールは、ネット環境があります。期日前投票所にしていただいております。1日のみでなく、大竹市役所同様の日程にしてもいいと思いますが、お考えをお聞かせください。

続いてもう一点、周知方法についてですが、府中市では2018年に、市で初めて選挙公報が発行され、新聞各紙に折り込むなど、周知方法の幅を広げております。大竹市は、これ

までにやってこられた周知方法以外に、新しい取り組みのお考えがありますでしょうか。

○議長（賀屋幸治） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（柿本 剛） それでは先ほど、共通投票所の設置には、各投票所を結ぶ専用システムが必要と申し上げました。これはあくまでも選挙用の専用回線ということになりますので、その他の用途で、例えば防災用に兼用するということではできませんので、その点は御了承いただければと思います。

それでは2点、質問がございました。1点目が期日前投票所の期間の拡大。それから2点目が選挙の周知方法の新しい取り組みについてということでした。

まず1点目、大竹会館の期日前投票所の設置期間の拡大についてでございます。

御提案のように、大竹会館で市役所と同様の期日前投票を行う場合に、これは非常に長期にわたって施設を使用するということになりますので、定期的に活動を行う団体の活動に支障が出るということ、それから期日前投票に携わる事務従事者の増員といたしますか、確保が必要になってまいりますので、なかなかそのあたりが困難と考えております。

それから市役所で実施する期日前投票についても、期日前投票の期間の前半は、投票者数が少ないという状況もございます。したがって、市役所と同じ日程というのは、なかなか効果が期待できるのかどうかといった点がございますので、これも困難かなという考えでございます。

ただ、大竹会館の期日前投票所なんですけど、多くの御利用があるということは、これは事実でございます。期間を拡大することの必要性については、費用対効果の面も含めて今後の課題とさせていただきますと考えております。

次に、選挙の執行体制について少し述べさせていただきたいと思っております。

選挙事務につきましては、市の職員が従事しておりますけれども、近年大雨などによる災害対応に加えまして、コロナ禍での緊急的な業務も増加してきております。また、道路や水道など公共インフラの維持管理に携わる部署につきましては、従事できる人数も限られているという状況です。

昨年の3回の選挙においても、人員の確保が非常に厳しかったと考えております。また、高齢化などによりまして、立会人の確保も困難な状況になってきております。いざというときに備えまして、若干の余裕を持った人員配置ができるような形で選挙の執行ができればと考えておりますので、そのあたりはどうか御理解いただければと思います。

続きまして、2点目、選挙の周知方法の取り組みについてでございます。

本市の新たな取り組みといたしまして、市政選挙、市長選挙や市議会議員選挙を執行する際に、大竹市の投票区域の範囲内ですが、インターネット上の検索サイトやショッピングサイトを閲覧した際に、1カ月間程度ですけれども、投票日と選挙名が自動的に表示されるバナー広告を利用して、周知を行うこととしております。これは前回の市議会議員選挙から実施をしているところです。

近年、特に若年層は、インターネットで情報を得る傾向にあります。若年層以外でもその傾向がふえておろうかと思っております。これまでは、選挙期間中に明るい選挙推進協議会に御協力をいただきまして、JRの駅であるとか商業施設といったところで啓発活動を行っ

てまいりましたが、コロナ禍によりまして、対面での啓発が非常に難しいという状況になってきております。今後はインターネットの活用といった、対面によらない啓発活動にも力を入れていく必要があると考えております。

次に、若年層への啓発についてでございます。これは継続した取り組みになりますけれども、年に1度選挙管理委員会事務局職員が大竹高校を訪問し、翌年度に18歳に到達し、選挙人名簿に登録されることとなる高校2年生全員を対象に、投票の重要性について説明をするとともに、併せて模擬投票を行って、実際に投票に要する時間、こういったものを体験をしていただくということで、選挙が身近なものであるということを周知をしておるところです。今年度は、残念ながらコロナ禍の影響によって実施をできておりませんけれども、また時期を見計らって、継続して取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 藤川議員。

○2番（藤川和弘） ありがとうございます。なかなか難しいのがよくわかりました。ありがとうございます。期日前投票、大竹市民のために、今後の課題にぜひして欲しいと思います。よろしくお願いいたします。

周知方法なんですけど、インターネット広告、検索サイトやショッピングサイト、取り組みいただいていると。ありがとうございます。知りませんでした。若者の目に触れるところに広告が出るというのは、とてもいい試みだと思っております。ありがとうございます。

それと、高校生に選挙の大切さを教えに行っていると。これも知りませんでした。ありがとうございます。できましたら、小学生、中学生にも選挙の大切さを教えてほしいと思っております。小学生、中学生に選挙の大切さを教える取り組み例として、山口県下松市では、2019年に山口県下松市の公式マスコットキャラクターのデザインを決める選挙をしており、選挙の仕組みを体験してもらうのが狙いで、市内の小学校に通う8校、約3,200人の児童による投票によって決定しております。開票作業は地元の中学生在が参加しており、下松市選挙管理委員会が監修し、実際の選挙で使う機材や投票箱、記載台を使い、実際の選挙と同じ手順に沿って行っております。子供たちに選挙の仕組みを体験してもらう取り組み、ぜひ大竹市も研究して欲しいと思います。

もう最後に、思いを言わせてください。2016年の6月施行の改正公職選挙法で、投票環境の向上に向けて、共通投票所制度の創設と期日前投票の投票時間の弾力化といった制度変更もございました。従来の期日前投票は8時半から20時まででしたが、最長で前後2時間ずつ、6時半から22時まで延長することが可能となっております。早朝・夜間、時間延長しておられる自治体もあり、地域や設置場所により意見は異なっておりますが、効果があると言われております。

また、選挙権年齢を18歳以上に引き下げられ、全国的に若い方の投票率を上げようと取り組んでおられます。期日前投票所の運営に対して、事例の中に、初めて選挙に来る学生を想定し、こんにちは、こちらですといった案内も、にこやかに明るく対応し、学生が緊張せず、投票できる環境づくりをしておられるところもございました。

若者に政治や選挙に関心を持ってもらい、選挙を身近なものに感じていただくために、学生や若者に向けて期日前投票所の投票立会人を募集している自治体も、数多くございました。大竹市の投票率も下がっております。大竹市民の皆さんに選挙に興味を持っていただくようにしていきたいし、してほしいと思います。

場所の確保、人員配置の難しさ等ございますが、今後の大竹市のために、投票所に行きやすい、投票しやすい環境づくりをお願いし、今後も投票率アップに向けた取り組みをお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） 続いて、14番、細川雅子議員。

○14番（細川雅子） 14番、清誠クラブ、細川雅子でございます。自席での一般質問は初めてでございますので、不慣れですが、どうぞよろしく願いいたします。

新型コロナウイルスの感染予防の対策で振り回された感がある令和3年度ですが、間もなく年度末を迎えます。今の時期、本来であれば北京オリンピック・パラリンピックの開催などで、アスリートたちの活躍に感動しているはずでしたが、ロシアによるウクライナへの武力侵攻により、状況は一変しました。このロシアの暴力に対して、世界の多くの人々が怒り、また心を痛めています。大竹市議会においても、今朝議決したばかりではございますが、ロシアのウクライナへの軍事侵攻に抗議し平和的解決を求める決議案を議決いたしました。一日も早く平和的に解決することを願いながら、質問をいたします。

このたび質問のテーマは、令和4年度の大竹市の姿と新年度予算についてということにいたしました。この2年間、新型コロナウイルス感染予防により、まちづくりを支えるコミュニティ活動の多くが制限されてきました。まちづくり基本構想が目指している、笑顔・元気 かがやく大竹は、地域の支え合いがあってこそ前進します。自治会活動や市民活動に、コロナ禍の影響がどのように出ているのか心配しています。対面での出会いが制限される状況が続く中で、令和4年度最大のイベントは、次の4年間の市のリーダーを決める市長選挙です。このタイミングで入山市長が組んだ予算を、私たちはどのように受け止めたらよいのでしょうか。大竹市の節目の年の予算提案を受けて、3点について質問いたします。

1つ目は、予算編成に当たっての市長の思いです。暫定予算にしなかった理由などについてお尋ねします。

2つ目が、まちづくり構想を進める上でのこのたびの組織変更の狙いについて。

3つ目が、新型コロナウイルスで痛めつけられたコミュニティ活動についてお尋ねいたします。

まず1つ目、予算編成に当たっての市長の思いです。

令和4年度は、大竹市まちづくり基本構想を策定して2年目です。厳しい財政事情の中でも財源を確保し、継続事業を確実に推し進めて、新規事業にも取り組むという提案と受け止めました。笑顔・元気 かがやく大竹の実現に向けて、一步一步前進するという入山市長16年の経験と実績に基づいた自信あふれる提案を、私も頼もしく聞かせていただきました。

しかし一方、提案を聞きながら疑問が湧いてまいりました。6月には大竹市のこれから

のリーダーを決める、大事な市長選挙があります。一般的に、選挙の年は骨格予算とか暫定的な予算組みがなされると聞いております。市長はどのような思いを込めて、令和4年度予算を組んだのでしょうか。

私には、提案された予算は、暫定予算とは思いませんでした。拡充事業や新規事業などは、選挙後に臨時議会を招集して補正予算で組んだほうが、多くの市民の理解が得られ、その後の事業展開がスムーズになるのではないのでしょうか。それとも、このたびの提案の新年度予算、暫定予算と受け止めたほうがよいのでしょうか。その辺の市長のお考えをお聞かせください。

2点目に、まちづくり構想を進める上での組織変更の狙いについてです。

このたび予算の提案と同時に、組織変更について発表をされました。現在の企画財政課の3係から4係にして、広報広聴係と情報政策係に変更するというものです。広報広聴係は、情報発信の強化、情報政策係はDXの推進との説明でしたが、このどちらの係も市民と、接点の多い部分を担当するようになると思います。

私が気になっているのは、毎年行われている大竹市民の幸せ感に関するアンケートの結果です。基本計画の施策ごとに市民の皆さんに評価していただき、市民の幸せ感として発表し、今後の施策に反映していくためのアンケートですが、このたびのアンケート、全体的に幸せ感が下がっています。結果についての分析と評価については、これについての議論はまた別の機会を待ちたいとは思っておりますが、幸せ感を引き上げていくために、今回の組織変更は大いに意義があると感じております。新設される係は、今後のまちづくり計画の推進の中でどのような役割を期待されているのか、お尋ねいたします。

3点目、新型コロナウイルスで痛めつけられたコミュニティー活動についてお尋ねいたします。

今後、大竹市が目指すまちづくりをするのに欠かすことができないコミュニティーの推進ですが、新型コロナウイルス感染予防をしながらの2年間は、人と人とのつながりが大事な活動に、大きな影響が出たと思います。コロナ禍の2年間、対面が求められる場面が制限され、準備していた事業が次々と延期や中止になる中、職員の皆さんは目には見えないウイルスとの戦いで、ストレスのたまる神経戦を強いられてきたと思います。

この戦いは、今も続いております。そして、これからも形を変えて、何度もあることだと受け止めるべきでしょう。この苦しい2年間を、苦しかったね、大変だったねで終わらせることはなく、新たな発見や視野を広げる経験にさせていただきたく、あえて質問いたします。

新型コロナウイルス感染予防によるさまざまな制限が、自治会活動を含めてコミュニティーを形成する広い意味での市民活動に与えた影響を、3つの活動についてお尋ねいたします。

1つ目が自治会活動、2つ目が高齢者の支え合いの地域支援事業の活動について、3つ目が、社会教育や生涯学習での場面について。

市内に数多くある市民を対象にした自主活動ですが、この3つを選んだのは、これらの活動こそが、地域で自分らしく暮らしていくために大きな役割を果たしていると思ったか

らです。この2年間の中でできたこと、できなくなったこと、活動への影響など、担当課はどのようにつかんでおられますか。また、令和4年度からの今後の活動に必要な支援や新たな活動などについてのお考えをお示してください。

以上、3点についてお尋ねします。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（賀屋幸治） 市長。

○市長（入山欣郎） 私、今議員が御指摘のように、6月で任期を迎えます。今回の予算編成に際しまして、決して次も続けるという思い上がったことではなく、議員の皆様方が市民を代表して、今まで多くの御意見や御要望をしてくださいました。そのことをしっかり考え、また、職員が市民の皆さん方からいただいた要望、また、市民の皆さん方が幸せを感じながら生活ができる、そういう施策について、懸命に考えてくれたその施策について総合的に上げてもらい、そして、それぞれの担当部署と協議させていただいた中で、取捨選択をして予算を組ませていただきました。殊さら暫定予算というような形にはしておりませんが、私としてはかなりいろんな形の皆さん方の御意見を中心に、予算を組んだというような気持ちで、決して思い上がりせず、謙虚に組ませていただいた、そういう予算だと考えております。

また、新型コロナウイルスは、感染が確認されてもう2年も経過しても、まだ収束する気配が見えません。日々の生活様式や働き方など、多くの変化が求められました。それらにまた対応してまいりました。これから令和4年度におきまして、治療薬の早期普及とワクチン接種など、予防対策の強化により収束を期待しながら、職員一丸となって各施策に取り組んでまいりたいと考えております。市民の皆さんの努力、御苦勞が報われまして、早くに元どおりの生活と新たな活気を生む1年になればと希望しているところでございます。

それでは、細川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染症が市民活動団体などに与えた影響などについての御質問のうち、社会教育、生涯学習に関する部分については、後ほど教育長が答弁をいたします。

初めに、令和4年度当初予算については、これまで取り組んでいる本市の課題に引き続きしっかりと取り組み、また、これまで着手できていなかった懸案事項にも、新たに取り組むものとなっております。

御指摘のとおり、令和4年度は市長選挙の年となります。予算は選択の余地を残したものになっているかとの御質問につきましては、行政は継続が大切だと思っておりますので、進めるべき事業は前に進め、事業を途切れさせることなく確実に前進させていきたいと考えております。

継続して取り組むものとしまして、大竹駅周辺整備事業は、橋上駅の開業と自由通路の開通が令和4年度中に行われ、JRによって分断された東西市街地が自由通路で結ばれることで利便性が高まり、駅周辺の活性化が期待できます。

また、大竹小学校プール建設事業は、既に設計業務を実施しており、解体工事を夏休み中に行うため、当初予算に計上しています。

なお、駅前油見線、北栄南栄1号線は、共に完成に複数年かかる見込みですが、橋上化した大竹駅の開業と自由通路の開通、さらには令和4年度から令和6年度にかけて実施する東西駅前広場の整備に合わせて、令和4年度から着手する必要があると考え、また、議員の皆様方からも要望も多くあったということを考えて予算化いたしました。

一方で、将来のことを見据えて、従前より地方創生事業基金に毎年度積み立てをしています。好調なふるさと納税、宮島ボートレース配分金からも積み立てしており、現在まで順調に積み立てることができています。幅広い事業に使える基金であり、今後さまざまな施策に活用することが可能と考えています。

また、再編交付金が令和3年度で終わることが大きな課題となっていました。国において令和4年度予算案の施策として、再編交付金にかわる新たな交付金制度が創設されました。本市の令和4年度予算にも計上していますが、これまで同様、貴重な財源として、市民の安全や福祉の向上、本市の魅力づくりに資する事業・施策に有効に活用できると考えています。

なお、令和4年度からの新しい組織体制については、現行の総務部企画財政課を再編し、3係体制から4係体制に変更します。新たな係となる情報政策係では、新型コロナウイルス感染拡大を契機に、全国的に取り組みが加速しているDX、いわゆるデジタルトランスフォーメーションの推進として、行政手続のオンライン化などのデジタル化の取り組みを進めます。同じく新たな係の広報広聴係では、さまざまな情報発信媒体の活用などを進め、より効果的な情報発信に取り組みます。この2つの係の取り組みにより、第1期大竹市まちづくり基本計画で定める施策、時代に対応した情報政策とまちの魅力発信をしっかりと推進してまいります。

次に、新型コロナウイルスが市民活動や自治活動に与えた影響と、その経験を次年度にどのように生かしていくかについてです。

まず、自治会活動ですが、新型コロナウイルス感染症の影響が出始めた令和2年度は、多くの地区でイベントを中止し、総会なども書面決議で実施するところがほとんどでした。自治会連合会やコミュニティ推進協議会の会議も、同様に総会などを書面決議としております。

しかし、会長同士の意見交換ができなかったり、新しく会長や役員に就任された方に対する相談機会がなかなか持てなかったりする状況が続き、一部の会長から、できるだけ会議などを開催できるよう取り組んでほしいとの要望が出てまいりました。そのため、これまで自治会の運営方法がうまく引き継いでいないなどの困り事などに対するガイドブックとして、自治会ハンドブックを作成しました。自治会運営のノウハウやその継承の一助になればと、各自治会に配布したところでございます。

令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響が続いています。自治会連合会では感染症対策を行い、理事会や総会などを開催しましたが、今後も会議の開催などが制限されることも考えられることから、各地区の課題などをお聞きする自治会アンケートを実施し、各自治会長からいただいた回答の集計と課題などの分析を行い、昨日開催の理事会で報告させていただいたところです。新年度はこの報告を基に、これからの自治会のあり方など

を議論できればと考えております。

続いて、高齢者の地域活動についてです。

市では、地域での健康づくりや通いの場の創出を目的とした一般介護予防事業として、いきいき百歳体操や地域リハビリテーション活動を支援しています。活動は各グループの判断となりますが、第5波までの行動制限時には、広島県の方針を踏まえ、活動自粛を要請しています。また、市の主催事業である元気はつらつ教室やカラダがよるこぶ健康講座は、原則中止しました。

こうした地域での活動の停滞は、体力低下や交流機会の減少などの悪影響につながることから、現在は、加齢により気力や体力が弱まるフレイル予防の観点から、対策を講じた上で活動を継続することも可能とするなど、段階的にはありますが、徐々に元の形に近づけるよう取り組んでいます。

以上で、細川議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 教育長。

○教育長（小西啓二） それでは、細川議員の御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染防止施策によるさまざまな制限が市民活動に与えた影響について、社会教育や生涯学習の分野でどのように整理し、新年度にどのようにつないでいくのかということですが、既に新型コロナウイルス感染症の拡大が始まり、2年以上が経過しております。この2年間に日本でも多くのことが失われ、社会生活も大きな痛手を被ることになりました。このことは、大竹市民にとっても例外ではなく、感染拡大防止などの対策に伴うさまざまな制限によって、市民活動が大きく停滞したことや、成人のつどいをはじめとする記念すべきイベントなども、中止や延期を余儀なくされることとなりました。

そのような中で、社会教育や生涯学習の場を継続して提供していくことは非常に難しい状況となりましたが、新たな取り組みとして、オンラインを活用した講座の開催や、講演会のウェブ配信などを試み、学びの場や交流の場を途絶えさせないように努めてきたところ です。

しかしながら、オンライン講座や講演会のウェブ配信は、外出せずに気軽に参加できる利点がある反面、対面開催による臨場感やコミュニケーションの構築力には及ばないことが、大きな課題の1つとして残ってしまいました。

今後は、参加者同士が人間関係を構築する過程に重点を置いた講座や、人と人が接することで、やりがいや楽しさが生まれてくる講座など、いかに提供していくのかについてしっかりと考え、さまざまな意見を出し合いながら検討していかなければならないと考えております。

新型コロナウイルス感染症の蔓延がいつまで続くのか、予測は難しいですが、社会がそれに対応し、変化していく必要があります。そのためにもオンライン配信やSNSなどを利用した魅力づくりが重要となってくることから、新たに導入したデジタル機器類の効果的な活用方法を検討するとともに、より多くの市民が参加できる社会教育、生涯学習の場を提供することで、さまざまな活動を支えていけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で、細川議員への答弁を終わります。

- 議長（賀屋幸治） 一般質問の途中ですが、議場の換気のため、暫時休憩いたします。
なお、再開は14時15分といたします。

~~~~~○~~~~~

14時02分 休憩

14時15分 再開

~~~~~○~~~~~

- 議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。

14番、細川議員の再質問からお願いします。

細川議員。

- 14番（細川雅子） 御答弁ありがとうございます。

順番を逆にして、市民活動への新型コロナウイルスの影響のところからなんですけれども、各担当課とも自治会活動とかコミュニティ活動を、この2年間について、団体に、市民に寄り添って、今後の課題とか方向性とかを探っておられるように聞いて安心はいたしました。ただ活動は、新型コロナウイルスが収まったら元の状態に戻っていききたいというだけでいいんだろうかと思えます。必ず7波、8波、もしくは別の感染症が出てきて、今回の2年間と同様に、対面での活動が制限される場面というのは出てくると思ったほうがいいと思うんですよね。それに向けて準備をするべきではないかと。

だからこそ、今後の活動についてどのように思っているのかというのを、お尋ねしてみたんですけども、なかなか職員の皆さんは日々お忙しい中で、そこまで深掘りしながら団体の皆さんと情報の共有化というのは難しい部分もあったのではないかなと思ながら、聞きました。

ただ、活動の原点に立ち返って、団体のあり方を見つめ直すという作業をされたといった自治会活動については、それぞれ長いことされている自治会長と、また、新たに自治会長になられた皆さん、役員になられた皆さんの声をしっかりとつかんで、次のほうに、活動に展開していきたいということです。ぜひ頑張っていたいただければと思います。

自治会活動以外でも、2年間会えなくても学びを止めない、活動を止めないといった思いを団体内で共有して新たな手法にも取り組んできた、それによってまた活動の幅が広がっているという団体も数多くあると思います。このたび私も新型コロナウイルスが収まったので、少し町に出て団体の皆さんと話したんですけども、皆さん多くが、職員の皆さんともっと話がしたいと、自分らの気持ちをもっと受け止めてほしいと言っておられる方がたくさんありました。そういった思いを、窓口としてはしっかりと受け止めていただきたいと思えます。

このたび新設する広報広聴係と情報政策係についてですが、先ほどの説明は、デジタル技術を使って手続のオンライン化とか情報の発信の多様化といった御説明ではございましたが、私自身は、それだけではない役割がこの2つの係にはあるんじゃないかなと思っております。

D Xの推進というのは、あれですよね、デジタル技術を使えるようになるのが推進じゃないかなと思っておりますので、特に市民との接点の中で、市民活動団体が持っている情報の共有化とか、新たな発見をみんなと共有していくとか、逆に市のほうから発信していく、全体的に、全体を俯瞰した動きができるころだと思っておりますので、ぜひデジタル技術を活用して新たなコミュニティへの展開というか、そこら辺に注力していただきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いします。ただ、D Xを推進していくんだといったことを掲げた担当の部署ができるのは、とても喜んでおりますので、期待しております。お願いいたします。

最後に、入山市長、新年度予算に込めた思い、市長のやるべきことを、いろんな方の思いを聞きながら組んできた、大竹市のこれからを考えた大竹愛にあふれた思い、ありがとうございます。今まで、市長は、時間がかかる困難な課題があっても、じっくりと取り組んできました。このたびもとても市長のお人柄が分かる予算編成ではないかと思えます。

予算の中身については、これから予算特別委員会で審査されてまいりますので、私は委員会の議論を待ちたいと思っております。ただ、私はこの数年間、財政の持続可能性に注目してまいりました。財政の一番厳しい時期は過ぎたという言い方をする方もいらっしゃいますが、ここ数年間、予算の大型化、これに対しては、これは私の中では懸念材料の1つです。一度広がった財布の出口を締めるのはとても大変な作業になってくると思います。必要な事業をしながら、将来の市民たちに重過ぎる荷物を残さないような予算編成になっているかどうか、今後の委員会を注視してまいりたいと思えます。

ただ、財源という点では、市長、先ほどおっしゃいましたが、地方創生基金を積み上げていった、そして、何といても再編交付金に続く財源、本当に身を粉にして市長は先頭に立って市の職員の皆さんと一緒にこれからの大竹市のために作り上げた交付金ではないかと受け止めております。これについては本当にこれからの大竹市のために積み上げてきたものだと思いますので、これらが無駄にしないようにしっかりと予算特別委員会の中で議論をしていただければと思っております。今日はどうもありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（賀屋幸治） 続いて、15番、寺岡公章議員。

○15番（寺岡公章） 15番、寺岡でございます。3月の定例会はほかの定例会と異なって、一般質問に加えて新年度予算に対する総括質疑としての性格があります。このたびは来週開かれる予算審査につなげる意味合いで伺ってまいりたいと思えます。

通告しておりますが、まず1問目、まちづくり基本計画の浸透具合についてですが、これは通告を読んでもいただければわかるように、市の職員の皆さんへの浸透具合について伺っております。市民への普及とかそういったものは今回は触れておりません。

予算編成の根拠の1つであるまちづくり基本計画は、令和6年度までの市行政の目指すバイブルのようなものなのでしょう。この基本計画、実によくできているという感想を持っています。ストーリーがしっかりしていて大変わかりやすく、ぶれてないものであるかなと思っております。あとはこの計画を価値があるものとしてどう使っていくか、職員の皆さんの手腕をしっかり発揮していただいて、うまく使わないともったいないものであり

ます。

その第一歩が一人一人が計画全容の理解と把握をすることであると考えております。まずは職員の皆さんが大竹市がどちらの方向を向いて進んでいるのか知らなければ話になりません。同じ組織のほかの部署、同じ大竹市という組織の中のほかの部署が何を目標として何を行っているのかを知って意識をすることで、自分が担当している事業の主目的以外に付加価値をつけることができます。それが大竹市行政全体が持つ目標の達成度の向上につながると期待をしています。一見自分に関係のないようなよその部署の計画や目標も可能であるなら職員個々の通常業務に他部署のテイストというのを加えて側面からお手伝いし合えば、結果、基本構想や基本計画にある全体理念の成就に近づくのではないかと思います。

現時点でも同じ課内や隣の部署、それから同じフロアでは何をしているのかというのは何となく察しておられるでしょうし、連携も必要な場面があるのはわかっています。本業に支障がない程度で繁忙期には瞬間的な助っ人として他部署に赴いておられるということもわかっています。そういった話じゃないのは御理解いただけると思うんですが、基本構想により近づくために全庁的、職員一丸となってこれを体現させるには、例えば学校でいう学習指導要領ばりに基本計画の理解度が職員の中で一定以上で、日頃から自然に協力し合える環境を整えることが必要なのではないかと思います。いかがでしょう。

ということで、現時点で個々の所属部署や担当事業に限らず、全体像が職員の皆さんにどの程度浸透し、それぞれ全体を習得しておられるのかを伺います。

また、世の流れによって、正規職員と会計年度任用職員、この待遇の差が少しずつ狭くなってきています。悪い方向ではないのかなと今のところは思っております。待遇が向上しているように見えるのは、正規職員のほうの待遇が変わっていないからとも見えます。となると、当然ながら会計年度任用職員の仕事の質というものも向上が伴っていかなければなかなか説明が付きません。そこで、会計年度任用職員の皆さんにもまずは正規職員と同等の基本計画習熟度を求めたいのですが、いかがでしょうか。

続いて、2問目です。

令和4年度当初予算案は3つの基本計画のもと、編成しておられます。基本目標ですね。基本目標のもと、編成しておられます。そのうちの2つ目に結婚・出産・子育ての希望をかなえるとあります。ただ、市の計画や令和4年度の予算案の中に、このうちの結婚に当てはまるものが見当たりません。以前は明らかに結婚までの道筋を意識した出会いの場の創出ということで、勤労青少年ホームにその役割が明記されていましたが、令和2年12月に役割を終えたという説明の後にホームは廃止されております。現在の計画や新年度予算では、いきなり妊娠・出産から始まっており、出会いから結婚が宙ぶらりんになっています。しかし一方で、基本目標という重要な位置に結婚という言葉が生まれている。先ほど例に挙げた勤労青少年ホームがどうかという問題ではなくて、このあたりをどう整理すればいいのでしょうか。結局、結婚というのは本市の計画、予算においてどこに行きましたか。

以上、まちづくり基本計画の浸透具合と結婚・出産・子育ての希望をかなえるについて、

1 回目の一括形式での質疑を終わります。御答弁よろしく申し上げます。

○議長（賀屋幸治） 市長。

○市長（入山欣郎） 私は、16年前1期目に総合計画を大切にいたしますということを約束させていただき、いろんな施策についてはそれに関連づけて物事を進めるということをやらずと一貫してやらせていただきました。このたびまちづくり基本構想及び第1期まちづくり基本計画策定して1年になってまいります。新年度には検証作業も当然加わってまいりますので、課題を洗い直して次年度の取り組みにつなげていけたらと考えております。御質問ありがとうございます。

それでは、寺岡議員の御質問に答えさせていただきます。

1点目のまちづくり基本計画の浸透具合についてでございます。

第1期大竹市まちづくり基本計画は、市のまちづくりの理念や将来像を示す大竹市まちづくり基本構想の具体化に向けて令和6年度までに取り組む方向性や施策を示すものでございます。また、この基本計画で示した各施策を実現するための具体的な事業内容を示すものが第1期大竹市まちづくり基本計画実施計画であり、先般、令和4年度版を公表させていただいたところでございます。

初めに、職員への基本計画の浸透具合ですが、職員は基本構想及び基本計画の策定段階から参加し、完成後は職員へ配付し、庁内システムでいつでも確認できるようにしています。また、人事評価制度の中でも基本構想や基本計画に沿って組織目標を立て、組織目標に沿った個人目標を立てて業務を担っています。しかしながら、内容の浸透具合については、役職や部署によって異なっていると考えており、全職員の浸透具合までは把握していません。

次に、計画の意識づけの取り組みについてです。

まずは、各課が現在実施している事業がまちづくり基本計画のどの目標を達成するための事業なのか、各職員がしっかり認識することが大切です。そこで、実施計画作成や予算編成作業においては、各課の事業についてまちづくり基本計画で示した4年間で実現したい姿、取組の方針、事業内容、目標値などを記載した点検シートを毎年作成することで、職員への意識づけを図っています。

また、担当する事業の主目的以外に、付加価値をつけた取り組みについては、職員の工夫やアイデア、そして、各課の連携により実現できるものが多いと考えています。例えば、市民税務課と都市計画課が連携し、市内に家屋を所有している市外の方に対し、固定資産税の通知書を送る際に空き家問題に関する注意喚起用のチラシを同封する取り組みは、単に通知書を送付するだけでなく、その機会を活用して空き家の解消につなげたいという職員の工夫です。また、各課が市内で作業する中で、道路に穴が空いているのを発見したら土木課へ連絡することとしています。これは、まちづくり基本計画に定めた8つの幸せが示す方向性の1つ、市民が安全で快適に過ごせる幸せにつながる取り組みとして、職員が自分の業務以外でも市民の安全を頭に入れて行動するとともに、まちへの愛着を持ってまちづくりに取り組む姿勢を示すものです。

最後に、職員が一丸となった取り組みに関する私の考えを述べさせていただきます。

私は職員に対しまして、年末年始などの節目や庁議などで、よいまちの実現、まさに大竹市まちづくり基本構想に掲げた、笑顔・元気がやく大竹を一緒につくり上げていきたいと常々お願いをしています。実現には職員の力は欠かせません。そのためには職員自身が、よいまちとは何か、市民の幸せとは何かを考える意識が生まれることが重要です。私が職員にまちづくり基本計画を読むことを押しつけるのではなく、職員自身が自発的に基本計画を意識し、行動してほしいと思っています。そのことが自分の業務だけではなく、広い視野で本市にとってよいまちになるためのさまざまな工夫やアイデアを生み出し、よいまちを実現する原動力になると考えます。難しい課題ではありますが、よいまちの実現に向けて職員に意欲的に働いてもらえる市役所を目指し、取り組んでいきたいと思ひます。

次に、第2期大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の1つ、結婚・出産・子育ての希望をかなえるについてです。人生において結婚・出産・子育ては非常に重要な節目となります。その節目に本市を居住地に選択してもらえるよう、希望がかなえられるようなまちづくりを目指すことを目標に掲げています。このような中、本市においては出産や子育てについては、実施計画や予算に反映させた施策がありますが、結婚に対しては個人の考え方による側面や行政が結婚を進める事業を担うことの是非もあり、御指摘のとおり直接結婚につながるような施策は行っていないのが現状です。しかしながら、結婚は人と人とのつながりや交流から生まれます。スポーツ、文化、公民館活動、ボランティアなど、出会いの場やきっかけはさまざまでございます。市として、これらの交流が生まれる、人と人が出会う場、施設の整備や取り組みをふやすことで結果として結婚の機会がふえることにもつながると思ひます。新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、人と人が出会うこと自体が制限される状況ではありますが、今後どのような取り組みができるのか、職員の自発的な工夫やアイデアにも期待しながら考えていきたいと思ひます。

以上で、寺岡議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 寺岡議員。

○15番（寺岡公章） 市長さん、ありがとうございます。すごくわかりやすい、説得力のある御答弁をいただいたと思ひます。

あと、自発的という言葉をすごく意識して使われたと思ひます。この自発的に職員の方皆さんに受け止めてもらって実際にこの役割に表していただく。何かのきっかけづくりなり細工が必要になってくるかなと思ひます。職員の意識に自然に根づいていくような何かが第一歩目は必要になるかと思ひますが、それが企画財政課になるのか、総務課になるのかはわかりませんが、そういった工夫もしていただきたいんですけれどもね。何かせっかくなつくたこの基本計画、もう少し職員の中にさらに浸透させていく工夫のようなものはないですかね。

それから、今のところほどの程度まで浸透しているかは調べようがないということではあるんですが、押しつけにならない程度に浸透具合を調べるといふか、また、それが駄目なら違うやり方を見つけるといふか、そういったものも必要になってくると思ひますけれど、この辺、実際に仕掛けをつくる側としてはいかがでしょうか。

○議長（賀屋幸治） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） それでは、質問にお答えいたします。

各個人に関しましては、先ほど市長の答弁もございましたように、人事評価制度とかそういうところでの意識づけというのもしっかりやらさせていただきながら組織的には、市長をはじめ各部局長で構成された庁議であるとか、行財政システム改善推進本部会議等におきまして、主要事業の進捗の確認であるとか、効果的な効率的な事業の推進のために、全庁的に、このまちづくり基本計画を頭に入れてどのように進めていくかなどを各課の連携・協力をもって進めていくという話し合いをしております。そして、各部局長は部内会議とか課内会議を開催いたしまして、各職員にもその情報を周知を行いまして、その浸透を図っているところでございます。また、庁議の記録等も、職員がいつでも見れるように庁内LANのほうにも掲示をしております。また、企画系の業務自体も、事務組織規則の中ではまちづくり基本計画に関する事、また、重要な施策及び事業の総合調整に関する事などが位置づけられておりますので、今後とも職員研修の所掌の総務課ともしっかり連携しながら各課や職員が連携協力してまちづくり基本計画が実現できるようにしっかり努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 総務課長。

○総務課長（柿本 剛） それでは、私のほうから人事評価制度の趣旨について、少し補足的に説明をさせていただきたいと思います。

常勤一般職員については、年度ごとに人事評価制度の中で、まちづくり基本構想や基本計画、また、各課において所掌している各種計画に沿って組織目標を立てて、組織目標に沿った個人目標を立てているところです。個人目標の達成に向けて職員が努力をするということで、まちづくり基本構想に掲げられた大竹市の目指すべき姿、あるいは基本計画に掲げられた実現したい姿につながり、さらには職員の能力向上、意欲の向上につながるという望ましいサイクルをつくるということを目指しております。人事評価の実施によりまして、まちづくり基本計画を踏まえた上で総合的な人材育成につなげようとしているところでございます。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 寺岡議員。

○15番（寺岡公章） ありがとうございます。担当課のほうではいろいろとお考えもあるようですし、実際にやっておられるものも既にあるんじゃないかと思えます。

1回目の質問のときに触れさせていただいた、それは会計年度任用職員にもしっかりと広まっていくのかということと、結婚という具体的なものがどこにも表せない、表しにくいものについて、しかし、計画の中には書いてあって、どのように職員に、市長さんは人と人との交流の中から生まれると、それは私もそう思います。じゃあ人と人との交流をいろいろ事業として展開している部署がそういったニュアンス、テイストをどうやって含ませていくのかなというのは本当に意識しておかないと難しいことなんじゃないかなと思います。もちろんですね、強引にやることはできないというのは私もよくわかっていますが、この辺も踏まえて今後は職員への浸透、また、研修などでも触れていくということで理解

してよろしいでしょうか。

○議長（賀屋幸治） 総務課長。

○総務課長（柿本 剛） それでは、まず、私のほうから、会計年度任用職員へのまちづくり基本計画浸透ということをお答えをさせていただきたいと思えます。

会計年度任用職員につきましては、基本的には補助的な業務を担ってもらおうという位置づけでございますので、まちづくり基本計画などの市の各種計画について常勤一般職員と同等の理解を求めるといことはなかなかの一定の限界があるんじゃないかならうかと思えます。しかしながら、会計年度任用職員にとっての自分の仕事が大竹市のまちづくりにつながっていると認識をするということで日々のやりがいにつながって結果として業務の質が高まるということは期待できるものと考えております。計画そのもののレクチャーというよりも、職場でコミュニケーションをしっかりと図るという中で、まずは自分の仕事の意味合いについて再認識をってもらうということが大切だと考えております。

また、会計年度任用職員の研修につきましては、職員が講師となっていくる庁内研修でさまざまな制度の内容であるとか、大竹市の歴史などをテーマにしておりますけれども、これは常勤一般職員、会計年度任用職員問わず、希望する職員に参加をしてもらっているというような状況です。このような機会を適宜提供することで、自分以外の業務の事柄についても改めて認識をしていただくと、まちづくり基本計画の意味合いについてもある程度認識していただけるんじゃないかということも期待しておるところです。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） 結婚についてお答えいたします。

結婚をキーワードに、行政として何ができるのか非常に難しい問題があると思っております。県も、婚活イベント等を実施、数年前されておりましたが、内部監査委員からの行政が直接行くことかどうかというところの疑問がされて、現在、直接行っていることはしておりません。そういう中で、大竹市としてこの結婚をキーワードでどのような取り組みができるかというところは少しお時間いただいて、考えていきたいと思えますので、御理解よろしくお願ひいたします。

○議長（賀屋幸治） 寺岡議員。

○15番（寺岡公章） ありがとうございます。会計年度任用職員のこととか、職員研修については予算特別委員会に資料要求してまして、また、そこで細かな部分はお話できたたらいいかなと思えます。

いろいろとそれぞれの業務を基本計画、基本構想、実施計画、このあたりにひもづけをしていって、自分の役割というのを考えていきたいと思いますという、そういった旨の説明、御答弁を先ほどいただきました。1つ加えていただきたいのが、よく定例会ごとに条例改正の提案をしていただくじゃないですか、その多くが法律の改正によって条例改正をするという流れのものがほとんどじゃないかなと思えます。たとえ法律の改正に伴うものだとしても、これをそこの担当の方が基本計画に関連づける意識を持っていただけたらなと思うんですよね。例えば、こういう法律が改正になったと。それに合わせて大竹市、自治体で

はこういう条例を改正しないといけない、言葉だけ変えるのは簡単ですけども、法律に合わせて変えればええだけですから簡単ですけど、そこで、いや待て待て、今回この条例を改正することは基本計画とか実施計画のどの部分に当てはまるかなという確認作業を一旦入れていただければと思うんですよ。そうすることが基本計画、これをひもとく動機づけになるんじゃないかなと思います。自分自身が何のために業務を行っているのかという確認につながっていくかなと思いますので、これも細かなことであって、この場で言うことじゃないかもしれませんが、そういった仕掛けをですね、本当200人300人の職員のお一人お一人が基本計画を我が事のように思ってください仕掛けとして、何か考えていっていただけたらなと思います。そういうふうなのは恐らく今度企画係のほうのいろいろ基本構想と普及を事業として組んでいけますので、考えてくださると思うんですが、市民だけにそういった普及をするんじゃなくて、しっかりまず中の人に普及をしていただけたらなと思います。そのための具体的な研修項目は今度は総務課のほうのお役目になるかなと思いますし、ここですら総務課と企画財政課ですらしっかり連携をしないとこれは実現しないと思いますので、お隣の課ではあると思うのでよろしくお願ひしたいと思います。

基本的にはこういった大きな流れを伺いたかったんですが、ただ、こういう質疑の内容でした。今日一日の議員からの質問させていただいて、返ってくる答弁、今日一日だけ聞いても、皆さんのほうから自分のところだけで精いっぱいです。ほかのところを目を向ける余裕がないですということを言われたらもう何も返せないぐらいですね、しっかりと個々の業務にも責任を持って臨んでもらえるという姿勢は十分伝わっております。そこを何とか、これまで1人1台のPC化が進んできましたし、デジタル、ICT等も徐々に組んでいって、DXこれからどう使うのか考えていくんですけど、そういった導入で生まれた余裕をうまく生かして庁内のアナログの部分というの、市民のために、職員の環境のためにも生かしていただきたいかなと思います。余裕ができたからといって安直に職員を減らすということのないように、時間が余りました、じゃあ余った時間で何をしよう、基本計画見てこれができるね、あれができるねというふうにさらに目指せる職員になっていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

残りは資料もお願ひしていますので、どういった資料が上がってくるかわかりませんが、予算特別委員会の審査として続きをさせていただきたいと思います。終わります。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） 以上で、一般質問及び総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本11件につきましては、8名をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任を行います。

予算特別委員会の委員に、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、2番、

藤川和弘議員、4番、小中真樹雄議員、6番、小田上尚典議員、8番、西村一啓議員、9番、和田芳弘議員、12番、山崎年一議員、15番、寺岡公章議員、そして、私、賀屋幸治の8名を指名いたします。

お諮りいたします。

副議長は予算特別委員会に出席し、発言できることとしたいと思いを。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第14～日程第26〔一括上程〕

議案第14号 大竹市公告式条例の一部改正について

議案第15号 大竹市個人情報保護条例の一部改正について

議案第16号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第17号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第18号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について

議案第19号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第20号 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第21号 大竹市教育振興基金条例の一部改正について

議案第22号 大竹市マロンの里設置及び管理条例の一部改正について

議案第24号 大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について

議案第27号 大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定について

議案第28号 令和3年度大竹市一般会計補正予算（第10号）

議案第30号 令和3年度大竹市一般会計補正予算（第11号）

○議長（賀屋幸治） 日程第14、議案第14号大竹市公告式条例の一部改正についてから、日程第26、議案第30号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第11号）に至る13件を一括議題といたします。

本13件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、児玉朋也議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和4年3月2日、第2回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件名 | 審査の結果 |
|------|----|-------|
|      |    |       |

|        |                                     |      |
|--------|-------------------------------------|------|
| 議案第14号 | 大竹市公告式条例の一部改正について                   | 原案可決 |
| 議案第15号 | 大竹市個人情報保護条例の一部改正について                | 原案可決 |
| 議案第16号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について             | 原案可決 |
| 議案第17号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について            | 原案可決 |
| 議案第18号 | 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について      | 原案可決 |
| 議案第19号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について    | 原案可決 |
| 議案第20号 | 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第21号 | 大竹市教育振興基金条例の一部改正について                | 原案可決 |
| 議案第22号 | 大竹市マロンの里設置及び管理条例の一部改正について           | 原案可決 |
| 議案第24号 | 大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について  | 原案可決 |
| 議案第27号 | 大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定について            | 原案可決 |
| 議案第28号 | 令和3年度大竹市一般会計補正予算（第10号）              | 原案可決 |
| 議案第30号 | 令和3年度大竹市一般会計補正予算（第11号）              | 原案可決 |

令和4年3月2日

大竹市議会議長 賀屋 幸治 様

総務文教委員長 児玉 朋也

○総務文教委員長（児玉朋也） それでは、3月2日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案13件につきまして、3月2日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

まず、議案第24号大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、「出勤報酬で1日当たり5時間以下と5時間越えて報酬に違いがあるが、日をまたいで連続して5時間越えになった場合について何う」との質疑に対しまして、「1日当たりということでは午前0時が起点となる。仮に21時から出勤して翌朝の3時まで活動した場合は、前日の1日当たりの出勤は5時間以下の4,000円が支給され、翌日の出勤に関しても5時間以下のため、4,000円が支給される。近隣市町でも、このたび改正をするところは同じような扱いになる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第27号大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、「大竹市として、手すき和紙のPR効果について指定管理者の業績をどのように評価しているのか何う」との質疑に対しまして、「手すき和紙の里の指定管理者として、おおたけ手すき和紙保存会を指定して3年が経過している。この3年間に、和紙の魅力を伝えるため、情報発信の充実・強化を掲げて公式ホームページを立ち上げ、日本語や英語のリーフレットも作成している。また、和紙製品の展示販売が行えるように、現地に常設展示場を整備している。今年度は、体験学習の拡充や図書館との連携事業に加えて、児童生徒に和紙作りの工程を学習してもらうために、教材用DVDを作成している。

大竹市としても、このような実施事業について非常に評価できると考えている。令和4年度からも伝統文化である手すき和紙の歴史や製造技術を後世に継承していくために、さらなる情報発信の充実や啓発活動に期待している」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第21号大竹市教育振興基金条例の一部改正についてでございますが、本件では、「旧穂仁原小学校の校舎及び体育館の建物が、広島県が施工する事業用地に当たることから、物件移転補償の対象となり、令和4年度に積み立てる予定と説明があった。今回の条例改正で、本市が設置する学校施設の整備に要する経費の財源に充てるためとあるが、令和4年度の大竹小学校プール建設事業に活用できるのか何う」との質疑に対しまして、「プールの整備も学校施設の整備に該当し、今回の条例改正によって教育振興基金を充当することは可能であるとする」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第22号大竹市マロンの里設置及び管理条例の一部改正についてでございますが、本件では、「指定管理期間を「3年以内」から「5年以内」に改正するとあるが、現状は、指定管理期間を1年に短縮して毎年更新されている。今回、5年に延長する理由を事業展開や経済的な効果も含めて何う」との質疑に対しまして、「先般、令和5年

度の合併に向けて9つのJAが合併の調印式を行った。5年間に延長することで、合併したJAがより中長期的な視点により管理・運営ができるようになる。例えば、活性化に向けて取り組みをする場合、1年では発想から実施、結果までなかなか達成できないことも考えられ、5年になると年度ごとの段階的な目標を掲げることができ、経済効果も大きくなると期待している。また、雇用の面でも事業者にとっては、計画的な人材育成ができ、地元の雇用される人たちも指定管理者が変わらないという安心感を持つことができる。その他、野菜等の出荷者も計画的な生産・出荷が可能であると考え」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第14号大竹市公告式条例の一部改正についてでございますが、本件では、「大竹市が発出する文書に押印する公印の見直しに伴い、今まで大竹市役所の掲示板のほか、支所の掲示板にも掲示していたが、改正後は本庁の掲示板にのみ掲示するほか、市ホームページに掲載すると説明があったが、本庁以外にはどこに何カ所あるのかを伺う。また、廃止した後の掲示板の使い方について伺う」との質疑に対しまして、「掲示板は、本庁、大竹支所、玖波支所、木野支所、栗谷支所の合計5カ所である。今後の支所の掲示板はイベント情報を掲示したりするなど、さまざまな使い方ができると考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第15号大竹市個人情報保護条例の一部改正についてでございますが、本件では、「個人情報保護委員会とはどのような組織であるのか伺う」との質疑に対しまして、「個人情報保護委員会は国の機関であり、個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取り扱いを確保するために設置された独立性の高い機関である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第16号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、「本条例改正は、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和すると説明があったが、現状では取得するのにハードルが高いと感じる。今回の条例改正で追加された第20条に沿って具体的な職場での取り組みについて伺う」との質疑に対しまして、「条例第20条の趣旨であるが、育児休業の取得を希望する職員が希望どおりの期間の育児休業の承認請求できるよう、任命権者が配慮すべき措置について規定するものである。第1号の職員に対する育児休業に係る研修の実施については、制度の周知を含めて、職場全体で育児休業を取得しやすい環境づくりのための研修を行うものである。これは請求しようと



する本人に限らず、職場の同僚、上司に対して制度の理解を深めるための研修を実施しなければならないというものである。第2号の育児休業に関する相談体制の整備については、現状では、必要に応じて総務課で相談を受けているが、総務課だけでなく、例えば、各部署単位などでより身近に相談しやすい体制づくりを検討するものである。第3号その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置については、第1号、第2号以外に必要な措置を行うという規定になるが、職員の育児休業の取得に関する事例の収集や、収集した事例を職員に提供して育児休業の請求の参考にしてもらうなど、制度や方針について周知する機会を設けることが考えられる。既に職員向けの手引書は作成しているため、今回の改正内容を盛り込み、さらに充実させて周知を図るなどの対応を考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第17号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第18号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について、議案第19号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び、議案第20号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての4件につきましては、一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告申し上げます。

本4件では、「議案第17号、議案第18号、議案第19号の附則第2条で調整額が基準額以上となる場合は、期末手当は支給しないとあるが、該当者がいるのか伺う。また、該当者がいる場合、該当者数と影響する金額について伺う」との質疑に対しまして、「減額調整して期末手当を支給しないという場合は、6月の期末手当が在職期間が短いために、金額が非常に少なく、12月の減額調整が上回るにより、ゼロ円になってしまう場合が考えられる。現時点で把握している対象者は全て育児休業中の職員5名で、影響する金額は5名分合計で10万円程度である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第28号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第10号）及び、議案第30号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第11号）」の2件につきましては、一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本2件では、まず、「10款教育費の幼児教育推進事業、小学校管理運営事業、社会教育施設等維持管理事業の減額補正の理由について伺う」との質疑に対しまして、「幼児教育推進事業の減額の理由については、幼児教育無償化事業制度が令和元年10月から開始し、令和3年度予算は、新制度移行後1年しか経過をしていないため、保護者の動向を予測するのが難しく、過去5年間の人口や利用者数を基に予算を計上したが、予想より少ない利用者のため減額する。

小学校管理運営事業の減額の理由については、大竹小学校プール建設業務委託料で、当

初予算に計上した後に業務を進める中で、内容を精査した結果の減額や、入札による執行残による減額である。

社会教育施設維持管理事業の減額の理由については、今年度、建設後40年以上経過する玖波公民館及び栄公民館について、予防的保全の観点から外壁調査及び耐震診断の業務を実施した。調査及び診断業務は、業者に委託し、昨年夏季から2施設実施し、現在、報告数値の精査及び改修提案等のまとめを作成中である。経費として当初予算に1,369万4,000円を計上したが、入札による執行残383万6,000円が発生したため、減額する」との答弁がございました。

次に、「小学校教育振興寄附金として、故筒井和義氏の御遺族から玖波小学校の教育環境の充実のためとして、300万円の寄附をいただいたが、用途について伺う」との質疑に対しまして、「寄附金の用途については、御遺族の要望に沿い、故筒井和義氏が基礎生物学の発展に大きく貢献されたこともあり、これらに関する書物をそろえるなど、100万円については今後の学校図書の充実に役立てることを考えている。また、残りの200万円については、今後の玖波小学校の子供たちの課題解決につながるようなことに役立てたい。御遺族からは、頑張った子供たちに賞などを授与できないかという要望もあり、そのあたりも含めてしっかりと吟味しながら用途を考えたい」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案13件の審査報告を終わります。

○議長（賀屋幸治） ただいまの報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本13件を一括採決いたします。

本13件に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。本13件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本13件は原案のとおり可決されました。

議事の都合により議場の換気を行いますので、暫時休憩を行います。再開は15時20分といたします。

~~~~~○~~~~~

15時09分 休憩

15時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

日程第27～日程第29〔一括上程〕

議案第23号 大竹市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について

議案第25号 財産の無償譲渡について

議案第29号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（賀屋幸治） 日程第27、議案第23号大竹市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について、日程第28、議案第25号財産の無償譲渡について及び日程第29、議案第29号大竹市国民健康保険条例の一部改正についての3件を一括議題といたします。

本3件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、日域究議員。

生活環境委員会議案審査報告書

令和4年3月2日、第2回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件名 | 審査の結果 |
|--------|--------------------------------|-------|
| 議案第23号 | 大竹市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第25号 | 財産の無償譲渡について | 原案可決 |
| 議案第29号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について | 原案可決 |

令和4年3月3日

大竹市議会議長 賀屋 幸治 様

生活環境委員長 日域 究

○生活環境委員長（日域 究） それでは、3月2日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案4件につきまして、3月3日に委員会を開催し、審査を行いましたので、議案第26号を除く議案3件について、審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

初めに、議案第23号大竹市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正についてでございますが、本件では、「今回の改正により、設計速度が時速60キロメートル以上の

道路が整備対象になると聞いたが、本市に対象となる道路はあるか。また、今後の計画において、対象となる道路があるか伺う」との質疑に対し、「現時点で整備対象となる道路はない。今後の計画においても、設計速度が時速60キロメートル以上で整備対象とする道路はない。今後、大竹駅の自由通路、東西広場の整備がされることなどによって、本市においても自転車等の交通動線の変化が予想されることから、今回の条例改正に伴い、限られた道路空間での道路交通安全対策として、自転車通行帯の活用を考えた道路整備計画を行っていきたい」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第25号財産の無償譲渡についてでございますが、本件では、まず、「白石墓苑に係る総事業費について伺う」との質疑に対し、「関連総事業費としては、約1億7,738万7,000円であり、これは平成25年度から令和3年度までの見込額である」との答弁がございました。

次に、「新墓苑は100区画できるということであったが、空きの区画はあるのか伺う」との質疑に対し、「事業着手の当初に移転意向調査をし、100区画整備した。そのうち7区画の無縁墳墓と、底地が市のほうで新墓苑に移転されない12区画の、計19区画が空き区画となる予定であった。しかし、移転意向確認から4年余りを経過し、移転を希望していた方が亡くなったなどの理由により、墓じまいを判断する方などが現れたため、現在、空きは25区画となっている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第29号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、本件では、まず、「未就学児に係る被保険者均等割額の軽減の対象者は全体で81人とのことだが、軽減割合別の人数を伺う」との質疑に対し、「軽減割合別の対象者は、5割軽減が30人、6割軽減が15人、7.5割軽減が16人、8.5割軽減が20人である」との答弁がございました。

次に、「賦課限度額の引き上げの対象者数を伺う」との質疑に対し、「令和3年度の当初賦課ベースでは、基礎賦課分23人、後期高齢者支援金分38人、介護納付金分9人が限度額に達しており、対象者となる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案3件の審査報告を終わります。

○議長（賀屋幸治） ただいまの報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本3件を一括採決いたします。

本3件に関する委員長の報告はいずれも原案が可決であります。本3件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本3件は原案可決することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第30 議案第26号 大竹市阿多田保育園の指定管理者の指定について

○議長（賀屋幸治） 日程第30、議案第26号大竹市阿多田保育園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

なお、本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、13番、日域議員には退席を願っておりますので、御了承願います。

本件に関し、報告を求めます。

生活環境副委員長、和田芳弘議員。

生活環境委員会議案審査報告書

令和4年3月2日、第2回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                     | 審査の結果 |
|--------|------------------------|-------|
| 議案第26号 | 大竹市阿多田保育園の指定管理者の指定について | 原案可決  |

令和4年3月3日

大竹市議会議長 賀屋 幸治 様

生活環境副委員長 和田 芳弘

○生活環境副委員長（和田芳弘） それでは、3月2日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案4件のうち、議案第26号については、3月3日に開催した委員会において、大竹市議会委員会条例第17条の規定により、日域委員長の退席後に審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、副委員長より御

報告申し上げます。

議案第26号大竹市阿多田保育園の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案第26号の審査報告を終わります。

○議長（賀屋幸治） ただいまの報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を採決いたします。

本件に関する副委員長の報告は原案可決であります。本件は、副委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は副委員長の報告のとおり決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第31 令和4年陳情第1号 晴海臨海公園西側園路整備工事計画の陳情

○議長（賀屋幸治） 日程第31、令和4年陳情第1号晴海臨海公園西側園路整備工事計画の陳情を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、日域究議員。

生活環境委員会陳情審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件名 | 審査の結果 | 付託年月日 |
|-----------|---------------------|-------|-------|
| 令和4年陳情第1号 | 晴海臨海公園西側園路整備工事計画の陳情 | 不採択 | 4.3.2 |

令和4年3月3日

大竹市議会議長 賀屋 幸治 様

生活環境委員長 日域 究

○生活環境委員長（日域 究） それでは、3月2日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました陳情1件につきまして、3月3日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、御報告を申し上げます。

令和4年陳情第1号晴海臨海公園西側園路整備工事計画の陳情でございますが、本件は、大竹市晴海一丁目2番30号、晴海の環境を考える会発起人、藤岡好男氏から提出された陳情です。

その趣旨といたしましては、現在進められている晴海臨海公園西側園路整備については、近隣への事前説明会で十分な論議が尽くされていないまま着手され、引き続きこれから施工予定の工事についても新たな説明会は行わない方針との表明があり、地元民の要望や生活実態も軽視され、住民が危惧する問題点の解決策も明確に示されていないまま進められれば、区域周辺的生活環境の悪化が危惧される。

特に、現在、カイツカイブキにより騒音・砂じん・強風・日差し・プライバシー等々から守られている現状があるにもかかわらずカイツカイブキを多大な費用と労力を要して全面的に伐採除去し公園路を施工することには、疑問を感じざるを得ない。

については、標記計画の工事について次のとおり陳情するというもので、陳情項目として、カイツカイブキの伐採除去を取りやめて適切な管理を施しながら残すこと。公園への夜間の車両の立ち入りについては時間帯制限を設けるなどして近隣住民の生活に配慮すること。公園に植える樹木は管理費用面に配慮した樹種にすること。

以上のことを求められ、陳情されたものです。

陳情におきまして、本件に対する現状等や執行部の考え方などを尋ねたところ、執行部からは、整備工事の目的、3回の説明会等の内容の説明の後、市の取り組みの方針については、新たに策定した大竹市まちづくり基本計画では、「楽しさと憩いを提供する公園・緑地の整備」をうたっており、大型遊具やデイキャンプ場などを備えた晴海臨海公園は、その代表的な公園である。併せて、小方地区のまちづくり基本構想でも晴海臨海公園は地区の魅力向上を図る重要な施設としている。

公共事業では、住民全ての皆様に満足いただくような計画とされない面はある。市では、より多くの市民が快適に活用できることを第一と考え、いただいた意見や要望を可能な範囲で反映し、来年度以降も整備工事を進める考えである。

なお、陳情の趣旨にも記載されている既存のカイツカイブキは、産業廃棄物処分場から出る砂じんの防止を目的としたものだが、その他の効果が一定程度あったものと考えており、この点も考慮しながら、近隣住民の皆様をはじめ、より多くの市民が安全・快適に利用でき、親しまれる公園となるよう取り組むとの方針の説明があり、その上で、陳情項目に対する市の考えについては、1つ目のカイツカイブキの伐採除去を取りやめ残すことについて対しては、歩行者と車両の分離措置による公園利用者の安全確保や雨水排水路の整備による利便性の向上、防犯対策の観点から、カイツカイブキの除去についてはやむを得ないと考えている。なお、カイツカイブキにかわる機能として、近隣の住宅地の境界から多目的グラウンドまでの距離を約50メートルから60メートル確保し、この間に緑地や60本から70本の高木を植栽し、整備する駐車場はアスファルト舗装とすることで、グラウン

ドからの砂ぼこりや騒音を軽減できることなど、周辺の住宅環境や景観にも配慮した計画となっていると考えている。

2つ目の、夜間の車両の立ち入りのための時間帯制限など近隣住民への配慮についてに対しては、現在、当該公園の夜間照明を使ったスポーツ施設の利用時間は21時までとなっており、また、その場所も近隣住宅地から離れた場所に配置している。さらに公園内の街灯も22時には消灯している。第3期整備後も近隣住民に配慮し、同様の時間制限を行いたいと考えている。なお、特に第3期に整備する西側駐車場については、夜間駐車はさせないような対策を検討していきたいと考えている。

3つ目の、公園に植える樹木は管理費用を配慮した樹木とすることについてに対しては、これまで公園に植えられた樹木については、剪定や散水など適切に維持管理してきた。第3期整備で植える樹木についても、管理コストを見据えながら、適切に維持管理していく考えである。なお、公園の樹木については、来園者に季節感や自然を身近に感じられるようにすること、夏などには木陰をつくるなど、求める役目もある。今後も臨海部にふさわしい樹木を選定していきたいと考えていると説明がありました。

また、さらに近隣住民の皆様には、本事業に対する理解がいただけるよう、これまで3回の説明会等を開催するなど、市としては、より丁寧に取り組んできた。近隣住民にも配慮しながら、カイツカイブキが有していた機能を極力損なわないような検討を行い、広域的な観点や経済性の面からも総合的に判断した計画とし、工事に着手している。今後、整備が進む中で、あるいは完了後に施設を利用していただく中で、別途対策が必要なことがあれば、可能な限り対策に取り組みたいと考えている。

以上のような説明がありました。

委員に質疑を求めたところ、まず、「今後の整備において、また、公園全体のイメージにおいて、樹木の選定をどのように考えているか伺う」との質疑に対しまして、「現在、整備箇所の園路沿いは、ヤエザクラを植えている。園内の樹木は、基本的に四季を感じられるもので、イチョウや落葉樹もあり、春には花が咲くものも植えている。ヤエザクラはソメイヨシノの後に花が咲く。市民の方や、本市に訪れた方が、四季を通じて彩りを感じられるようにしていきたい。また、部分的に、こういう樹木があればよいというのがあれば、住民の意見を反映しながら検討したい」との答弁がございました。

次に、「令和3年度分の工事について、西側園路の整備も進んでいるようだが、進捗状況について伺う」との質疑に対しまして、「本年度の工事の進捗率は2月28日時点で88%である。排水路、植栽等は、ほぼ完了しており、現在は西側園路を施工している。西側園路の整備計画の全延長は320メートルで、令和3年度は、そのうち約110メートルを整備することとしている」との答弁がございました。

次に、「夜間の車両の進入や、住民へ迷惑をかけているのかなどの状況を市はどう把握しているのか。また、ごみの放置があるとしたら問題だが、どのように状況を把握しているのか伺う」との質疑に対しまして、「公園内の夜間の車両の進入については、令和3年度において、職員が夜8時頃、週2、3回、不定期で現場の駐車場の確認を行っている。海側の球技場横の駐車場には3台から5台止まっていたことがある。西側の駐車場の付近

には、駐車はほぼなかった。また、ごみの放置等の実態については、令和3年度は1件、球技場トイレ横にバーベキューをした後と見られるごみの放置があった。公園内には6台の防犯カメラを設置しており、防犯カメラを看板等で周知している状況である。大竹警察署にも、夜間巡回パトロールの強化を依頼している。公園整備が進んだ近年には、ごみ袋や、粗大ごみなどの不法投棄はほとんどない」との答弁がございました。

次に、「令和4年度の工事発注はいつ頃の予定か伺う」との質疑に対しまして、「工事発注については、来年度は今年度の約倍の施工延長200メートル以上を計画しているため、工期も相応に必要となる。これを再編交付金にかわる交付金を財源に充てて執行しようと考えている。来年度は、4月には方針を最終決定し、5月早々には内部処理をして、なるべく早い段階で防衛省への協議、申請を行い、交付決定を受けたい。それらを考慮して、最速で7月から8月中に発注をしたいと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

執行部への質疑を終結し、続いて、委員に本件の取り扱いに関する意見を求めたところ、「住民から、計画している植栽をカイヅカイブキに変えてもらえないかという案が提示されている。計画は計画として、将来的にどうするか、時間をかけ住民の方に十分理解していただくために、前向きな検討、議論の余地があるのではないかと考えられるため、継続審査とすべき」旨の意見が出されました。

起立採決の結果、閉会中の継続審査については否決されました。

続いて、討論に入り、不採択の立場で3名の委員から討論がございました。

その内容は、「今後も住民の意見を聞きながら対応するのであれば、カイヅカイブキを伐採して工事を進めてもよいと考えるため、不採択」といったものと、「地元の心配がしっかり執行部に伝わっていると感じている。今後、担当部署も胸襟を開いており、意見も言えると判断している。小方のまちづくりの中においてシンボリック的なものであるため、スムーズに進めていただけたらと考え、不採択」といったものと、「晴海臨海公園を人が立ち寄ってもらう公園にさせていただきたく、デイキャンプ場の使用時間を延ばしてほしいなど、執行部に提案している。執行部のほうは住民に寄り添い考えてくれており、騒音の苦情などを考慮して19時までの使用としている。今後も住民に寄り添い、対応していく旨の説明もあった。これらを踏まえて、今後の晴海臨海公園の進展に期待して、不採択」といった討論がございました。

討論を終結し、採決の結果、本件は「不採択とすべきもの」と決しました。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました陳情1件の審査報告を終わります。

○議長（賀屋幸治） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

原田議員。

○3番(原田孝徳) 通告が間に合わなくて、申し訳ございませんでした。

私は、不採択に反対の討論をさせていただきます。

委員会のほうに提出されまして、対象の住民にポスティングされました晴海臨海公園の整備についてという資料がありまして、こちらになるんですけども、こちらをですね、現状の写真というのが右側と、それから左側も現状と課題というところの写真がですね、同じものを使われているんじゃないかと思うんですが、こちらがですね、令和4年2月22日に資料として作成されているんですが、この現状の写真というのがですね、実際に撮られたのが今年の7月9日というもので、これはとても現状の写真とは言えないのではないかと思います。このような適切でない資料を、委員会のほうに提出されたことにつきましては、委員会軽視なのかなと思うところもあり、さらに、これを受け取った住民のほうからは怒りの声も上がっているということから、このような資料を出されると、過去3回十分な説明をされたという説明がありましたけれども、住民との間にしっかりとしたラポール形成が図られたのかなというのは大いにこれ疑問であるところだと言わざるを得ないと思います。

また、カイツカイブキの伐採については、産業廃棄物処分場であったときの遺物ということからですね、議論はあるかもわかりませんが、公園の管理とか運営という観点から、当然周辺の住環境に配慮した設計等をする必要があると思いますし、そういう点において、敷地内にカイツカイブキの植栽はできないかという住民からのですね、提案もされたわけですから、今回の資料の件もありますし、今後に禍根を残さないためにも引き続き真摯に話し合う姿勢というのが求められておると思いますし、議論の余地は、まだ残されておると思いますので、不採択に反対の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長(賀屋幸治) 他に討論はありませんか。

和田議員。

○9番(和田 芳弘) 私は不採択の討論をさせていただきます。

現在、今の管理棟のほうから4分の1ぐらいですかね、もういろいろつくって、あそこの植木も植えてます。あれをずっと今からコメリまで200メートルか100メートル、あれを全部整理されたらね、すごく見通しのいい、きれいな公園になると思います。それで、ただ私がね、心配するのは住民が防砂とか防じん、防風とかを心配されておりますのでね、今このイメージ図見ましたら桜を植えるような形となっておりますよね。桜ももちろんいいんですが、桜だけにこだわらず、何か防砂とか防風できる樹木、今から少し考え、選定されてもいいんじゃないかという気がします。ぜひこれを進めてください。よろしく願います。

○議長(賀屋幸治) 他に討論ありませんか。

日域議員。

○13番(日域 究) 私は不採択でいいと思います。ただ、正直言って私は、あそこ行って何回か物を見てきましたけど、イズミの駐車場とコメリの駐車場って高さが一緒なんです

けども、晴海地区の住宅地と公園の高さ違うんですよね。1メートルぐらい公園側が高いんですよね。今回の陳情のカイゾカイクキ云々はね、それはあれを残せっていうのもですよ、少々難しいのはわかります。ただ、何であっちが1メートル高いのかなと思うんですけども、あそこをですよ、一般市民が散策したら1メートル高いところからですね、ある種見下されるんです。あの住宅の方たちは。そういう意味では、少し何か目線を切るものがね、あったらいいのかなという気はいたします。10メートルぐらい先の1メートルぐらい上から見られたらですよ、ちょうどというか、かなり丸見え的になりますからね。少し嫌な思いがするかなという気がします。だからぜひですね、今からの何か進めていく上で、しっかりね、地元の方の気持ちをくんで配慮していただきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（賀屋幸治） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） これより本件を採決いたしますが、念のために御説明いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。ここでは陳情第1号を採択すべきかどうかを諮ることになります。採決に当たっては、委員長の不採択の報告にかかわらず、本件を採択すべきとする議員の起立をお願いいたします。

それでは、本件を起立により採決いたします。

本件を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（賀屋幸治） ありがとうございます。

起立少数と認めます。

よって、本件は不採択と決しました。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月10日から3月25日までの16日間、休会といたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、3月10日から3月25日までの16日間、休会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

この際、御通知いたします。

明日、3月10日10時から、第1委員会室において、正副委員長互選のため、予算特別委

員会を開催いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による通知はいたしません。関係者はお含みの上、御参集ください。

3月25日は、午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による通知は行いません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

15時50分 散会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年3月9日

大竹市議会議長 賀屋 幸治

大竹市議会議員 細川 雅子

大竹市議会議員 寺岡 公章

令和4年3月
大竹市議会定例会（第2回）議事日程

令和4年3月25日10時開会

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 | 付 記 | |
|-----|--------|----------------------------|-------------------|--------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 | | |
| 第 2 | 議案第 2号 | 令和4年度大竹市一般会計予算 | 予 算 特 別
(原案可決) | |
| 第 3 | 議案第 3号 | 令和4年度大竹市国民健康保険特別会計予算 | | (原案可決) |
| 第 4 | 議案第 4号 | 令和4年度大竹市漁業集落排水特別会計予算 | | (原案可決) |
| 第 5 | 議案第 5号 | 令和4年度大竹市農業集落排水特別会計予算 | | (原案可決) |
| 第 6 | 議案第 6号 | 令和4年度大竹市港湾施設管理受託特別会計
予算 | | (原案可決) |
| 第 7 | 議案第 7号 | 令和4年度大竹市土地造成特別会計予算 | | (原案可決) |
| 第 8 | 議案第 8号 | 令和4年度大竹市介護保険特別会計予算 | | (原案可決) |
| 第 9 | 議案第 9号 | 令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算 | | (原案可決) |
| 第10 | 議案第10号 | 令和4年度大竹市水道事業会計予算 | | (原案可決) |
| 第11 | 議案第11号 | 令和4年度大竹市工業用水道事業会計予算 | | (原案可決) |
| 第12 | 議案第12号 | 令和4年度大竹市公共下水道事業会計予算 | (原案可決) | |
| 第13 | | 議員派遣について | | |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第2号から日程第12 議案第12号（報告・討論・表決）
- 日程第13 議員派遣について（表決）

○出席議員（15人）

| | |
|----------|----------|
| 1番 賀屋幸治 | 2番 藤川和弘 |
| 3番 原田孝徳 | 4番 小中真樹雄 |
| 5番 中川智之 | 6番 小田上尚典 |
| 7番 北地範久 | 8番 西村一啓 |
| 9番 和田芳弘 | 10番 網谷芳孝 |
| 11番 児玉朋也 | 12番 山崎年一 |
| 13番 日域 究 | 14番 細川雅子 |
| 15番 寺岡公章 | |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

| | |
|-------------|------|
| 市 長 | 入山欣郎 |
| 副 市 長 | 太田勲男 |
| 教 育 長 | 小西啓二 |
| 総 務 部 長 | 中村一誠 |
| 市 民 生 活 部 長 | 三原尚美 |

健康福祉部長兼福祉事務所長
建設部長
上下水道局長
消防局長
総務課長併任選挙管理委員会事務局長
企画財政課長

豊原学
山本茂広
古賀正則
佐伯和規
柿本剛
三井佳和

○出席した事務局職員

議会事務局長
議事係長

三上健
加藤豪

10時00分 開議

○議長（賀屋幸治） 定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。
これより直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（賀屋幸治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において2番、藤川和弘議員、  
3番、原田孝徳議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第12〔一括上程〕

- 議案第 2号 令和4年度大竹市一般会計予算
- 議案第 3号 令和4年度大竹市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 4号 令和4年度大竹市漁業集落排水特別会計予算
- 議案第 5号 令和4年度大竹市農業集落排水特別会計予算
- 議案第 6号 令和4年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算
- 議案第 7号 令和4年度大竹市土地造成特別会計予算
- 議案第 8号 令和4年度大竹市介護保険特別会計予算
- 議案第 9号 令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第10号 令和4年度大竹市水道事業会計予算
- 議案第11号 令和4年度大竹市工業用水道事業会計予算
- 議案第12号 令和4年度大竹市公共下水道事業会計予算

○議長（賀屋幸治） 日程第2、議案第2号令和4年度大竹市一般会計予算から、日程第12、
議案第12号令和4年度大竹市公共下水道事業会計予算に至る11件を、一括議題といたしま
す。

本11件に関し、委員長の報告を求めます。
予算特別委員長、寺岡公章議員。

予算特別委員会議案審査報告書

令和4年3月9日、第2回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記
のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件名 | 審査の結果 |
|-------|----------------------|-------|
| 議案第2号 | 令和4年度大竹市一般会計予算 | 原案可決 |
| 議案第3号 | 令和4年度大竹市国民健康保険特別会計予算 | 原案可決 |

| | | |
|--------|------------------------|------|
| 議案第4号 | 令和4年度大竹市漁業集落排水特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第5号 | 令和4年度大竹市農業集落排水特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第6号 | 令和4年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第7号 | 令和4年度大竹市土地造成特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第8号 | 令和4年度大竹市介護保険特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第9号 | 令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第10号 | 令和4年度大竹市水道事業会計予算 | 原案可決 |
| 議案第11号 | 令和4年度大竹市工業用水道事業会計予算 | 原案可決 |
| 議案第12号 | 令和4年度大竹市公共下水道事業会計予算 | 原案可決 |

令和4年3月16日

大竹市議会議長 賀屋 幸治 様

予算特別委員長 寺岡 公章

○予算特別委員長（寺岡公章） 去る3月9日の本会議におきまして、私ども委員8名で構成されました予算特別委員会に御付託いただきました、令和4年度大竹市一般会計予算ほか10件の議案につきましては、14日、15日、16日の3日間、委員会を開催し、その結論を得ておりますので、委員会審査の概要と結果につきまして、御報告を申し上げます。

3月10日に開催されました第1回予算特別委員会におきまして、不肖、私、寺岡が委員長に、藤川委員が副委員長に互選されました。身に余る大役を務めさせていただき、委員各位の御協力により、本日報告の運びとなりましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

審査の内容について御報告申し上げますが、3日間にわたる質疑応答や御意見など、膨大なものとなっておりますので、要約しての報告となりますことを御了承いただきたいと思っております。

初めに、第1款議会費においては、質疑はございませんでした。

続きまして、第2款総務費では、まず、「令和4年度はふるさと納税促進事業が6億円

計上してあり、令和3年度も何度か増額補正をして好調であると思うが、返礼品の基準と新しい返礼品を考えているのか伺う」との質疑に対しまして、「返礼品の基準については、国の定めがある。主な基準は、区域内において生産されたもの。次に、区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの。次に、区域内において製造・加工の主要な部分を行うこと。最後に、区域内において提供される役務といったものがある。

新しい返礼品については、クラウドファンディングを利用して、市内の新たな商品の開発を行いたいと考えている。今後、総務課、産業振興課、企画財政課の3課で制度の統括や新たな商品の開発や積極的な広報・広告など連携して行い、寄附額の増加を目指したいと考えている」との答弁がございました。

次に、「船舶公募等記念品について、公募方法や時期と予算の内訳について伺う」との質疑に対しまして、「船名公募については、利用者に親しみやすい船名を公募したいと考えているが、募集方法は検討段階である。時期については、造船会社と協議をすることで、秋頃までには進めたいと考えている。募集については、主に乗船された方や市民の方に向けて発信をしたい。記念品については、阿多田島汽船との協議の中で応募人数を予測し、1人数千円程度で計上しているが、公募する段階で検討をしたいと考えている」との答弁がございました。

続きまして、第3款民生費では、「地域福祉担い手育成事業の事業期間が延伸された理由及び重層的支援体制移行業務委託料の業務内容について伺う」との質疑に対しまして、「令和元年度から3カ年で実施する予定であった地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業は、法改正により、令和3年度から重層的支援体制整備事業に移行することとなり、令和5年度まで、体制整備の期間に充てることが可能となった。重層的支援体制移行業務委託料は、市と共に事務局を担う、大竹市社会福祉協議会・医療法人社団知仁会に対して支払われる費用である」との答弁がございました。

続きまして、第4款衛生費では、「ごみ処理場維持管理事業の委託料が前年度と比較し5,000万円の増額となった理由について伺う」との質疑に対しまして、「令和4年度から、これまで直営で行ってきたリサイクルセンターの現業業務が民間委託される。3月当初、入札により、本市に営業所を有し、現在、一般廃棄物収集運搬業務を受託している株式会社ISCが落札した。民間委託に係る不燃物処理場運転管理業務委託料6,554万8,000円が新規委託料として増額となったが、令和3年度までシルバー人材センターに委託していた資源・不燃ごみ分別業務委託料1,245万1,000円、資源物分別指導及び分別業務委託料222万円、不燃物処理機械運転及び保守点検業務委託料222万6,000円の業務は、株式会社ISCの受託業務に含まれ、減額となった」との答弁がございました。

続きまして、第5款労働費では、「講師等謝礼が3万円に減額されているが、減額分について新しい事業の展開はできないのか。また、勤労者支援施策の充実ができないか伺う」との質疑に対しまして、「働き方改革等の講習会、研修会について、大竹商工会議所と連携し、共同で幅広く事業を実施する方向で進めており、事業を縮小したわけではない。また、減額した額に係る、勤労者支援施策として新規事業の展開について、今のところ検討はしていない」との答弁がございました。

続きまして、第6款農林水産業費では、「鳥獣被害防止対策支援事業に係る取り組みと、狩猟免許取得等補助金の利用状況について伺う」との質疑に対しまして、「本市における鳥獣の被害はイノシシが主な要因で、3月9日現在、猟期を含め、イノシシを205頭捕獲している。農業被害面積、被害額は、近年、減少傾向にあるが、住民の方からの相談は依然として多く、沿岸地域での目撃連絡や相談がふえている。本市では、鳥獣防止対策支援事業として、令和3年度は事業費を増額するとともに、狩猟者の確保を目的として免許取得に対する支援を新たに設けたが、利用はなかった。令和4年度は、新たに国の交付金を活用して、被害防止の強化を図り、農業被害の防止に向け取り組んでいきたい」との答弁がございました。

続きまして、第7款商工費では、「地域経済活性化事業補助金の内容、目的及び6次産業化の推進について伺う」との質疑に対しまして、「地域経済活性化事業補助金は、大竹市の魅力の発信と地域経済の活性化を図ることを目的に、商品の開発・改良、販路開拓、創業の事業に取り組む、本市に事業所を有する中小事業者または本市で創業する方を対象として、補助金を交付するものである。また、商品開発・改良の事業はふるさと納税の返礼品として登録できる本市で生産された商品または主要な原材料が本市で製造されている商品等の対象となるため、返礼品の仕組みを利用して商品のPRをし、本市の製品の魅力を広めることを目標とする。補助金は、商品の開発・改良は250万円、販路開拓は10万円、創業で60万円を上限として、対象経費の2分の1を補助するものである。この補助金は農林漁業者も活用することもできるため、6次産業化の支援になればと考えている」との答弁がございました。

続きまして、第8款土木費及び第11款災害復旧費は、関連がありますので、一括して審査をいたしました。

本2件の審査では、まず、「私道舗装工事費補助金について、平成21年の制度開始以降、どれくらい工事があったのか。また、今年度の工事の受益者数と場所について伺う」との質疑に対しまして、「平成21年4月1日に大竹市私道舗装等工事費補助金交付要綱を施行以来、平成21年度に1件、平成23年度に3件、平成30年度に1件、令和元年度に1件の補助を行っている。令和4年度で予定している箇所は、南栄3丁目の住吉神社下の、道路幅5.3メートル、延長が58メートルの共有道路で、受益者世帯数は11世帯である」との答弁がございました。

次に、「大竹駅自由通路等維持管理事業の事業内容について伺う」との質疑に対しまして、「供用開始後の自由通路のトイレ、通路、階段の水道料金、電気料金、清掃費、東口・西口のエレベーターの保守管理費である。供用開始の正式な時期はまだ決まっていないが、3カ月分を計上している」との答弁がございました。

続きまして、第9款消防費では、「救急救命士有資格者が増員されることは、高齢化が進む中において必要であると考え。241万円の予算で何人養成するのか伺う。また、消防団一般事務の報酬が前年度比1,386万3,000円の増額となっている理由について伺う」との質疑に対しまして、「まず、救急救命士養成は隔年で1名を計画しており、令和4年度が当該年度となる。次に、消防団一般事務の報酬増額理由は、消防団員の処遇改善のため、

国が基準年額報酬を改めたことにより、本市においても同様に改め、550万7,000円の増額となった。また、出勤手当は令和3年度までは消防団活動推進事業の費用弁償から支出されていたが、令和4年度からは消防団一般事務の出勤報酬に費目が移行され、835万6,000円の増額となったためである。今後においても、消防団員の確保に努めていきたい」との答弁がございました。

続きまして、第10款教育費では、「小・中学校のICT支援員の業務内容について伺う」との質疑に対しまして、「令和3年9月より支援員の配置を開始し、令和4年4月より支援員が1カ月18日で、市内の小・中学校を1日1校巡回する予定である。ICTの活用は教職員にハードルが高く、授業や教材アプリの効果的な活用方法のアドバイスなどを行っている。また、支援員がさまざまな学校を巡回することで、他の学校が実践している事例を共有することができている」との答弁がございました。

続きまして、第12款公債費、第13款予備費については、いずれも質疑はございませんでした。

続きまして、歳入における一括質疑では、「臨時財政対策債が減少しているが、その理由について伺う」との質疑に対しまして、「予算編成においては、普通交付税と臨時財政対策債を一体で組み、その後、振り分ける。振り分けの際には、国が作成する地方財政計画を参考にしており、令和4年度は、地方税等の伸びにより、臨時財政対策債が大幅に減少するという内容になっている。市の予算も臨時財政対策債への割り振りを減らしたため、去年と比べると大きく減っている」との答弁がございました。

続きまして、歳入歳出全般にわたる総括質疑では、「自主財源と依存財源について、自主財源の比率が高いほうが財政運営が安定しているという記述がある一方で、自主財源と依存財源の比率が安定しているほうが望ましいという記述もある。財政運営にあたってはどちらがよいのか伺う」との質疑に対しまして、「依存財源に地方債が入る。大規模事業を実施すると地方債の額がふえるため、そのタイミングでは依存財源がふえることになる。そのような要素がなければ、自主財源と依存財源の比率は、基本的には大きな変化がなく、安定して推移すると考えている。一般的には、自主財源が半分を超えている方がよいのではないかと思っている」との答弁がございました。

続きまして、特別会計及び企業会計予算の審査における主な質疑・答弁を、審査した会計順に、御報告申し上げます。

大竹市国民健康保険特別会計、大竹市介護保険特別会計、大竹市後期高齢者医療特別会計の3件につきましては、関連がありますので、一括して審査を行っております。

本3件の審査では、まず、「一般被保険者療養給付費が前年度と比較して9,694万9,000円減額となっている理由と、一般被保険者国民健康保険料が、前年度と比較して2,397万3,000円減額となっている理由を伺う」との質疑に対しまして、「療養給付費は、県が算出した数値を参考にし、予算計上している。県の算出方法は、大まかに言うと、被保険者数の推計値と、1人当たりの医療費の推計値を掛けて算出している。

療養給付費が減額となった主な理由は、被保険者数について、団塊の世代が令和4年度から後期高齢者に移行することを見込んでおり、その推計値が、前年度から減少したこと

によるものである。また、国民健康保険料は、療養給付費をベースとして予算額を算出しているため、被保険者数の推計値の減少という、同様の理由により減額となっている」との答弁がございました。

次に、「緊急通報システム管理運営委託料が前年度と比較して55万2,000円減額となっている理由を伺う」との質疑に対し、「委託料は、緊急通報システムの利用者数をもとに算出している。減額の理由は、システムの利用者数の減少に伴い、過去の実績を考慮して、委託料を見直したためである。利用者数の減少の理由は、過去数年は新しくシステムを設置し利用を始める方よりも、死亡や入院、または高齢者施設に入所されることによりシステムを廃止し、利用をやめる方が多くなったためである」との答弁がございました。

続きまして、大竹市港湾施設管理受託特別会計では、「ヒアリ等調査委託金について、ヒアリだけではなく、セアカゴケグモやアルゼンチンアリ等の調査も行うのか。調査の対象や方法、頻度など、内容について伺う」との質疑に対し、「毎年、広島県と大竹港ヒアリ対策業務に関する覚書を締結して、調査を実施している。内容は、目視調査とトラップ調査を行っている。目視調査は、4月から10月の間は月2回、11月から3月の間は誘引剤を散布後、月1回行っている。調査は、大竹港のみで行っており、今のところヒアリは確認されていない。対象はヒアリとアカカミアリ、コカミアリである。セアカゴケグモとアルゼンチンアリ等は、この調査では対象となっていないが、大竹市としては適宜、駆除などの対応をしている」との答弁がございました。

続きまして、大竹市土地造成特別会計では、まず、「旧小方中学校グラウンド盛土工事として予算が700万円計上されているが、事業の内容について伺う」との質疑に対し、「旧小方中学校跡地に土砂を搬入し、搬入した土砂を盛土整地工事するための予算として700万円を計上している。現在は、岩国大竹道路事業における一時的な土砂の仮置きとして受け入れている。これが最終的に置ききることになれば、土砂を整地することになるため、現在のところ未執行の状態が続いている。岩国大竹道路事業で利用するために土砂の搬出がなければ、整地するという予定で予算を計上している」との答弁がございました。

次に、「歳入の財産貸付収入の内容について伺う」との質疑に対し、「財産貸付収入については、晴海1丁目のゆめタウンの駐車場、旧小方中学校の体育館部分や職員駐車場用地、その他用地の貸付料を予算として計上している」との答弁がございました。

続きまして、大竹市水道事業会計、大竹市工業用水道事業会計につきましては、関連がありますので、一括して審査を行っております。

本2件の審査では、「令和5年4月から水道料金改定にあたり、市民への周知方法について伺う」との質疑に対し、「令和4年9月定例会にて議決を得た上で、広報及びホームページによる周知だけでなく、水道の検針票に料金改定に関するお知らせを印字し、周知する予定である」との答弁がございました。

続きまして、大竹市公共下水道事業会計、大竹市漁業集落排水特別会計、大竹市農業集落排水特別会計につきましては、関連がありますので、一括して審査を行っております。

本3件の審査では、「大竹排水区内水浸水想定区域図等作成業務について、令和3年度に作成した第1期の成果及び令和4年度に作成する第2期の内容を伺う」との質疑に対しまして、「さまざまな降雨のシミュレーションを行い、居住する区域にどの程度浸水のおそれがあるか把握してもらい、住民に平常時からの防災意識の向上と、自発的な避難の心構えを持っていただくことを目的として作成するものである。第1期では、大竹第1排水区及び第2排水区を作成した。エリアは元町4丁目から立戸3丁目、御園の新町川までの間について作成した。第2期では、防鹿地区及び、市街化区域のうち、第1期で作成した区域以外について作成する予定である」との答弁がございました。

以上で、全ての会計の質疑を終結し、討論に入りました。

一般会計では、討論はなく、一般会計当初予算案は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、特別会計及び企業会計の10件では、討論はなく、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しております。

3日間にわたった予算特別委員会では、委員各位による慎重かつ熱心な審査が行われました。

また、執行部におかれましては、審査の過程で出されました意見や提案について、十分検討されて、予算執行されますよう要望いたします。

終わりに、連日にわたり明確で丁寧な対応をいただきました執行部の皆様に、厚くお礼を申し上げます。

以上で、委員長報告を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（賀屋幸治） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論の通告を受けておりますので、発言を許可します。

4番、小中真樹雄議員。

○4番（小中真樹雄） 賛成の立場から発言させていただきます。

例えば、友達が転ぶ。ああ痛かったろうな、と感じる気持ちを、そのつど自分で作り上げていきさえすればよい。この根っこの感情が、自己の中でしっかり根づいていけば、他民族へのいたわりという気持ちもわき出てくる。君たちさえ、そういう自己をつくっていけば、二十一世紀は人類が仲良しで暮らせる時代になるにちがいない。司馬遼太郎の、「21世紀に生きる君たちへ」の一節です。

私は、令和4年度当初予算案について、異論を差し挟むつもりはありません。ただ、人を育てること、これは100年の大計です。大竹市から世界に羽ばたく人材が出ることは、爽快ではないですか。子供たちを大切にしましょう。大竹市にとどまろうとそうでなかろうとも、この思いを真摯に受け止めてください。

令和4年度当初予算案には賛成します。

そして、最後に一言述べさせていただきたいと思います。私の最も敬愛する作家、藤沢周平は、常々普通が一番と語っていました。今ほどこの言葉が心に響くことはありません。普通の日常を奪われ、戦火に苦しむウクライナの人々に、一日も早く安心して暮らせる日々が戻ることを心よりお祈り申し上げます。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 続いて、3番、原田孝徳議員。

○3番（原田孝徳） では、一般会計につきまして、意見を付して賛成討論をさせていただきます。

再編交付金にかわる交付金の使途についてでございますが、予算特別委員会の中で、同僚議員の質問にもありましたように、私も同様にハコやモノからヒトへの投資をすべきだという意見であります。

それでこの交付金についてですが、阿多田島の島民の大変な我慢の上にあるものだと私は考えておりますので、まだまだ阿多田島に対するその配分は少ないように、私は感じております。例えば阿多田島の観光振興に交付金を充てることで、来島者をふやし運賃の増収を図ることで、島民のフェリー運賃を無料化するなど、移動の負担軽減策は必要であると考えますし、ハード事業の大切さも大変理解はできますけれども、交付金がなくなった後の維持管理費は、予測はできませんし、将来に負担を強いることにもなりかねません。それよりも、今住んでいる住民の方々に幸せを実感してもらうことこそが、何よりこのまちの未来になると考えております。

また、長い間リハビリ温水プールが使用できなくなっております。来年度検討業務の予算が組まれてはおりますけれども、高齢者の健康づくりや障害児・障害者のストレスを軽減する場所としては欠かせないものだと思いますので、そこに第一に目を向けてほしかったというのが、私の正直な思いであります。

阿多田島の観光振興、それに伴う移動の負担軽減策、そして、リハビリ温水プールの修繕について主要な事業として取り上げられなかったことは、非常に残念ではあります。一般会計全般について反対するものではありませんので、これらのことについてはぜひ再来年度から優先的・積極的に取り組んでほしいというのが、私の意見であります。

この意見をつけさせていただいて、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本11件を一括採決いたします。

本11件に関する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本11件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第13 議員派遣について

○議長（賀屋幸治） 日程第13、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、サイドブックに掲載のとおり派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、サイドブックに掲載のとおり派遣することに決しました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定をいただきました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、諸般の事情により変更が生じる場合は、議長に一任することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

定例会閉会にあたり、市長から挨拶がございます。

市長。

○市長（入山欣郎） 本日ここに、大竹市議会定例会を閉会するにあたりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会は、去る3月2日に開会され、本日までの間、議員各位におかれましては、御提案申し上げました各案件を終始熱心に御審議いただき、誠にありがとうございました。

令和4年度の当初予算をはじめ、いずれの案件につきましても、議決あるいは認定を賜りました。心より御礼を申し上げます。

なお、本会議並びに各委員会などにおきまして皆様からいただきました貴重な御意見・御要望につきましては、これを十分に検討させていただき、今後の市政運営に反映させてまいりたいと考えております。

長引くコロナ禍により、今後も厳しい経済情勢が続くものと思いますが、市民の皆様、



議会、行政が信頼し合い、地域を思う絆を大切にして、よいまち大竹、誇りに思える大竹を実現できるよう力を合わせ、取り組んでまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、どうか引き続きましての御指導・御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） これにて本日の会議を閉じ、第2回大竹市議会定例会を閉会いたします。

10時30分 閉会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年3月25日

大竹市議会議長 賀屋 幸治

大竹市議会議員 藤川 和弘

大竹市議会議員 原田 孝徳

大 竹 市 議 会 会 議 録

令和4年第1回（1月）臨時会  
令和4年第2回（3月）定例会  
令和4年6月発行

編集発行 大竹市議会事務局

〒739-0692 広島県大竹市小方一丁目11番1号  
電話 (0827) 59-2183

印刷 神戸総合速記株式会社

電話 (078) 321-2522